

# 東京都の水産

令和2年版



東京都産業労働局

## まえがき

東京には多摩川や荒川、江戸川などの河川、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島にいたる広大な海域があり、それぞれの地域の特性を活かした水産業が営まれています。

東京の水産業は、消費者に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、生産の場である河川や海は、都民に安らぎや潤いを与える空間としても大切な役割を担うなど多面的な役割を果たしています。

こうした東京の水産業を振興するため、東京都では平成26年度に策定した「水産業振興プラン」に基づき、水産資源の管理や漁業経営基盤の強化などに努めてきました。

しかし、東京の水産業は、漁業者の急速な減少や高齢化に加え、漁獲がキンメダイに偏重し、その資源量も減少傾向にあるなど、持続的な発展を遂げていくうえで多くの不安材料を抱えています。

また、地球温暖化や海洋環境の変化、新型コロナウイルス感染症による水産物需要の低迷、デジタル技術の進展、資源管理の強化等を目的とした漁業法改正など時代の流れに即した水産業への転換が求められています。

そこで東京都ではこれら課題や情勢の変化に対応するため、本年6月に「水産業振興プラン」を改定し、東京の水産業を持続可能で競争力ある産業へと転換していくためのビジョンと施策とを定め、現在、漁業人材の確保・育成など漁海況予測システムの構築など各種施策を総合的に展開しているところです。

本書は、東京都の漁業動向を令和元年の水産統計や、令和元年度の事業結果を中心にとりまとめたものです。本書を通じ、東京都の水産業について皆様の関心と理解が一層深まり、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

令和3年9月

東京都産業労働局農林水産部  
水産課長 藤井大地

## 目 次

I	水産業の概要	1
1	令和2年の都の水産業をめぐる主な動き	3
2	我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3	現況	6
II	漁業調整対策	15
1	事業概要	17
2	漁業権	18
3	漁業許可	26
4	内水面漁業	28
5	海洋生物資源の保存と管理	32
6	自主的資源管理支援対策事業	34
7	遊漁船業の登録	38
8	漁業取締	38
III	水産業基盤整備	39
1	事業概要	41
2	水産経営構造改善事業	41
3	島しょ漁業振興施設整備事業	42
4	水産物供給基盤整備事業	45
5	内水面振興対策事業	48
6	小笠原漁業振興施設整備事業	51
7	硫黄島関連漁業対策事業	52
8	漁村地域防災力強化事業	53
9	栽培漁業	54
10	沖ノ鳥島総合対策事業	56
IV	漁業経営改善対策	59
1	水産業協同組合の育成	61
2	漁業金融	67
3	ぎょしょく普及事業	73
4	水産物加工・流通促進対策事業	74
5	離島漁業再生支援事業	75
6	水産物認証取得支援事業	76
V	漁業補償対策	77
1	漁業共済	79
2	漁船保険	83

3	漁業公害	8 6
4	東京産水産物の放射性物質検査	8 9
5	演習補償	9 0
VI	行政委員会	9 1
1	海区漁業調整委員会	9 3
2	内水面漁場管理委員会	9 7
VII	島しょ農林水産総合センター	9 9
1	島しょ農林水産総合センターの概要	1 0 1
2	漁業調査指導船	1 1 2
3	分掌事務	1 1 3
VIII	水産行政	1 1 7
1	組織	1 1 9
2	分掌事務	1 2 0
IX	資料	1 2 3
1	経営体・就業者	1 2 5
2	生産量・生産額	1 2 6
3	漁船	1 4 3
4	漁業制度と都の漁業	1 4 6

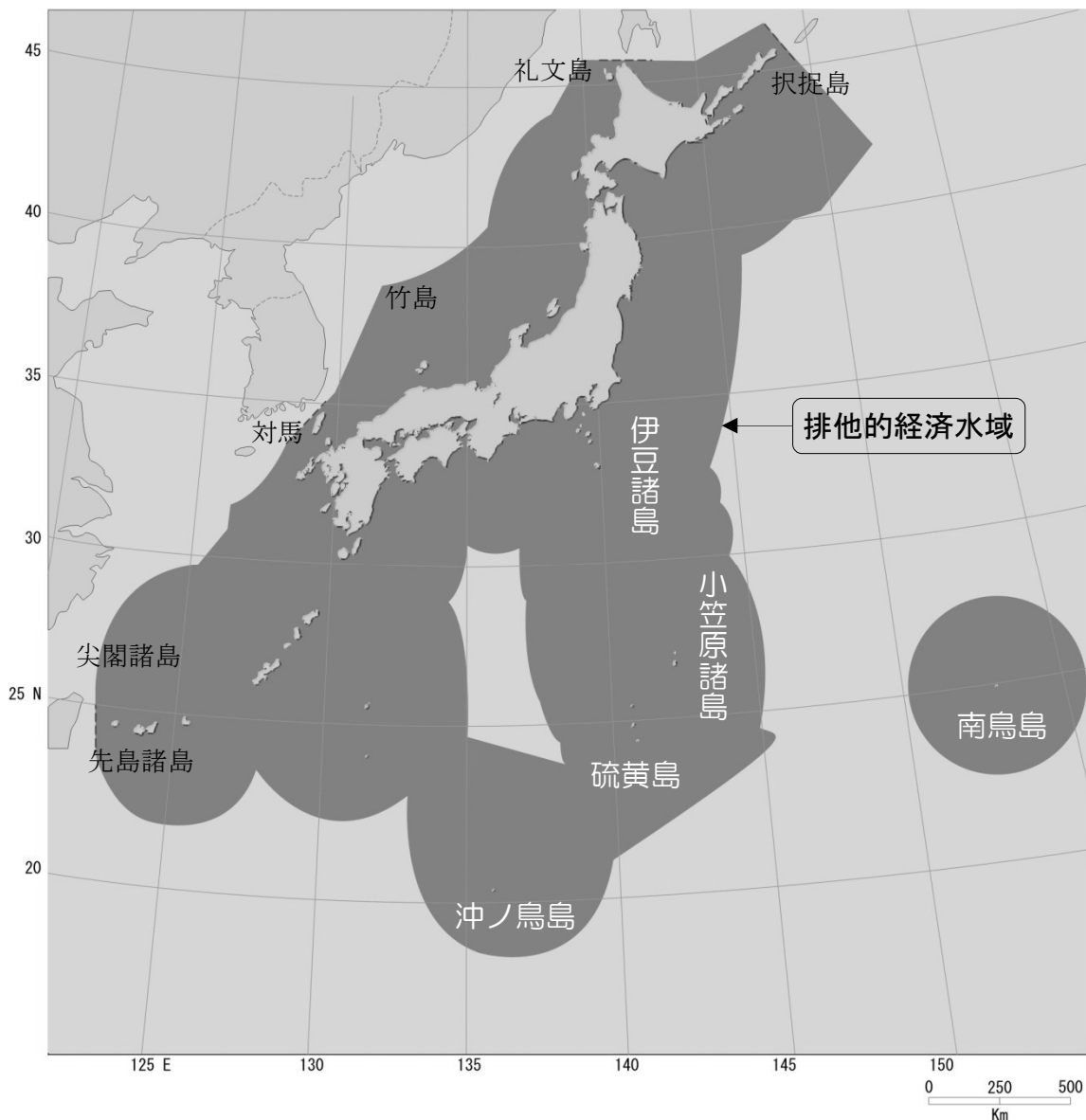
# I 水産業の概要

## 1 令和2年の都の水産業をめぐる主な動き

- 令和元年（平成31年）のキンメダイ生産量は、1,099トンで全体のおよそ4割を占める（1月）
- 東京都農林・漁業振興対策審議会 諮問（1月）
  - ・持続可能な漁業の実現と水産業の競争力強化について
- 第14回沖ノ鳥島フォーラムの開催 来場者158名参加（1月）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京都において緊急事態措置等を実施（4月～）
- 新型コロナウイルス感染症による水産業への影響（4月～）
  - ・4月のキンメダイ単価は、対前年同月比で35%安（豊洲市場魚種別動向より）
  - ・島しょ主要漁協で週2日程度の休漁を実施（4～5月）
  - ・河川釣場はすべて営業休止（4～5月）等
- 漁業者に対する新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として補正予算を計上（5月）
- 江戸前アユ遡上推計尾数 約37万尾（6月）
  - ・ここ10年で最も少ない推定遡上数を記録
- 都政モニターアンケート 「東京の農業・水産業」（9月）
  - ・東京産水産物のイメージや期待、水産行政へ求めるもの
- 島しょ農林水産総合センター大島事業所建替えに伴う仮庁舎に移転（10月）
- 改正漁業法の施行（12月）に伴う東京都漁業調整規則及び東京都内水面漁業調整規則の改正（12月）
- 東京都農林・漁業振興対策審議会 答申（12月）
  - ・東京における持続可能な水産業の方向 4つの基軸

## 2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

### (1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

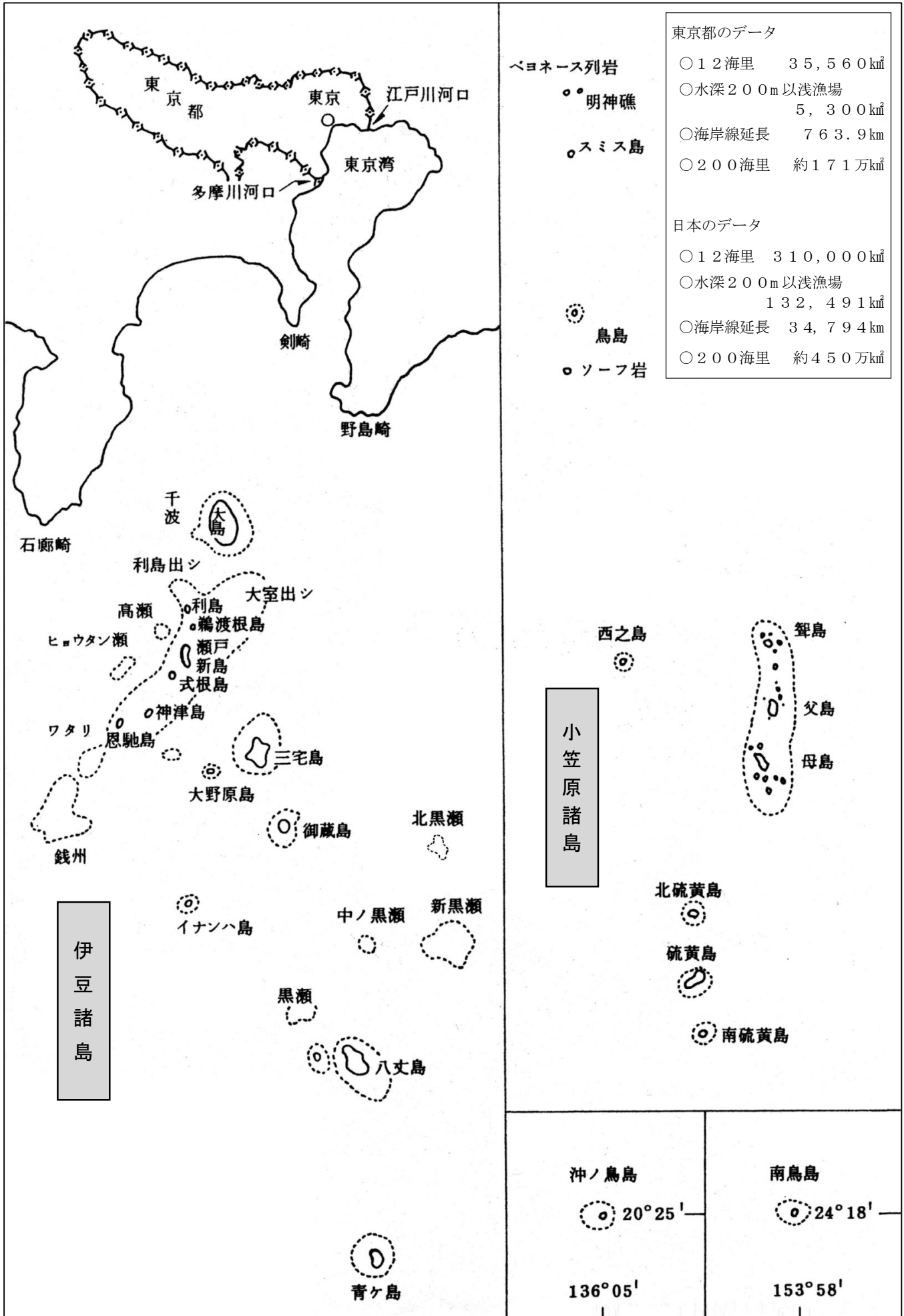
200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。

(2) 都の水産行政区域





### 3 現 況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。

各漁業の特徴は、次のとおりである。

#### 【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮などの海流と相まって、我が国有数の好漁場が形成され、多種多様な魚種が生息している。このため、漁業は伊豆・小笠原諸島における主要産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や輸入魚の増大による魚価の下落など、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、テングサやトコブシ、サザエを対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、キンメダイやイサキ等の底魚一本釣り漁業やタカベの刺網漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリやイセエビ、サザエ等を対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、タカベの刺網、イサキの建切網、キンメダイ等の底魚一本釣り漁業、イカ釣り漁業、定置網漁業等、多様な漁船漁業が営まれているほか、トサカノリ等の採介藻漁業も営まれている。

神津島海域では、タカベの建切網、キンメダイ・メダイ等の底魚一本釣り漁業、テングサ・トサカノリなどの採藻漁業、イカ釣り漁業、イセエビ刺網漁業の他、定置網漁業等、多様な漁業を組み合わせ、活発な漁業が営まれている。

三宅島海域では、平成12年の噴火による磯根漁場の被害が大きく、テングサやトサカノリ、イセエビなどの漁獲量が伸び悩んでいる。このため、マグロ・カツオを対象としたひき縄漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき縄漁業、ムロアジの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ等の底魚一本釣り漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣り漁業やマグロ・カジキ類の立てはえ縄漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。また、シマアジ等の養殖用種苗の生産も行われている。

#### 【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたこと

から、スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや筒を使用する漁業）などが自由漁業として営まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

#### 【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川や江戸川などには漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類などを放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された「献上鮎」のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ筒漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

(1) 漁業生産構造

①漁業経営体（平成30年）

区分	漁船非使用	漁船使用							小型定置網	海面養殖	内水面養殖	合計
		無動力漁船	船外機付漁船	1ト未満	1ト3ト	3ト5ト	5ト以上	小計				
区部	6	0	24	4	29	12	16	85	0	0	3	94
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16
大島	26	0	44	0	25	37	101	207	2	2	0	237
大島	21	0	28	0	5	14	7	54	1	1	0	77
利島～ 神津島	5	0	16	0	20	23	94	153	1	1	0	160
三宅島	1	0	4	4	3	5	28	44	1	0	0	46
三宅島	1	0	0	4	3	5	27	39	1	0	0	41
御蔵島	0	0	4	0	0	0	1	5	0	0	0	5
八丈島	2	0	3	2	4	10	62	81	0	0	0	83
八丈島	2	0	3	2	2	7	62	76	0	0	0	78
青ヶ島	0	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	5
小笠原	0	0	1	0	1	13	40	55	0	0	0	55
合計	35	0	76	10	62	77	247	472	3	2	19	531

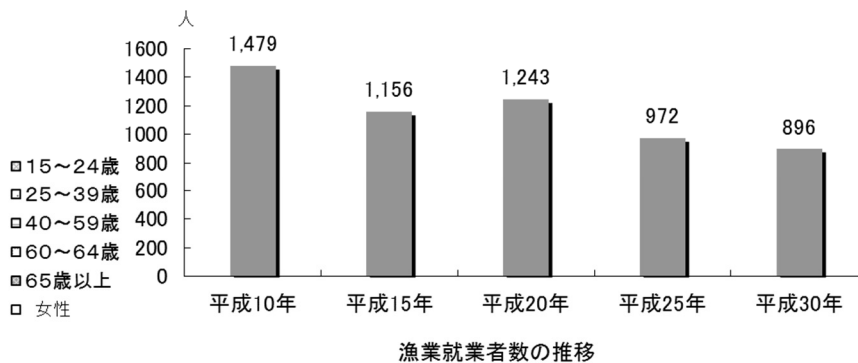
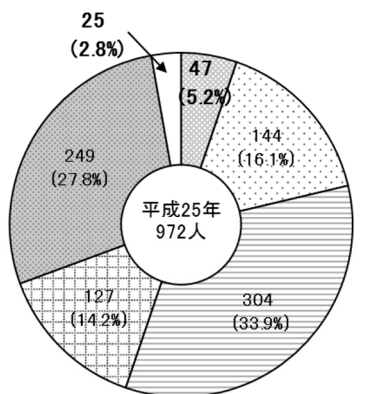
資料：2018年漁業センサス

漁業経営体：調査期日（平成25年10月31日）前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機付漁船：これまでは動力漁船の1ト未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

②漁業就業者数

漁業就業者は、896人で5年前に比べ76人減少した。就業者内訳では、男性が871人、女性25人であり、男性就業者の43.2%が60歳以上と高齢化が進んでいる。



③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

令和元年12月末現在、内湾で187隻、島しょで705隻、会社等で9隻、計934隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

(令和元年12月末現在)

漁船 所属	動 力 漁 船									合 計		
	100トン以上			5トン～100トン			5トン未満			隻数	トン数	馬力数
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数			
内 湾	0	0.00	0	18	171.36	3,213	169	318.87	10,843	187	490.23	14,056
島 しょ	0	0.00	0	260	2,490.58	67,969	445	869.94	30,229	705	3,360.52	98,198
会 社	9	22,464.00	17,112	0	0.00	0	0	0.00	0	9	22,464.00	17,112
官 公 庁	27	23,326.70	42,879	4	169.00	2,437	2	5.17	210	33	23,500.87	45,526
その他	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0
合 計	36	45,790.70	59,991	282	2,830.94	73,619	616	1,193.98	41,282	934	49,815.62	174,892

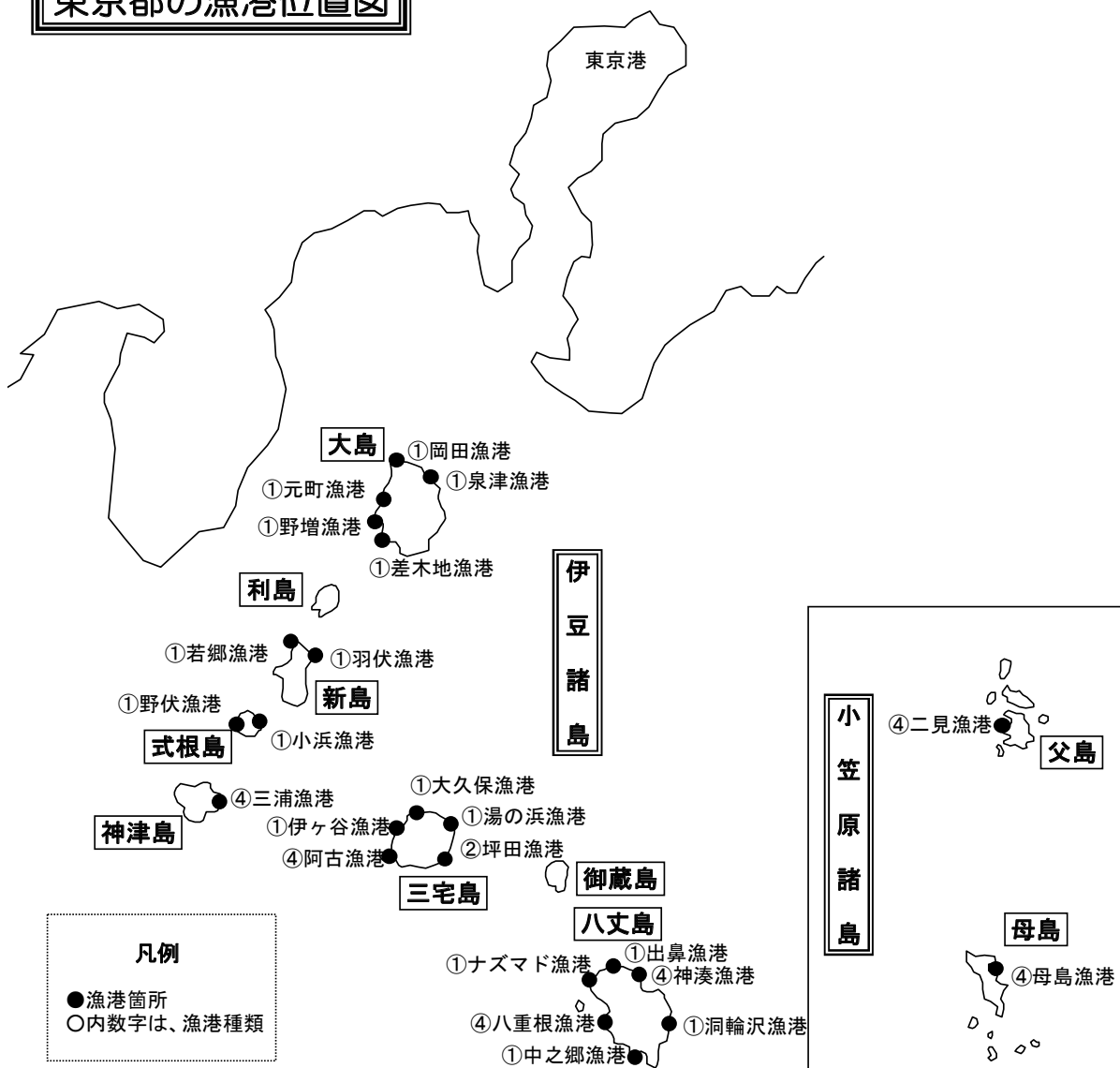
④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港が1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。

臨海部には、漁港はない。

**東京都の漁港位置図**



漁港・港湾一覧

島名	種類	漁 港			港湾	
		漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日	地方港湾
大 島	第1種	泉 津	都	S 26. 7. 10	元 町 岡 田 波浮港	
		差木地	都	30. 10. 21		
		野 増	都	27. 6. 23		
		元 町	都	26. 7. 10		
		岡 田	都	27. 7. 29		
利 島	—	—	—	—	利 島	
新 島	第1種	羽 伏	都	27. 7. 29	新 島	
		若 郷	都	27. 6. 23		
式根島	第1種	野 伏	都	26. 7. 10	式根島	
		小 浜	都	27. 6. 23		
神津島	第4種	三 浦	都	30. 10. 21	神津島	
三宅島	第1種	大久保	都	27. 7. 29	三 池 大久保	
		湯の浜	都	30. 10. 21		
		伊ヶ谷	都	27. 6. 23		
	第2種	坪 田	都	26. 7. 10		
	第4種	阿 古	都	26. 7. 10		
御蔵島	—	—	—	—	御蔵島	
八丈島	第1種	出 鼻	町	29. 10. 30	神 湊 八重根 (洞輪沢)	
		洞輪沢	都	27. 6. 23		
		中之郷	都	27. 6. 23		
		ナズマド	町	27. 6. 23		
	第4種	神 湊	都	26. 7. 10		
		八重根	都	26. 7. 10		
青ヶ島	—	—	—	—	青ヶ島 大千代	
小笠原	父島	第4種	二 見	都	45. 6. 15	二 見
	母島		母 島	都	63. 3. 31	沖
計		都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営 2漁港(第1種2港)			町営16港	

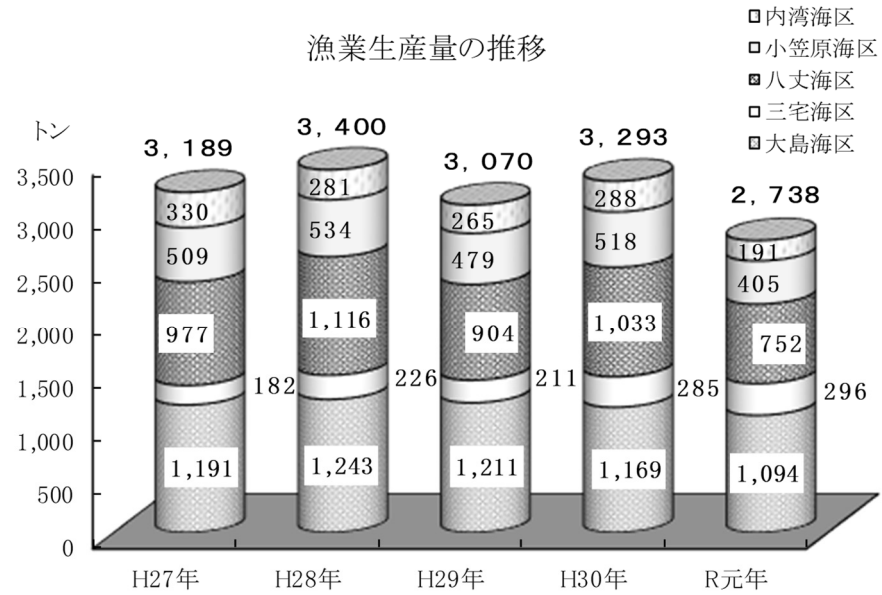
注:漁港種類

- 第1種 : その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
- 第2種 : その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。
- 第3種 : その利用範囲が全国的なもの。
- 第4種 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(2) 漁業生産

①沿岸漁業

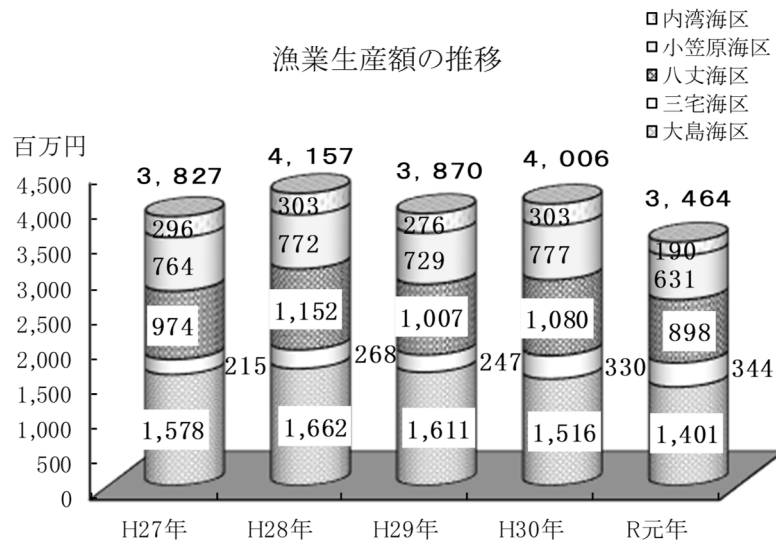
ア 生産量



生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 めだい

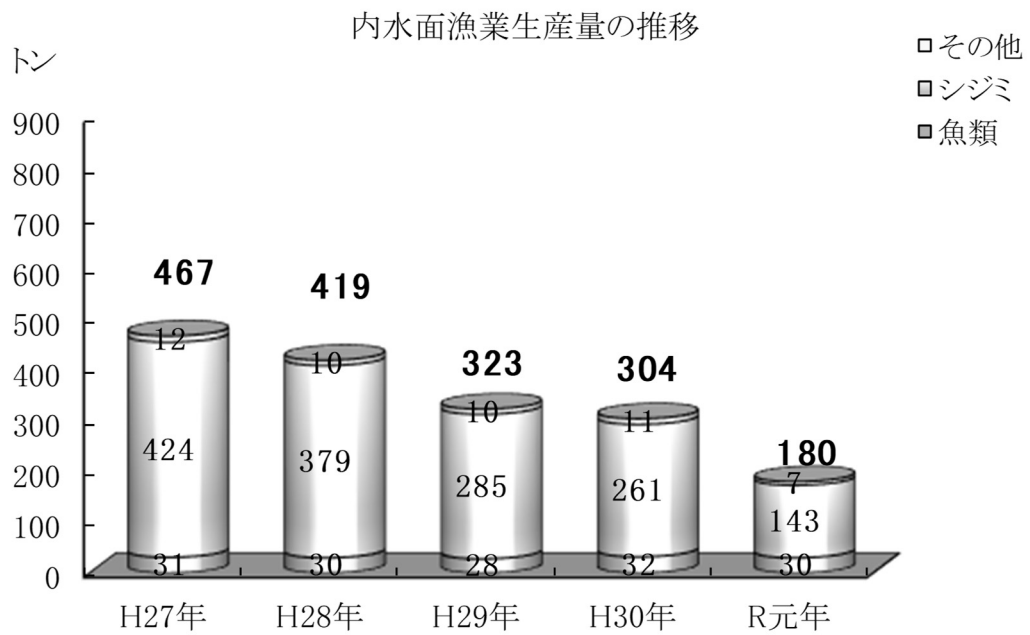
イ 生産額



生産額の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 まぐろ類

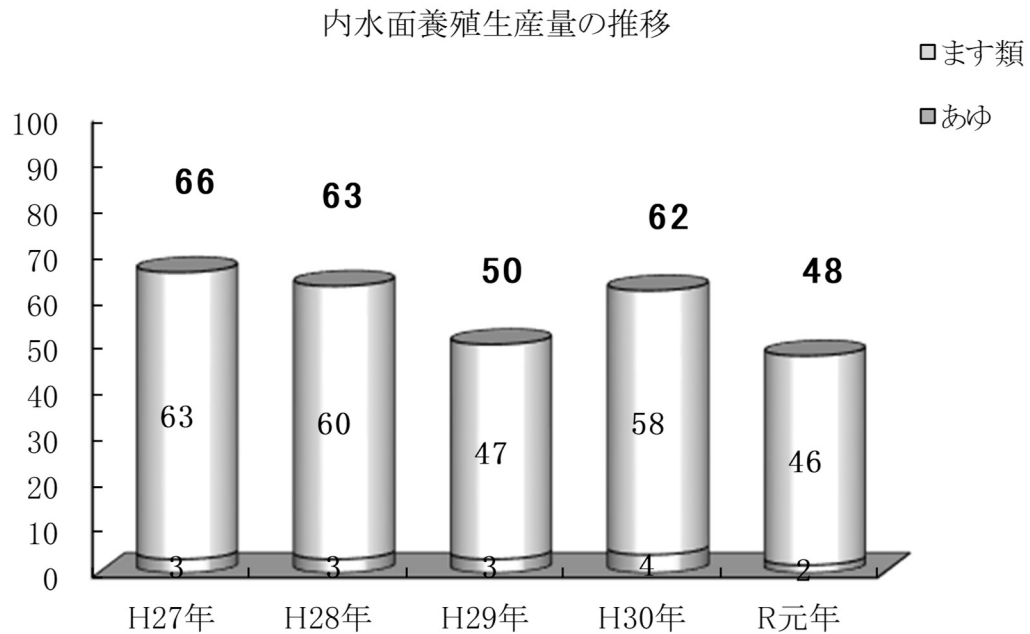
②内水面漁業



資料：東京農林水産統計年報（関東農政局東京農政事務所）  
内水面漁業生産統計調査(水産庁)

③養殖漁業

ア 内水面養殖



資料：水産課調べ



## Ⅱ 漁業調整対策

## 1 事業概要

### 【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣り漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000メートル以内の海域に第1種、第2種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等4都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。

伊豆諸島海域では、他県漁船による入会操業が多く、漁業間での漁場競合もあるため、都は関係者の意見を聞きながら調整を行っている。

### 【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ釣り漁業、さんご漁業等の知事許可漁業等が行われている。

返還後の昭和47年に小笠原海区漁業調整委員会（平成16年に東京海区に統合）が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000メートル以内の海域に、第1種、第2種共同漁業権を設定している。

### 【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行なわれている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

### 【内水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計15件免許している。第5種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行なっている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行なっている。また、第1種はしじみ等を内容とするものである。

### 【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐる漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るための調整指導等を行なっている。

2 漁業権

(1) 海面漁業権一覧

(令和2年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
大島支庁管内	共1	○		伊豆大島、元町	大島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	6,450
	2		○	"	"	たかべ刺網外2	6,450
	3	○		利島村	利島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	1,308
	4		○	"	"	たかべ建切網外3	1,308
	5	○		こいじま	鵜渡根島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	680
	6		○	"	"	たかべ建切網外3	680
	7	○		"	新島、式根島及び地内島の地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	9,593
	8		○	"	"	たかべ建切網外3	9,593
	9	○		神津島	神津島、祇苗島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,685
	10		○	"	"	たかべ建切網外2	5,685
	11	○		"	恩馳島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,720
	12		○	"	"	たかべ建切網外2	1,720
	13	○		神津島、こいじま	神津島村銭洲地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外3	2,396
	14		○	神津島	"	たかべ建切網外3	2,396

(令和2年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
三宅支庁管内	共15	○		三宅島	三宅島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	5,127
	16		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	5,127
	17	○		三宅島	大野原島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	1,027
	18		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	1,027
	19	○		御蔵島村	御蔵島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6	2,135
	20		○	御蔵島村、三宅島	〃	たかべ建切網外2	2,135
八丈支庁管内	21	○		八丈島	八丈島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,119
	22		○	〃	〃	いそ魚底刺網	5,119
	23	○		〃	八丈小島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,374
	24		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,374
	25	○		青ヶ島村	青ヶ島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2	1,350
	26		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,350
計		13	13				

免許年月日 平成25年9月1日 免許存続期間 10年(令和5年8月31日)

(令和2年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
小笠原支庁管内	共62	○		小笠原島	一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、蟹島、針之岩及び煤島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	7,817
	63		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	7,817
	64	○		"	嫁島、前島及び後島地先2,000m	いせえび、しやこがい外6	2,113
	65		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,113
	66	○		"	孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	15,662
	67		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	15,662
	68	○		小笠原母島	母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	19,174
	69		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	19,174
	70	○		小笠原島、小笠原母島	北硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	3,088
	71		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	3,088
	72	○		"	硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	5,527
	73		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	5,527
	74	○		"	南硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	2,746
	75		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,746
	計		7	7			

免許年月日 平成24年2月2日 平成24年2月2日 免許存続期間 共同漁業 10年 (令和4年2月1日)

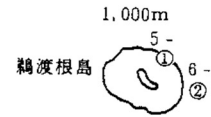
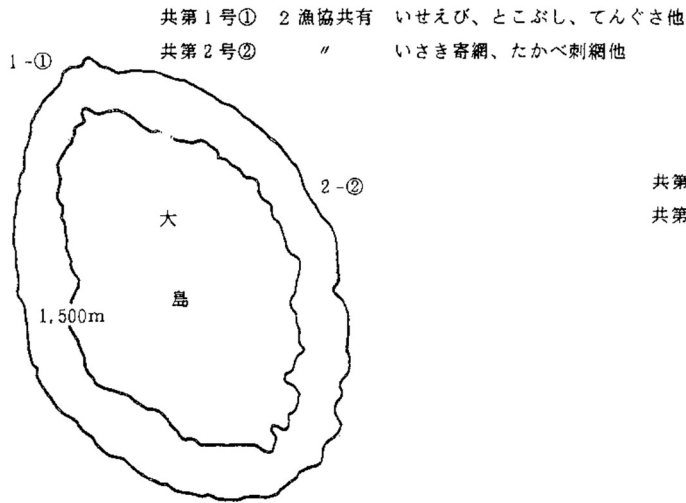
## (2) 内水面共同漁業権一覧

(令和2年4月1日現在)

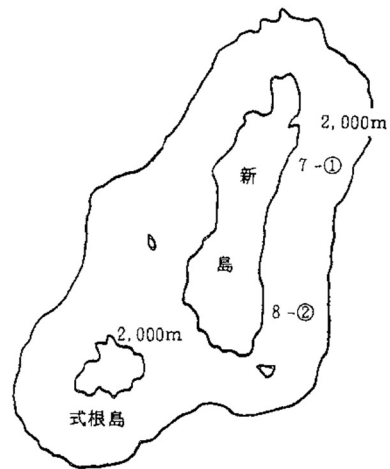
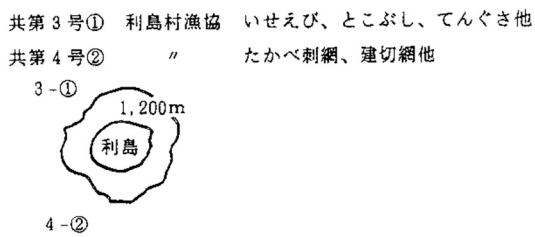
免許番号	種別		漁業権者		免許年月日	免許期間	漁業権魚種
	第一種	第五種	数	名称 (◎印・・・代表者)			
内共第1号		○	2	◎奥多摩、氷川	25.9.1	10年	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい
2		○	1	秋川	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
3		○	1	多摩川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
4		○	1	奥多摩	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
5		○	2	◎多摩川、恩方	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
6		○	1	東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ
7	○		6	◎東京東部、大田、芝、港、佃島、中央隅田	〃	〃	えむし、しじみ
8	○		1	東京東部	〃	〃	えむし、しじみ
9		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
10		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
11	○	○	5	◎東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市	〃	〃	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ
12		○	2	◎多摩川、川崎河川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
13	○		3	◎多摩川、大田、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
14	○		7	◎大田、芝、港、佃島、中央隅田、東京東部、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
15		○	1	小河内	〃	〃	やまめ、いわな
埼玉県共第5号		○	4	◎埼玉東部、埼玉中央、埼玉南部、埼玉県北部	26.1.1	10年	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
6		○	2	◎入間、奥多摩	〃	〃	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
7		○	2	◎埼玉南部、東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ、なまず
計	5	14	43				

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)

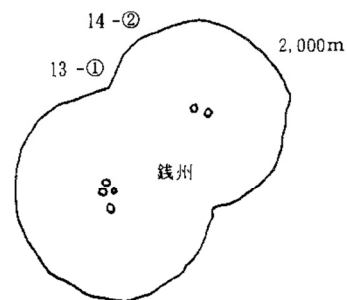
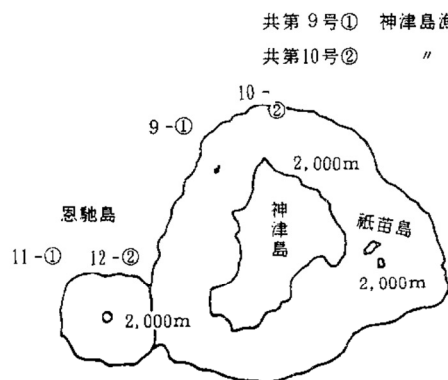
(大島支庁管内)



共第5号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他  
共第6号② にいじま漁協 たかべ刺網、建切網他



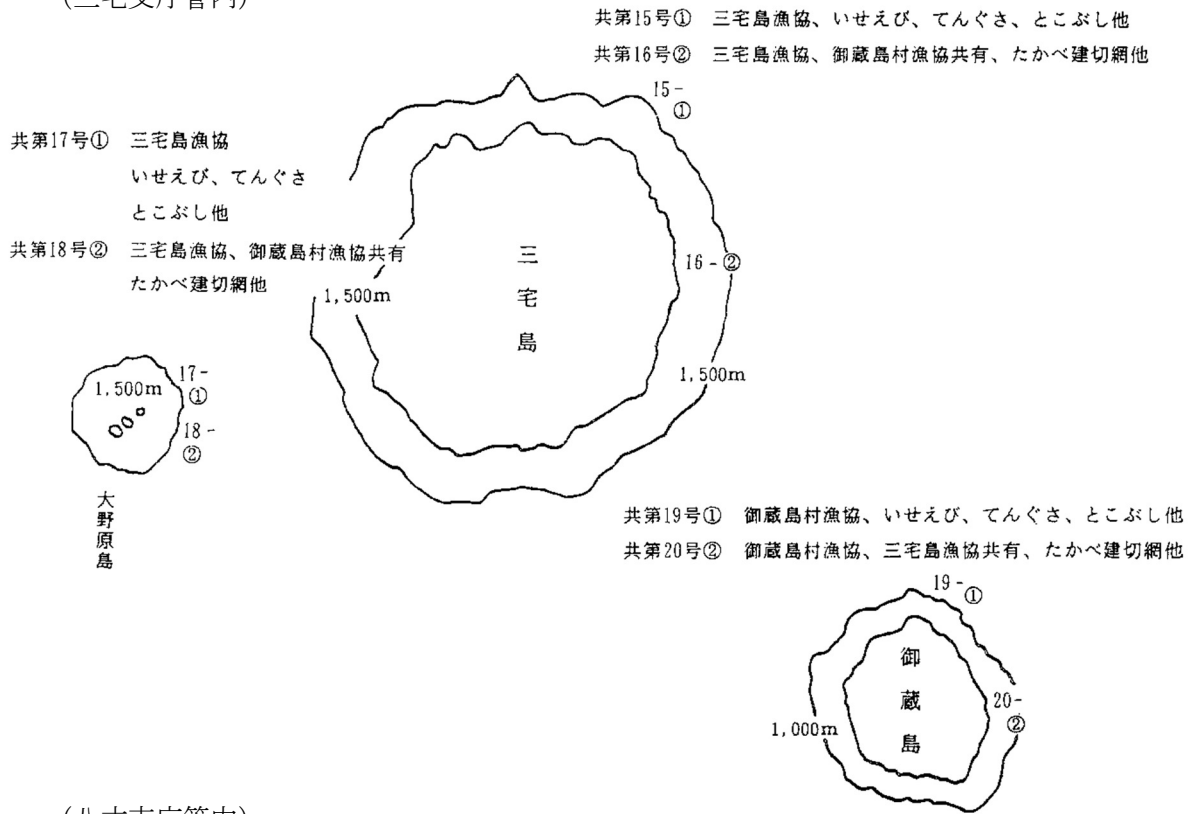
共第7号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他  
共第8号② にいじま漁協 たかべ建切網他



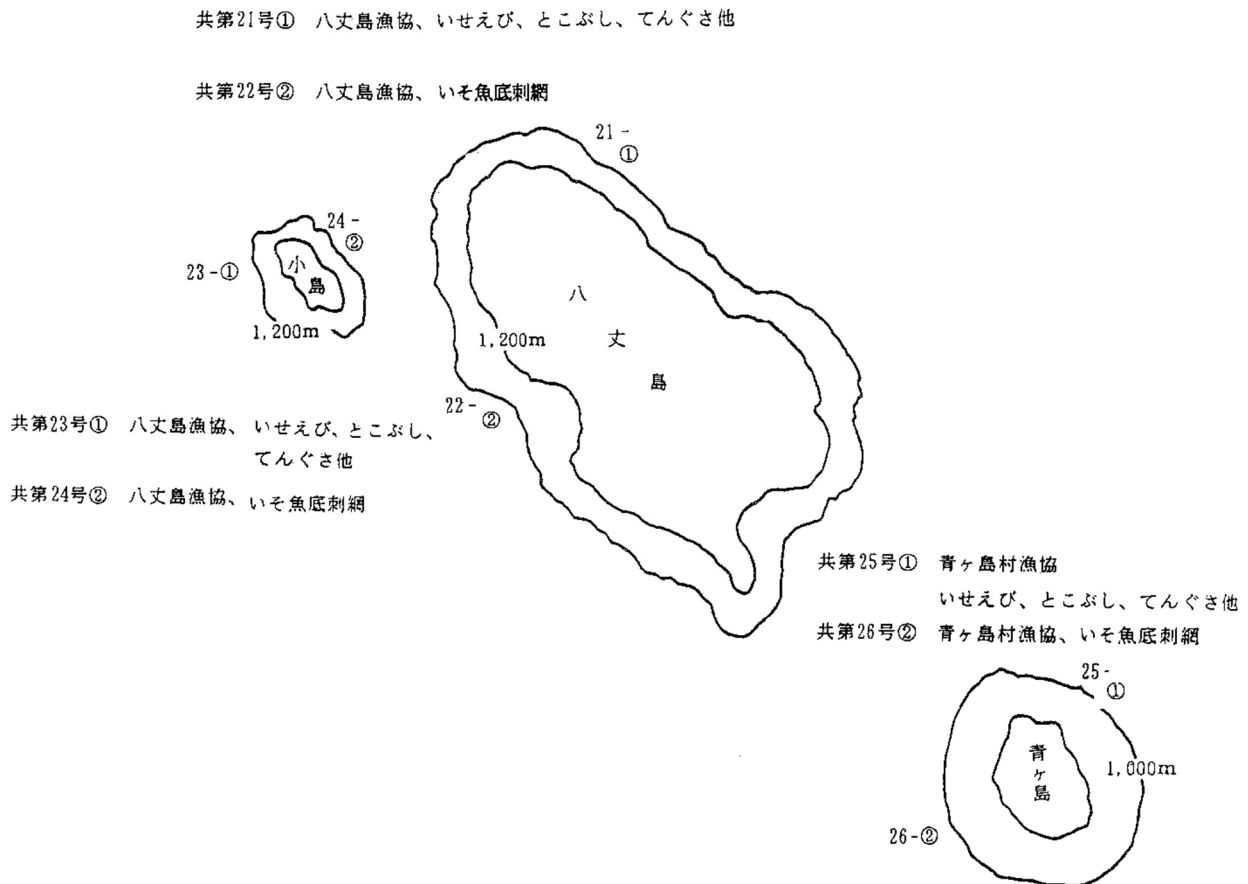
共第11号① 神津島漁協 いせえび、とこぶし、てんぐさ他  
共第12号② " たかべ建切網他

共第13号① 2漁協共有  
いせえび、とこぶし、てんぐさ他  
共第14号② 神津島漁協  
たかべ建切網他

(三宅支庁管内)

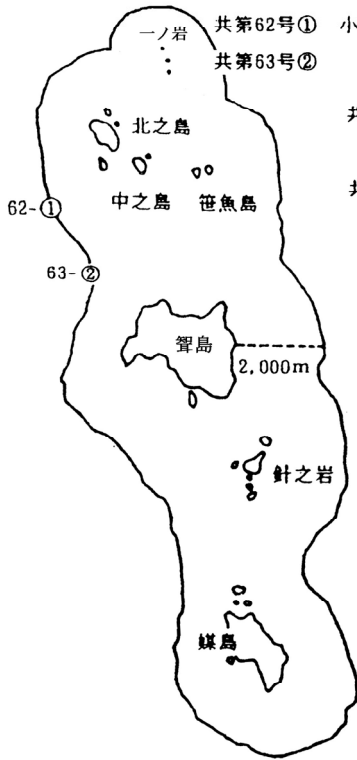


(八丈支庁管内)





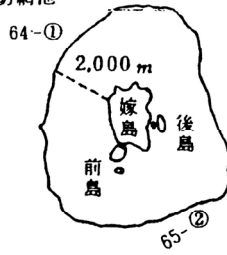
(小笠原支庁管内)



共第62号① 小笠原島漁協 いせえび、しゃこ貝他  
共第63号② " たかべ建切網他

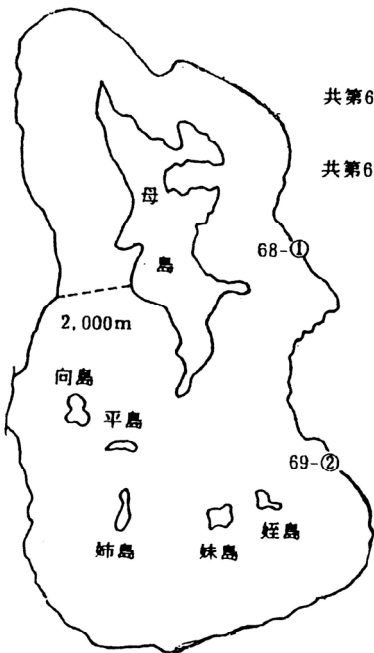
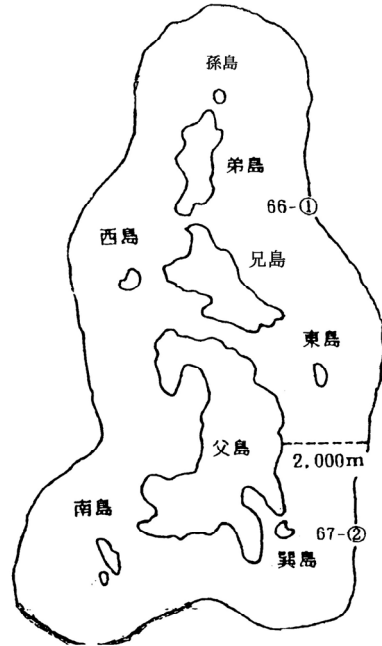
共第64号① 小笠原島漁協  
いせえび、しゃこ貝他

共第65号② 小笠原島漁協  
たかべ建切網他



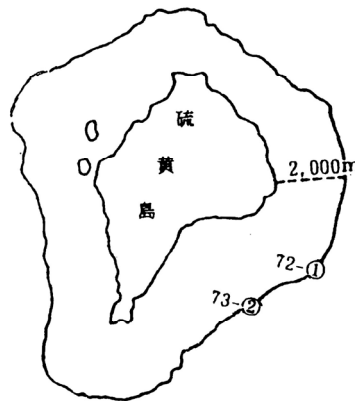
共第66号① 小笠原島漁協  
いせえび、しゃこ貝他

共第67号② 小笠原島漁協 たかべ建切網他



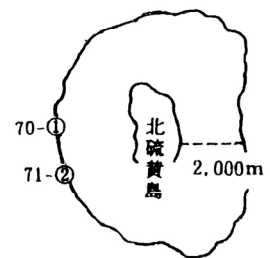
共第68号① 小笠原母島漁協  
いせえび、しゃこ貝他

共第69号② 小笠原母島漁協  
たかべ建切網他



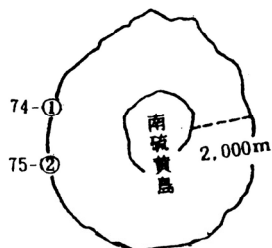
共第72号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協  
いせえび、しゃこ貝他

共第73号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協  
たかべ建切網、他



共第70号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協  
いせえび、しゃこ貝他

共第71号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協  
たかべ建切網他



共第74号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協  
共第75号② " いせえび、しゃこ貝他  
たかべ建切網他



### 3 漁業許可

#### (1) 漁業許可件数

(令和2年3月31日現在)

漁業種類	支庁						合計
	大島	三宅	八丈	小笠原	その他		
中型まき網	4	0	0	0	0	4	
本さんご	4	1	13	9	0	27	
造礁さんご	0	0	0	2	0	2	
かめ	0	0	3	32	0	35	
あじさば棒受け網	1	0	5	0	7	13	
火光利用さば	0	0	0	0	22	22	
小型まき網	0	0	0	0	0	0	
機船船びき網	0	0	0	0	0	0	
とびうお流し刺し網	8	2	12	0	0	22	
とびうお流しまき網	0	0	3	0	0	3	
刺し網	0	0	0	0	0	0	
潜水器	24	0	0	0	0	24	
いそ魚寄せ網	0	0	0	0	0	0	
建て切り網	1	0	0	0	0	1	
固定式刺し網	1	0	0	0	0	1	
四そう張り網	0	0	0	0	0	0	
地びき網	0	0	0	0	0	0	
小型定置	0	0	0	0	0	0	
底はえ縄	0	0	0	0	0	0	
底魚一本釣り	0	2	2	41	14	59	
ひき縄	0	1	0	41	15	57	
まぐろはえ縄	0	0	0	2	22	24	
かつお・まぐろ釣り	0	1	0	41	11	53	
底立てはえ縄	1	3	3	0	17	24	
合計	44	10	41	168	108	371	

## (2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(令和2年3月31日現在)

地域 漁業種類	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
あじさば棒受け網	6	3	0	4	0	13
火光利用さば	0	11	5	6	0	22
底魚一本釣り	45	0	0	0	14	59
ひき縄	42	0	0	0	15	57
まぐろはえ縄	2	0	0	0	22	24
かつお・まぐろ釣り	42	0	0	0	11	53
底立てはえ縄	7	0	2	11	4	24
合計	144	14	7	21	66	252

## (3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況

(H31. 4. 1～R2. 3. 31)

進達内容 漁業種類	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	合計
遠洋底びき網	1							1
以西底びき網								0
沖合底びき網			1					1
大中型まき網			1					1
母船式捕鯨業	1						3	4
北太平洋さんま	1		4					5
いか釣り	2		3					5
遠洋かつお・まぐろ			11				1	12
近海かつお・まぐろ	1							1
中型さけ・ます流し網								0
試験操業								0
特定大臣許可漁業等	4						37	41
沿岸くろまぐろ漁業					8	11		19
合計	10	0	20	0	8	11	41	90

その他は、廃業届、漁獲成績報告、大西洋くろまぐろ年間漁獲割当、出漁届等

特定大臣許可漁業等は、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業

沿岸くろまぐろ漁業は、太平洋広域漁業調整委員会指示第19号による承認

#### 4 内水面漁業

##### (1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	年度	H27	H28	H29	H30	R元
	水系名					
あゆ	多摩川・秋川	稚 0 成 570,822	稚 27,500 成 642,900	稚 728,760 成 137,000	稚 768,718 成 162,318	稚 831,573 成 104,666
にじます	多摩川・秋川 浅川	稚 0 成 123,017	稚 0 成 124,150	稚 0 成 124,725	稚 0 成 114,200	稚 0 成 92,464
こい産卵場	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 0 56カ所	稚 0 54カ所	稚 0 44カ所	稚 0 56カ所	稚 0 60カ所
ふな	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 162,700 成 2,600	稚 162,000 成 3,275	稚 152,000 成 13,000	稚 152,000 成 13,100	稚 152,000 成 12,650
うなぎ	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 8,200 成 0	稚 7,840 成 0	稚 7,575 成 0	稚 7,575 成 0	稚 7,843 成 0
やまめ	多摩川・秋川	稚 220,000 成 124,900 卵 176,500	稚 220,000 成 117,720 卵 361,500	稚 220,000 成 127,745 卵 371,500	稚 234,000 成 126,940 卵 371,780	稚 220,000 成 124,800 卵 366,500
いわな	多摩川・秋川	稚 30,000 成 3,150 卵 10,000	稚 20,000 成 3,600 卵 10,000	稚 30,000 成 3,200 卵 10,000	稚 30,000 成 2,450 卵 10,000	稚 30,000 成 2,448 卵 10,000
うぐい等産卵場	多摩川・秋川 浅川	稚 0 成 3,000 152カ所	稚 0 成 6,000 144カ所	稚 0 成 6,000 145カ所	稚 0 成 6,000 154カ所	稚 0 成 1,800 150カ所
かじか	秋川・浅川	35カ所	40カ所	35カ所	35カ所	35カ所
そうぎよ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0
れんぎよ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)～(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数(単位:粒)

※こい産卵場欄の下段、うぐい等産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウィルス病のまん延防止策のため放流を中止している

## (2) 漁業協同組合別、産地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	組合 年度 産別	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		H30	R元	H30	R元	H30	R元
義務 放流	人工産 (宮城)	—	—	稚 133,352 成 16,250	稚 214,800 成 27,067	—	—
	人工産 (岐阜)	—	—	—	—	稚 0 成 16,000	稚 0 成 16,000
	人工産 (富山)	—	—	稚 52,600 成 0	稚 43,143 成 0	—	—
	人工産 (栃木)	稚 160,000 成 0	稚 240,000 成 0	稚 246,666 成 17,308	稚 290,000 成 20,934	—	—
	人工産 (愛知)	稚 0 成 19,960	稚 0 成 40,665	—	—	—	—
	琵琶湖産	稚 66,700 成 92,800	稚 0 成 0	—	—	—	—
多摩川 天然遡上		稚 58,900	稚 20,000	稚 50,500	稚 23,630	—	—
計		稚 285,600 成 112,760	稚 260,000 成 40,665	稚 483,118 成 33,558	稚 571,573 成 48,001	稚 0 成 16,000	稚 0 成 16,000

(3) 漁業協同組合別、にじます・こい・ふな等放流実績

単位：尾

魚類	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合		東京東部漁業協同組合		小河内漁業協同組合	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元
にじます	- 成 78,950	- 成 59,600	- 成 15,000	- 成 15,000	- 成 15,250	- 成 14,650	-	-	成 5,000	成 3,214
こい (産卵場)	稚0 16カ所	稚0 16カ所	稚0 18カ所	稚0 18カ所	稚0 17カ所	稚0 21カ所	稚0 5カ所	稚0 5カ所	-	-
ふな	- 成 600	- 成 600	- 成 10,000	- 成 10,000	- 成 2,500	- 成 2,050	稚 152,000	稚 152,000	-	-
うなぎ	-	-	稚 1,875	稚 2,143	稚 2,500	稚 2,500	稚 3,200	稚 3,200	-	-
やまめ	稚 144,000 成 43,300 卵 195,280	稚 130,000 成 40,950	稚 50,000 成 80,000 卵 131,500	稚 50,000 成 80,000 卵 131,500	稚 10,000 成 1,640 卵 15,000	稚 10,000 成 2,000 卵 15,000	-	-	稚 30,000 成 2,000 卵 30,000	稚 30,000 成 1,850 卵 30,000
いわな	稚0 成 1,150 卵 10,000	稚0 成 1,350 卵 10,000	-	-	-	-	-	-	稚 30,000 成 1,300 卵 0	稚 30,000 成 1,098 卵 0
うぐい (産卵場)	- 21カ所	- 19カ所	-	-	成 6,000 11カ所	稚 0 10カ所	-	-	-	-
うぐい・おいかわ (産卵場)	-	-	105カ所	105カ所	15カ所	14カ所	-	-	-	2カ所
かじ	-	-	30カ所	30カ所	5カ所	5カ所	-	-	-	-

※ 15年度以降「こい」については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

※ 奥多摩漁業協同組合の放流実績には氷川漁業協同組合放流分を含む。

※ 多摩川漁業協同組合の放流実績には恩方漁業協同組合放流分を含む。

(4) 奥多摩湖魚種別放流経過

区分 年度	月 日	魚 種	放 流 数 量	大 き さ	産 地 名
H29	29. 7. 12	にじます	10,000 尾	2 g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	29. 4. 14	やまめ	30,000 尾	2 g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	29. 4. 7	わかさぎ卵	5,000 万粒	発眼卵	芦ノ湖産
H30	30. 7. 3	にじます	10,000 尾	2 g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	30. 4. 23	やまめ	30,000 尾	2 g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	30. 6. 2	わかさぎ卵	5,000 万粒	発眼卵	西網走漁業協同組合 洞爺湖漁業協同組合
R元	元. 7. 23	にじます	10,000 尾	2 g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	31. 4. 12	やまめ	30,000 尾	2 g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	元. 5. 22	わかさぎ卵	5,000 万粒	発眼卵	芦之湖漁業協同組合



## 5 海洋生物資源の保存と管理（資源管理法関係事業）

### (1) 国の資源管理の取り組み

「海洋法に関する国際連合条約（通称：国連海洋法条約）」に基づく新しい海洋秩序に対処するため、国内水産関係法令が整備され、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）（通称：資源管理法）」が平成8年から施行された。

国は、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理の対象魚種として、さんま、すけとうだら、まいわし、まあじ、まさば及びごまさば、ずわいがに、するめいかの計7種を、第1種特定海洋生物資源に指定し、平成9年から漁獲可能量の管理を行ってきた。

平成29年には、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成8年政令第213号）」の改正により、くろまぐろが第1種特定海洋生物資源に追加された。

漁獲可能量は、資源状況などを基に国が毎年設定し、都道府県別に1年分の漁獲可能量を配分している。

また、資源管理法は平成13年に一部改正され、漁獲努力可能量(TAE)による管理を平成15年4月から行うことになった。現在、その対象となる第2種特定海洋生物資源として、日本海西部海域のあかがれい、宗谷海峡海域のいかなごなど計9種が指定され、管理が行われている。

### (2) 東京都の取り組み

第1種特定海洋生物資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば」の漁獲可能量が配分され、漁獲量の管理を行っている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成13年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできるようにした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施しているが、本施策の円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理に移行する予定である。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の効果的な実施と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備を進めていく。

# TAC量の推移

(単位:トン)

	国TAC魚種の東京都への配分									都TAC はまとびうお	漁獲情報オンライン 端末整備
	さんま	すけとうだ ら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわいが に	くろまぐろ			
								小型魚	大型魚		
平成8年											整備(水産課、大島支庁)
平成9年	—	—	—	—	—	—	—	—	—		整備(三宅、八丈、小笠原支 庁、都漁連)
平成10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	TAC協議会で 検討	整備(波浮港、神津島、三宅島 漁協、都漁連)
平成11年	—	—	—	—	20,000	—	—	—	—	TAC協議会で 検討	
平成12年	—	—	—	—	29,000	—	—	—	—	魚種決定	
平成13年	—	—	—	—	29,000	—	—	—	—	40万尾	
平成14年	—	—	—	—	27,000	—	—	—	—	70万尾	
平成15年	—	—	—	—	24,000	—	—	—	—	70万尾	
平成16年	—	—	—	—	25,000	—	—	—	—	70万尾	
平成17年	—	—	—	—	20,000	—	—	—	—	90万尾	
平成18年	—	—	—	—	27,000	—	—	—	—	115万尾	
平成19年	—	—	—	—	34,000	—	—	—	—	126万尾	機器更新(水産課、支庁、伊豆 大島、神津島、三宅島漁協)
平成20年	—	—	—	—	35,000	—	—	—	—	133万尾	
平成21年	—	—	—	—	16,000	—	—	—	—	133万尾	
平成22年	—	—	—	—	19,000	—	—	—	—	140万尾	
平成23年	—	—	—	—	19,000	—	—	—	—	153万尾	
平成24年	—	—	—	—	20,000	—	—	—	—	158万尾	平成24年2月末日をもって運用 終了
平成25年	—	—	—	—	21,000	—	—	—	—	148万尾	
平成26年	—	—	—	—	27,000	—	—	—	—	134万尾	
平成27年	—	—	—	—	26,000	—	—	—	—	149万尾	
平成28年	—	—	—	—	24,000	—	—	—	—	87万尾	
平成29年	—	—	—	—	21,000	—	—	—	—	116万尾	
平成30年	—	—	—	—	12,000	—	—	8.4	23.6	72万尾	
令和元年	—	—	—	—	15,000	—	—	9.9	37.0	56万尾	

- ・ まさば及びごまさばの平成9、10年における配分量は、漁獲統計の未整備から、漁獲管理をする必要のない「—」であった。具体的な数値の配分は、平成11年からである。また、平成18年から管理期間を7月～翌年6月までの1年間に変更。
- ・ するめいかについては、平成10年からTAC管理実施。
- ・ くろまぐろについては、平成30年からTAC管理実施。
- ・ 平成22年国TACの配分は、平成22年11月12日農林水産大臣公表、平成23年2月23日一部改正により配分変更。
- ・ 過去の実績がおおむね100t未満(ずわいがにについては漁獲実績なし。)の魚種については、資源に対する漁獲圧力が無視できる程小さいことから数量を明示せず「—」と表記される。
- ・ 漁獲情報オンライン端末の運用は、平成24年2月末日をもって終了した。



#### (4) 資源調査

##### ① キンメダイ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 主要漁場で漁法別、銘柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市場調査	○ 市場で銘柄別に体長を測定する。
生物調査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。

##### ② タカベ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁獲物測定調査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標本船調査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。
標識放流調査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

#### (5) 協議会等の開催

##### ① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

##### ② 太平洋南部海域行政・研究担当者会議

キンメダイの資源状況確認、資源管理措置の確認・調整、広域漁業調整委員会指示への意見集約等を目的として、国及び都道府県の行政・研究担当者が出席して、開催される。

対象魚種：キンメダイ

構成：国（水産庁）、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、高知県

開催主体：国（水産庁）

##### ③ 東京都漁業者検討会

資源管理に必要な具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上で必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対象魚種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会

- ④ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会  
 キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する円滑な意志の疎通を図ることを目的として設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業、底刺し網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、  
 神奈川県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

- ⑤ キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会

キンメダイ資源の持続的な利用を確保するために予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の下に設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業

事務局：水産庁

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の底魚一本釣り漁業者及び底立てはえ縄漁業者等

- ⑥ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会

資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理計画（当該対策が開始された後に作成したもの）の履行確認を行う。委員構成は、東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合等。事務局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

(6) 資源管理計画

- ① 平成22年度までに作成されたもの

(複合的資源管理型漁業促進対策事業までに基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
トコブシ	八丈島・三根漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 は具の使用禁止 潜水器による操業の制限 等
	三宅島漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 操業日数と操業時間の制限 等
イセエビ	若郷・新島・式根島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	神津島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	大島町	操業日数・操業時間の制限 漁具の制限 体長の制限 等

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ(続き)	利島村漁協	操業日数の制限 漁具の制限 体重の制限 等
キンメダイ・マダイ	東京都漁連	キンメダイ 夜間操業の禁止 小型魚の再放流 漁具・漁法の制限 等 マダイ 小型魚の再放流 等
ヒラメ	東京都漁連	小型魚の再放流 等
タカベ	神津島・にいじま・伊豆大島・元町・利島村・三宅島漁協	漁獲魚の体長制限 操業禁止期間の設定 等

② 平成23年度以降に作成されたもの  
(資源管理・漁業所得補償対策に基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ	利島村漁協、小笠原島漁協	禁漁期間の設定、体重制限、総漁獲量規制 等
テングサ	神津島漁協	禁漁期間の設定 等
メカジキ	小笠原母島漁協	体長制限、漁具の制限 等
キンメダイ	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、八丈島漁協	禁漁期間の設定、体長制限 等
一本釣り漁業 (キンメダイを除く)	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、八丈島漁協	休漁日の設定 等
一本釣り漁業 (メカジキを除く)	小笠原母島漁協	休漁日の設定 等
定置網漁協	神津島漁協、伊豆大島漁協	禁漁期間の設定 等
はえ縄漁業	三宅島漁協	禁漁期間の設定 等

## 7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

令和2年3月31日現在

区分	内湾	伊豆諸島							小笠原諸島		合計
		大島	利島	式新 根島・ 島	神津島	三宅島	御蔵島	八丈島	父島	母島	
業者数	130	8	1	10	18	14	1	25	26	15	248
登録隻数	285	9	1	10	18	15	1	25	27	15	406

## 8 漁業取締

漁業関連法令違反件数（H31.4.1～R2.3.31）

違反内容 漁業種類		侵害許可 無許可 無承認	操業区域	禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
		漁業権漁業	0	0	0	0	0	0
大臣許可 漁業	大・中型 まき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	底びき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
知事許可漁業		0	0	0	0	0	0	0
委員会承認漁業		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

### Ⅲ 水産業基盤整備



## 1 事業概要

東京都島しょ地域においては、効率的な漁業の推進、漁家所得の安定・向上等を目的として、町村や漁業協同組合等が、必要な共同利用施設の整備や漁場を造成することに対する補助事業を実施している。

伊豆諸島においては、水産経営構造改善事業及び島しょ漁業振興施設整備事業、小笠原諸島においては、小笠原漁業振興施設整備事業及び硫黄島関連漁業対策事業により、諸施設の整備を行っている。

併せて、都の直営事業として、大規模漁場造成、漁場環境管理施設の整備を行う水産物供給基盤整備事業を実施している。

また、内水面においては、内水面漁業・養殖業の育成とこれらを通じた内水面地域の活性化を目的とし、内水面振興対策事業を実施している。

## 2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

補助事業として平成16年度まで実施され、平成17年度からは、強い水産業づくり交付金水産業強化対策事業として交付金化され、平成29年度からは浜の活力再生交付金水産業強化支援事業となっている。

当該事業は浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プラン中にその取組の一環として位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大等に必要な施設整備を実施することができる。

### (1) 事業内容

#### ① 資源増養殖目標

養殖施設、種苗生産施設、養殖場環境管理施設 等

#### ② 経営構造改善目標

荷さばき施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、蓄養施設、燃油補給施設、小規模漁場施設 等

### (2) 事業の実績

平成22年度以降、実績なし

### 3 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

○ 事業実績

単位：千円

事業 種目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	実施地区	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
生産基盤整備事業	つきいそ 自然石 3,186㎡	大島町	30,000	つきいそ コンクリート礁 4,320基 (災害復旧)	大島町	25,499	つきいそ 自然石 2,770㎡	大島町	26,835
	つきいそ コンクリート礁 4,500基 (災害復旧)	大島町	27,000	燃油等補 給施設	新島村	4,085	船揚上架 用台車	大島町	787
	つきいそ コンクリート魚 礁 11基 自然石 1,800㎡	利島村	29,160	つきいそ コンクリート魚 礁 37基	神津島村	29,646	つきいそ コンクリート魚 礁 24基	神津島村	29,211
	つきいそ コンクリート魚 礁 38基	神津島村	29,700	冷凍品保 管施設	小笠原村	12,096	燃油等補 給施設 設計	神津島村	7,650
	燃油等 補給施設 工事	神津島村	207,140				小型定置 網 設計	三宅村	6,180
	定置網 付帯設備	三宅村	12,334						
	船揚施設	八丈町	11,797						
	小 計	347,131	小 計	71,326	小 計	70,663			

単位：千円

事業 種目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等改善施設整備事業	荷捌き施設付帯設備	大島町	3,613	蓄養施設改修工事	新島村	2,192	製氷施設	利島村	14,876
	水産加工施設設計	新島村	10,584	水産加工施設工事	新島村	218,916	魚体選別機	利島村	5,054
	製氷施設の設備改修	神津島村	18,800	製氷貯氷冷凍冷蔵施設設計	新島村	11,124	製氷貯氷冷凍冷蔵施設付帯設備	新島村	3,301
	水産物荷捌き施設設計	三宅村	4,500	砕氷施設	神津島村	4,340	蓄養施設改修	新島村	19,247
	製氷貯氷施設工事	八丈町	578,480	水産物鮮度保持施設	神津島村	3,241	貯氷施設付帯設備	三宅村	8,680
				水産物鮮度保持施設等	神津島村	4,510	出荷資材保管施設付帯設備	三宅村	2,145
				製氷貯氷施設	神津島村	4,200	蓄養施設付帯設備	三宅村	3,300
				水産物荷捌き施設	三宅村	62,700	出荷運搬等車両	八丈町	6,550
				魚体選別機	三宅村	4,918	冷凍冷蔵コンテナ	小笠原村	12,750
				展示販売施設付帯設備	三宅村	2,484	出荷用コンテナ	都漁連	50,400
				製氷貯氷冷凍冷蔵施設改修工事	八丈町	27,700			
				フォークリフト	青ヶ島村	3,672			
	小計	615,977	小計	349,997	小計	126,303			

単位：千円

事業 種目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
災害復旧事業 生産基盤施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計		—	小計		—	小計		—
施設緊急整備事業 小笠原諸島漁業基盤	ダイビング 関連施設管 理棟	小笠原村	9,200	—	—	—	水産物 等販売 施設 設計	小笠原村	8,510
				—	—	—	—	—	—
	小計		9,200	小計		—	小計		8,510
合計		972,308	合計		421,323	合計		205,476	

## 4 水産物供給基盤整備事業

水産物供給基盤整備事業は、国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法が制定公布され、沿岸漁場整備開発事業として開始された。その後、漁港漁場整備法に平成14年4月1日に移行し、現在に至っている。

我が国の水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たし、豊かで安心できる国民生活の実現を支えるという役割を将来にわたって十分に果たしていくためには、水産業をめぐる情勢の変化に的確に対応していく必要がある。

このようなことから水産基盤の整備に関しては、水産資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開を図るとともに、より効率的及び効果的に行うことが必要となっている。

このため、漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う事業を実施し、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定的な供給及び水産資源の生息環境の保全・創造に資するというものが、この事業の趣旨である。

### (1) 水産物供給基盤整備事業

#### ① 都における基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風など自然条件が厳しい。

これらに対応し漁業者の操業を安定させるために、カンパチ、タカベ等魚類を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。今後は、新たに造成漁場の藻場としての機能にも着目し、漁場整備による資源の維持培養、生産の維持拡大、漁家経営の安定・向上を図っていく。

また、観測機能を有したブイの整備・運用により、遠方の漁海況情報を漁業者がリアルタイムに入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援も併せて行う。

#### ② 事業内容

##### ア 魚礁設置事業

主として魚類の蝟集、発生及び成育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う、コンクリートブロック等の設置により整備される漁場

##### イ 増殖場造成事業

海域及びこれに接続する陸地において、有用水産物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う、自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置により整備される漁場

##### ウ 漁場環境管理施設整備事業

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水温、



単位：千円、（ ）は国費

区分		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度				
		規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費			
水産物供給基盤整備事業	魚礁設置事業	増殖場造成事業	大島	調査												
				事業												
		増殖場造成事業	新島	調査												
				事業	自然石 m <sup>3</sup> 9,816.5	101,628 (50,814)	自然石 m <sup>3</sup> 12,172.0	104,220 (52,110)	自然石 m <sup>3</sup> 12,546.0	110,484 (55,242)	海底地形等 測量一式	4,828 (0)				
		増殖場造成事業	神津島	調査												
				事業												
		増殖場造成事業	小計	調査												
				事業	自然石 m <sup>3</sup> 9,816.5	101,628 (50,814)	自然石 m <sup>3</sup> 12,172.0	104,220 (52,110)	自然石 m <sup>3</sup> 12,546.0	110,484 (55,242)	海底地形等 測量一式	4,828 (0)				
		整管漁場 備理環境 事業設置	八丈島	設置 保守 点検		2,430 (0)		1,332 (0)		1,724 (0)		4,000 (0)		21,713 (0)		31,931 (0)
		改良型藻場 確設置 (ミニストン)	三宅島	事業	150基設置 (5漁場)	5,454 (0)										
大島 復旧災害	大島	事業	コンクリート魚礁 10基 自然石 m <sup>3</sup> 2,716.0	23,112 (0)	26,946 (0)	44,496 (0)										

## 5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行っていた。平成17年度からは「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」として交付金化され、平成29年度からは、「浜の活力再生交付金（資源増殖目標）」となり、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

また、平成27年度からは、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向け、各地の老朽化した施設の改修等により、外国人観光客も含めた幅広い人々を対象に、誰もが使いやすく楽しめる施設の整備を行うため、都の単独事業である内水面漁業振興対策事業を、開始している。

### (1) 事業内容

#### ① 内水面漁業環境活用施設整備事業

- 内水面漁場環境改善
- 種苗生産施設
- 内水面資源増殖関連施設

#### ② 内水面漁業振興対策事業

- 推進事業
- 施設整備

### (2) 事業実績

#### ① 内水面漁業環境活用施設整備事業

事業実績なし

#### ② 内水面漁業振興対策事業

単位：千円

事業 種目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面 漁業 振興 対策 事業 (推進 事業)	伝統漁法, 体験漁業イ ベント	日野市	6,524	伝統漁法, 体験漁業イ ベント	日野市	5,876	伝統漁法, 体験漁業イ ベント	日野市	7,573
	パンフレッ ト・ホーム ページ作成	奥多摩町	2,135						
	小 計		8,659	小 計		5,876	小 計		7,573



単位：千円

事業 種目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業（施設整備事業）	養殖池給水バルブ（工事）	奥多摩町	4,212	釣場管理棟建設（実施設計）	奥多摩町	9,450	釣場管理棟建設（工事）	奥多摩町	145,871
	釣場管理棟建設（基本設計）	奥多摩町	3,572	養魚運搬車両	奥多摩町	6,210	養殖池導水管改修（工事）	奥多摩町	968
	釣場養殖池改修（工事）	奥多摩町	19,672	蓄養池改修・倉庫新設（工事）	奥多摩町	7,432	放流魚運搬用モノレール	奥多摩町	617
	バリアフリートイレ（工事）	あきる野市	23,523	釣場取水施設改修（設計・工事）	奥多摩町	19,764	バリアフリートイレ（工事）	日野市	20,860
	既存トイレ改修（設計）	あきる野市	3,633	駐車場内施設等改修（工事）	あきる野市	28,858	放流魚運搬車両（工事）	青梅市	6,330
	釣場施設改修（工事） リーフレット作成	八王子市	11,536	バリアフリートイレ（工事）	日野市	24,385	養殖池改修（工事）	青梅市	4,750
	バリアフリートイレ（工事）	日野市	23,262	防犯フェンス改修（工事）	青梅市	6,049			

単位：千円

事業 種目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水 面漁 業振 興対 策事 業 (施 設整 備事 業)	バリア フリー トイレ (工事)	青梅市	6,290	バリア フリー 釣場 (工事)	青梅市	10,341			
				バリア フリー トイレ (設計)	日の出町	1,620			
	小計		95,700	小計		114,109	小計		179,396
	合計		104,359	合計		119,985	合計		186,969

## 6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～令和5年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
29	小笠原島漁業協 同組合	漁船船員厚生施設 工事一式	125,540	50,216	75,324
30	実績なし				
元	実績なし				

## 7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
29	小笠原島 漁業協同組合	水産物荷さばき施設	20,590	13,726	6,864
	小笠原母島 漁業協同組合	製氷施設	14,108	9,405	4,703
	合 計		34,698	23,131	11,567
30	小笠原島 漁業協同組合	水産物保管施設 設計	11,780	7,853	3,927
	小笠原母島 漁業協同組合	漁船漁具保全施設	51,410	34,272	17,138
	合 計		63,190	42,125	21,065
元	小笠原島漁業協 同組合	水産物保管施設 工事（一期）	203,520	135,679	67,841
	合 計		203,520	135,679	67,841

## 8 漁村地域防災力強化事業

漁業協同組合等が整備した共同利用施設は、耐震化していないもの、老朽化して耐震性が不十分なものの、耐震化が困難なものも多い。災害発生時、こうした施設が倒壊すると、人命に係る事故を招くだけでなく、漁港や道路が使用不能となるなど、二次災害を引き起こし、復旧・復興の足かせとなる。

こうした二次災害を防止し、災害時、復旧・復興の拠点となる漁港やライフラインとしての道路の機能を確保するため、共同利用施設の耐震化を支援して漁村地域の防災力の強化を図る。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分		補助率
					都	町村等	
29	耐震化困難施設の解体処理	三宅村	燃油供給施設	6,348	4,761	1,587	都 (3/4)
30	耐震化施設等	三宅村	天草倉庫	6,426	4,819	1,607	都 (3/4)
	耐震化困難施設の解体処理	八丈島漁協	製氷貯氷施設	73,700	55,275	18,425	
		小笠原母島漁協	充填施設	3,900	2,925	975	
元	耐震化施設等	三宅村	魚箱倉庫	9,900	7,290	2,610	都 (3/4)
	耐震診断	御蔵島村	荷捌き施設	3,920	3,136	784	都 (4/5)
	耐震化施設等			5,555	4,166	1,389	都 (3/4)

## 9 栽培漁業

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しており、漁業者は、その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行ってきた。しかし、近年、漁海況の変動に起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漸減傾向にある。

漁業経営の安定を図るためには、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。

栽培漁業の推進にあたっては、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリング等に対し補助を行っている。

### ◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経 費	適 用
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アサヒ・フクロボシ・サザエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業の普及・啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>	予算額 193,750千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> <li>○水産課執行</li> </ul>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アサヒ・フクロボシ・サザエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業の普及・啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>	予算額 155,957千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> <li>○水産課執行</li> </ul>
元	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アサヒ・フクロボシ・サザエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業の普及・啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>	予算額 162,727千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> <li>○水産課執行</li> </ul>

◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所  
 (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号  
 (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。

島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

(4) 事業内容

① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財団に委託して実施

② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

③ 配付実績

単位：個

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
アワビ	241,800	166,000	166,000	166,000	141,000
フクトコブシ	0	370,000	370,000	370,000	240,000
サザエ	1,509,400	1,122,200	1,122,300	1,122,500	492,500

※災害対応の増産分含む

(5) 施設の概要

管 理 棟	RC2階建	323.0 m <sup>2</sup>
飼 育 棟	鉄骨造2階建	1,636.5 m <sup>2</sup>
機 械 棟	RC地下1階 地上3階建	159.6 m <sup>2</sup>
屋 内 水 槽	10m水槽×8基	
屋 外 水 槽	20m水槽×25基、 10m水槽×4基	
取 配 水 管	取水管 162m、 配水管 32m	
海 水 ろ 過 設 備	圧力式 ろ過能力	225 m <sup>3</sup> /時 4基
車 庫	鉄骨造平屋建	48 m <sup>2</sup>
宿 舎	1棟	

## 10 沖ノ鳥島総合対策事業

日本の国土は、世界で60番目の広さであるのに対し、排他的経済水域は国土面積の1.2倍もあり、世界で6番目の広さである。

その中で、東京都は日本全体の38パーセントにあたる広大な排他的経済水域を抱えている。とりわけ沖ノ鳥島が支える水域は、国土面積にも匹敵しており、これを我が国が実効支配していることを世界に示し、国家の利益を守る必要がある。そのため、都は、平成17年4月から、いち早く経済活動としての漁業操業に対する支援や漁場監視などに取り組み、同年5月には沖ノ鳥島の現状及び島の利活用や資源開発の可能性を探ることを目的に現地視察を実施した。また、平成19年1月に大水深中層浮魚礁を設置し、2月には沖ノ鳥島まで航行可能な漁業調査指導船「興洋」が竣工した。

こうした国家的視点に立った東京都の取組に呼応し、国においても様々な取組を開始した。平成22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定され、沖ノ鳥島において、排他的経済水域の保全及び利用に関する活動拠点として、国による港湾の整備が進められている。

都としては、引き続き、漁業調査指導船「みやこ」「興洋」による漁場の調査・監視、沖ノ鳥島フォーラムの開催による都民への啓発普及など、我が国にとって重要な意義を持つ沖ノ鳥島への取組を着実に推進していく。

### (1) 事業概要

#### ① 事業の目的

沖ノ鳥島周辺海域は、貴重な海洋資源に恵まれ、その利活用は都政の重要な課題である。

一方、近年、伊豆諸島から小笠原海域における漁業資源や漁獲量の減少に伴い、同島周辺での新たな漁場の開拓が求められている。

このため、同島周辺での漁場の開拓、資源管理、漁場監視を積極的に推進し、永続的経済活動の実現を目指す。

#### ② 事業種目

##### ア 漁場の調査・監視

沖ノ鳥島周辺海域において、漁場の調査・監視を行う。

##### イ 沖ノ鳥島フォーラムの開催

沖ノ鳥島における都の経済活動を通じた様々な取組を広く都民・国民へ普及啓発するため、沖ノ鳥島フォーラムを開催する。

##### ウ 大水深中層浮魚礁の撤去

平成28年度末に耐用年数を迎えた大水深中層浮魚礁の撤去工事を行った。なお、工事は平成28、29年の二ヶ年で実施した。



(2) 事業実績

単位：千円

年度	事業種目	事業主体	事業内容	事業費
30	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	6,889
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等による普及啓発	5,216
	合 計			12,105
元	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	7,266
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等による普及啓発	5,371
	合 計			12,637



写真：第14回沖ノ鳥島フォーラムの様子

## IV 漁業經營改善対策

## 1 水産業協同組合の育成

### (1) 概要

東京都管内には水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、水産加工業協同組合 4 組合、業種別漁業協同組合 3 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 33 組合があり、所属する組合員総数は 8,002 人である。

#### ア 地区漁業協同組合

伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協 12 組合、東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協 6 組合、多摩川水系を地区とする内水面漁協 7 組合（うち 1 組合は内湾漁協と重複）がある。

##### ① 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目的とした合併により 1 町村 1 漁協体制はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価の低迷、漁業者の高齢化等の影響を受け、漁協経営は全般的に厳しい状況にある。

そこで、漁協・漁業者経営支援対策事業に取り組み、東京都漁業経営支援協議会を立ち上げ、漁業関連団体と東京都が一体となって多角的な視点から指導により、漁協の自立・安定した経営を支援している。

##### ② 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合であり、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

##### ③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を主とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのために必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営などを行っている。

#### イ 水産加工業協同組合

島しょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料魚の仕入れ・供給、加工品の受託販売等の業務を行っている。また、都心地区に蒲鉾と惣菜の 2 組合があり、原材料の仕入れ・供給などの業務を行っている。

#### ウ 業種別漁業協同組合

金魚を扱う養殖業者により組織された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により組織された組合がある。両組合とも長い歴史を有し地場産業の振興に尽力している。なお 1 組合は休眠中である。

エ 漁業生産組合

海面漁業と内水面漁業の各 1 組合があるが、現在休眠中である。

オ 漁業協同組合連合

① 東京都漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区の 17 組合と都信漁連を会員とし、地区漁業協同組合の上部団体としての業務を行っている。

主な業務としては、漁業経営に係る指導、会員監査等の指導事業のほか、会員に燃油や漁業用資材等を供給する購買事業、会員の取り扱う漁獲物の販売を行う販売事業等を行っている。また、東京臨海部に設置している水産物流センターでは、伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

② 東京都信用漁業協同組合連合

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区等の 20 組合と都漁連を会員とし、会員及びその組合員等を対象に資金の貸し付けや貯金・定期積立の受け入れなどの業務を行っている。

平成 15 年 2 月に漁協ごとに実施していた信用事業を統合し、安定した漁業金融を維持するために体制を整えた。

低金利が続く厳しい運用環境にあって、利益を確保することが難しく、漁協同様に厳しい経営を余儀なくされている。

③ 東京都内水面漁業協同組合連合会

東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協（奥多摩、秋川、多摩川、小河内、恩方及び氷川）の 6 組合を会員に組織されている。補助事業である内水面漁場環境保全啓発活動事業、緊急・広域外来魚等対策事業などの事業を行っている。

(2) 種別別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合

(令和元年度)

種別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地区漁業協同組合	24	7,845	1,099	6,746
島しょ漁協	12	3,504	788	2,716
内湾漁協	6	424	206	218
内水面漁協	6	3,917	105	3,812
水産加工業協同組合	4	91	91	0
業種別漁業協同組合	3	66	14	52
漁業生産組合	2	0	0	0
合計	33	8,002	1,204	6,798

イ 漁業協同組合連合会

(令和元年度)

種別	組合数	会員数		
		総数	正	准
東京都漁業協同組合連合会	1	18	17	1
東京都信用漁業協同組合連合会	1	21	18	3
東京都内水面漁業協同組合連合会	1	6	6	0
合計	3	45	41	4

(3) 種類別組合名簿  
 ア 地区別漁業協同組合  
 (島しょ組合)

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日	
			正	准	計			
大島支庁管内	伊豆大島	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	148	905	1,053	95,124	H15.7.1 (合併)
	元町	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	51	239	290	12,290	S25.3.31
	利島村	〒100-0301 利島村13	04992-9-0326	28	36	64	33,338	S26.5.4
	にいじま	〒100-0401 新島村若郷83	04992-5-0781	61	456	517	120,440	H14.7.1 (合併)
	神津島	〒100-0601 神津島村36	04992-8-0007	163	182	345	236,681	S24.9.16
小計	5		451	1,818	2,269	497,873		
三宅支庁管内	三宅島	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	37	332	369	146,240	S45.12.16 (合併)
	御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村	04994-8-2151	22	60	82	1,224	S25.5.12
小計	2		59	392	451	147,464		
八丈支庁管内	八丈島	〒100-1511 八丈島三根4206	04996-2-0211	116	497	613	298,140	H13.6.1 (合併)
	東京都 島嶼無線	〒100-1511 八丈島三根4206	04996-2-0211	73	0	73	365	S63.4.1
	青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資	S54.8.23
小計	3		209	497	706	298,505		
小笠原支庁管内	小笠原島	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	44	4	48	77,189	S43.10.14
	小笠原 母島	〒100-2211 小笠原村母島字元村	04998-3-2311	25	5	30	31,400	S55.4.2
小計	2		69	9	78	108,589		
合計	12		788	2,716	3,504	1,052,431		

## (内湾組合)

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
大田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6	03-3741 -9719	37	7	44	1,799	S41.4.20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761 -1908	32	16	48	24,945	S25.1.18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4301	26	4	30	8,698	S26.4.20
佃島	〒104-0051 中央区佃1-7-10	03-3531 -3041	22	22	44	1,725	S27.10.11
中央隅田	〒111-0052 台東区柳橋1-5-11	03-5829 -4780	32	20	52	60,519	S28.6.9
東京東部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-36	03-5661 -0126	57	149	206	1,989	S24.12.19
合計	6		206	218	424	99,675	

## (内水面組合)

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥多摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78 -8393	797	0	797	非出資	S25.3.10
秋川	〒190-0171 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	1,966	7	1,973	非出資	S28.9.1
多摩川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361 -3542	403	0	403	非出資	S26.8.18
小河内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86 -2623	130	0	130	3,900	S57.11.12
恩方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	042-651 -0869	96	0	96	1,572	S62.8.14
氷川	〒198-0212 奥多摩町氷川1793	0428-83 -8588	315	98	413	6,763	H7.12.28
合計	6		3,707	105	3,812	12,235	

## イ 水産加工業協同組合

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
新 島	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992- 5-0641	16	0	16	17,433	S24.8.4
八 丈 島	〒100-1511 八丈町三根4205	04996- 2-2256	22	0	22	11,252	S47.9.2
東 京 都 蒲 鉾	〒135-0061 江東区豊洲6-6-1	03-6633 -0270	37	0	37	820	S41.11.7
東 京 都 惣 菜	〒135-0061 江東区豊洲6-6-3	03-6633 -3323	16	0	16	2,200	S51.9.13
小計	4		91	0	91	31,705	

## ウ 業種別漁業協同組合

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-5	03-3687 -2448	20	14	34	7,533	S24.6.28
東京都鮎鱒養殖	〒192-0156 八王子市上恩方町4539	042-651 -3068	18	0	18	非出資	S38.5.30
東京都鯖釣							(休眠)
小計	3		38	14	52	7,533	

## エ 漁業生産組合

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額	設立年月日
熊 栄 丸							(休眠)
東京都淡水魚							(休眠)
小計	2				0	0	

## エ 漁業協同組合連合会

(令和2年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都漁業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4161	17	1	18	156,500	S25.1.25
東京都信用漁業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -3031	18	3	21	176,950	S28.3.17
東京都内水面漁業 協同組合連合会	〒190-0071 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	6	0	6	非出資	S28.11.13
小計	3		41	4	45	333,450	



## 2 漁業金融

### (1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」（昭和 42 年規則第 118 号）に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東京都信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助（利子補給）するものである。

#### ① 資金の種類

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 漁船資金          | 14 漁業経営資金     |
| 2 施設資金          | 15 組合経営改善資金   |
| 3 漁業用機具資金       | 16 てんぐさ漁業資金   |
| 4 漁具資金          | 17 信用事業強化対策資金 |
| 5 養殖資金          | 18 漁業特別対策資金   |
| 6 環境整備資金        |               |
| 7 漁場改良造成施設等資金   |               |
| 8 海浜等環境活用施設資金   |               |
| 9 漁村給排水施設資金     |               |
| 10 漁家住宅資金       |               |
| 11 初度的経営資金      |               |
| 12 密漁監視施設資金     |               |
| 13 水産業労働力確保施設資金 |               |

② 漁業近代化資金貸付状況 (31. 4. 1~R2. 3. 31)

単位：千円

概要			貸付月内訳				
資金種類	件	金額	10月	11月	12月	1月	3月
漁船	5	56,500	5,000	5,000	6,500	11,000	29,000
その他	0	0					
合計	5	56,500	5,000	5,000	6,500	11,000	29,000

③ 漁業近代化資金利子補給実績 (31. 1. 1~R元. 12. 31)

単位：円

資金種類	金額
漁船資金	5,953,649
施設資金	537,587
漁具資金	0
養殖資金	0
海浜等環境活用資金	26,116
水産業労働力確保施設資金	0
漁業経営資金	0
組合経営改善資金	145,741
てんぐさ漁業資金	0
信用事業強化対策資金	0
漁業特別対策資金	0
計	6,663,093

④ 漁業近代化資金利子補給承認実績

単位：千円

年度	27	28	29	30	R元
漁船関係	3件	9件	9件	16件	5件
	22,880	84,570	99,940	137,070	56,500
その他	1件	0件	1件	2件	0件
	3,000	0	1,350	81,000	0
計	4件	9件	10件	18件	5件
	25,880	84,570	101,290	218,070	56,500

## (2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代化な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的経営方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率 無利子

償還期間	1 経営等改善資金	2～10 年
	2 青年漁業者等養成確保資金	5～10 年

### ① 資金の種類

#### 経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

#### 青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

年度	融資枠	資金種類		件数	金額
25	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	19,600
		計		1	19,600
26	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
27	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
28	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	18,000
		計		1	18,000
29	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	3,400
		計		1	3,400
30	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
R元	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		1	2,400
		計		1	2,400

### (3) 全国漁業信用基金協会東京支所

#### ア 概要

本協会の前身である東京都漁業信用基金協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和 50 年 10 月 1 日設立された。金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の債務を協会が保証することにより、中小漁業者等が必要とする資金の円滑な融資を実現している。また、漁業金融面における漁業者の要望に対応するため、安全かつ有利な基金の運用を通じて信用力の補完を充実し、中小漁業金融の円滑化への役割を果たしてきた。

全国的な漁業生産量の低下、漁業者の高齢化に伴う就業者数の減少等から保証残高の減少等の影響が出る中、国や漁業信用基金中央会は、全国 42 協会に対し、経営基盤の強化を行い信用保証業務が安定的に行えるよう、段階的な広域合併の取り組みを図り、第 1 次合併として、平成 29 年 4 月に全国 19 の協会の合併による「全国漁業信用基金協会」が設立された。

東京都漁業信用基金協会は、平成 31 年 4 月に実施された第 2 次合併に参加し、全国漁業信用基金協会東京支所となった。第 2 次合併にはこのほか全国 17 の協会が参加している。

#### イ 出資金

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

出 資 別	出資額 (千円)			出資比率 (%)		
	近代化	一般	計	近代化	一般	計
民 間	64,450	15,050	79,500	17.9	4.2	22.1
地方公共団体	218,800	61,050	279,850	60.9	17.0	77.9
合 計	283,350	76,100	359,450	78.8	21.2	100.0
民間内訳：漁協 17、都漁連、都信漁連、加工組合 2、漁業者 3、協同会社 1						
地方公共団体内訳：東京都、市町村 8						

#### ウ 保証内容

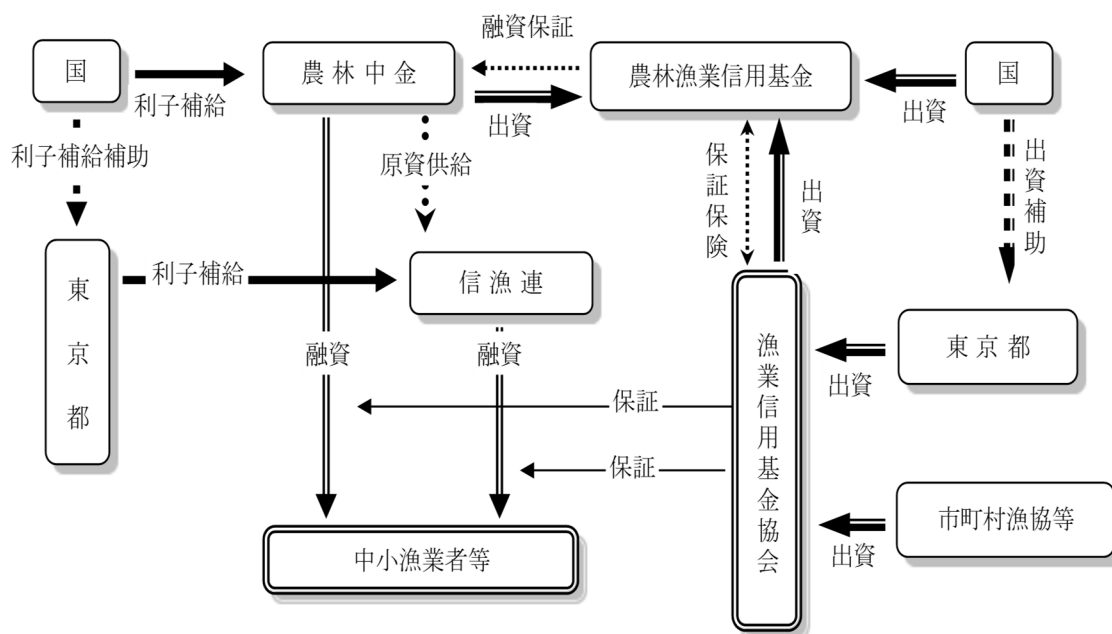
区 分	近代化資金	一般資金
対 象	(公) の近代化資金の個人	事業資金 (信漁連)
保 証 倍 率	出資金の 4 0 倍	出資金の 1 5 倍
保 証 料	0. 5 3 %	0. 8 5 %
保 証 期 間	貸付期間	貸付期間

エ 保証実績

(単位:千円)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
近代化資金	保証実績	件数 金額	45 282,290	47 315,590	53 352,344	59 469,988	60 441,552
	付保状況	件数 金額	35 272,730	39 308,600	46 347,324	53 465,558	5 56,500
一般資金	保証実績	件数 金額	3 41,500	3 21,250	3 5,200	3 18,815	4 17,045
	付保状況	件数 金額	3 41,500	3 21,250	2 4,000	2 17,700	1 2,000
保証実績合計		件数 金額	48 323,790	50 336,840	56 357,544	62 488,803	64 458,597

オ 制度の仕組み



### 3 ぎょしょく普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費者の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。

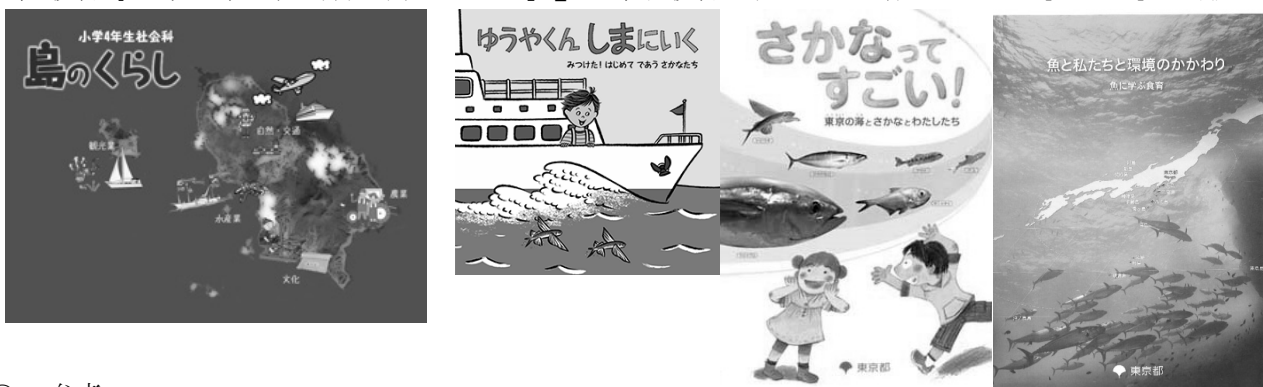
このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物・水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

#### ○ 事業実績表

年度	事業内容	開催回数(回)	参加者数(人)
24	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
	合計	108	2,761
25	①浜のかあさんと語ろう会	10	633
	②職員による出前講座	13	955
	合計	23	1,588
26	①副教材の作成 (小学校4年生の社会科授業副教材「島のくらし」)	—	—
	②職員による出前講座	18	1867
27 ～	HP「東京都「ぎょしょく」のへや」開設 (URL <a href="http://sakana.metro.tokyo.jp/">http://sakana.metro.tokyo.jp/</a> ) オンライン教材の公開、印刷教材のPDFファイルダウンロードの開始		

・「浜のかあさんと語ろう会」は、平成26年度より「水産物加工・流通促進対策事業」に移行。

#### ○ 副教材『小学4年生社会科「島のくらし」』と印刷教材3種(HP「東京都「ぎょしょく」のへや」に掲載)



#### ○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量 (ムロアジ・トビウオ・メダイ) (単位: kg)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
21,814	24,743	20,990	23,590	20,813	16,805	14,697

## 4 水産物加工・流通促進対策事業

東京の島しょ海域では、中級魚の漁獲量が減少している反面、資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合に安価になるものや、サイズが小さく規格外で売れないものなどがある。

一方、水産資源は加工することで、高付加価値、安定供給が可能になるとともに、多様な魚種の利用が中級魚への漁獲圧力を低減させる効果がある。

このため、平成25年度から水産資源を活用した加工品の開発とその販路開拓を支援し、水産資源の持続的な利用と都民への水産物の安定供給を図るため、水産物加工・流通促進対策事業を展開している。

また、平成29年度から島外販売に向けた商品の企画開発、販路拡大、量産体制の整備を行い、水産加工団体の経営力強化を図ることを目的とした、水産加工経営強化促進事業を開始した。

### ○ 事業実績

#### 水産物加工・流通促進対策事業

##### (1) 総合対策（専門家による指導）

- ・水産加工団体が抱える技術や組織の課題等を解決するため、専門家を派遣した。

実施主体 神津島漁協

##### (2) 消費・流通対策（学校給食への対応）

- ・浜のかあさんと語ろう会

漁村の女性を講師として都内14校への小中学校に派遣。魚のさばき方などの講習を実施。

(1,067名参加)

- ・栄養士等を対象とした生産現場研修会

栄養士等の給食職員と生産者団体の連携の機会を提供し、給食用の新品目の開拓や利用拡大を図った。

#### 水産加工経営強化促進事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
30	島外への販路拡大 量産体制の確立	伊豆大島漁協	1,008
	競争力のある商品の開発	八丈島漁協女性部	2,773
元	競争力のある商品の開発 島外への販路拡大	伊豆大島漁協	1,552
	競争力のある商品の開発	八丈島漁協女性部	2,888
	販路の拡大	八丈島水産加工業協同組合	3,000



## 5 離島漁業再生支援事業

集落協定に基づき、漁業集落が実施する漁場の生産力の向上や、観光業など島のお他産業と連携した取組を支援することにより、島しょの主要産業である漁業を活性化させて、地域の底上げを図るとともに水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する。

### ○ 取組概要

令和2年3月31日現在

		大島町	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	小笠原村
集落協定数		2	1	1	1	1	2
協定参加世帯数		111	36	98	33	24	63
向上に関する取組 漁場の生産力の	種苗放流					●	
	漁場の管理・改善	●		●		●	
	産卵場・育成場の整備			●	●	●	
	漁場監視	●	●		●	●	●
	その他						
創意工夫を生かした取組	新たな漁具・漁法の導入						●
	新規漁業への着業	●		●			
	新規養殖業への着業						●
	低・未利用資源の活用		●	●	●		
	高付加価値化	●			●	●	
	流通体制改善					●	●
	伝統漁法の取組			●			
	販路拡大	●	●	●	●	●	●
	その他	●					
新規就業者に関する取組				●		●	
漁船の貸与				●		●	
事業費（単位：千円）		15,516	5,038	13,328	6,691	2,511	14,160

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4

## 6 水産物認証取得支援事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における食材等の調達コード（方針）が平成 29 年 3 月に公表された。水産物については、環境負荷が少なく適切な資源管理下の漁業による漁獲物であることが基準の一つとして定められ、MEL<sup>\*1</sup>やMSC<sup>\*2</sup>などの「水産認証」を取得していることが要件となった。

東京都は、同大会での都内産水産物の提供に向け、平成 28 年度から都内認証取得対象者への認証取得に要する費用を支援している。

※1 MEL (Marine Eco-Label Japan) : 日本発の水産エコラベル

※2 MSC (Marine Stewardship Council) : イギリス発の水産エコラベル

### ○ 支援対象となる事業のしくみ

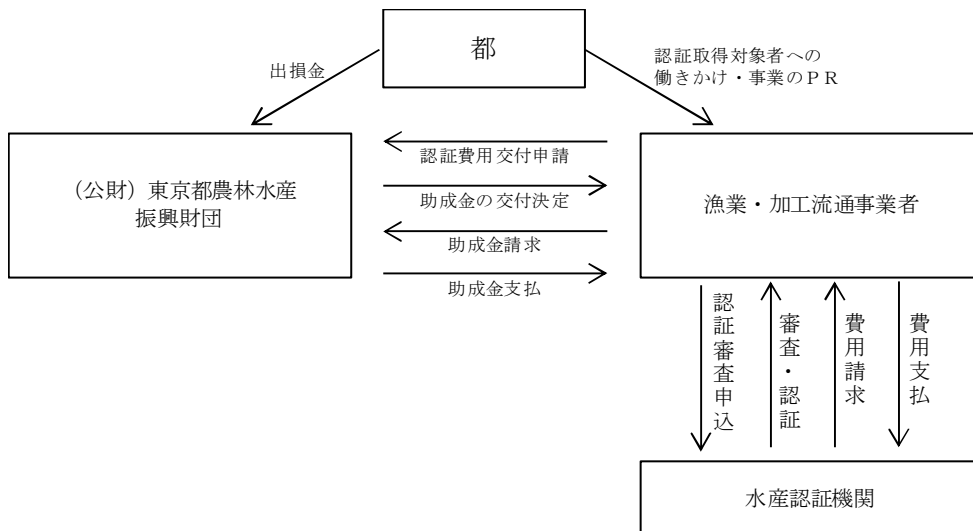
#### (1) 生産段階認証

環境負荷が少なく適切な資源管理下で行われているとされた漁業とその魚種に与えられる認証。

#### (2) 流通加工段階認証（C o C 認証）

生産段階認証を取得した魚種を取扱うサプライヤー（卸会社など）において、当該魚種の受け入れから出荷まで他産地産と混ざらない等のトレサビリティが確保されていることを認証する。

### ○ 事業のしくみ



### ○ 事業実績

実施内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生産段階認証	取得実績無し	1 伊豆諸島とびうお流し刺し網漁業 2 小笠原諸島縦縄漁業 3 伊豆諸島棒受網漁業	4 伊豆・小笠原諸島一本釣り漁業 5 伊豆諸島タカベイサキ刺網漁業 6 伊豆諸島採藻漁業 7 多摩川シジミ漁業	年次更新 1～7(7件)
流通加工段階認証	取得実績無し	取得実績無し	1～7の流通加工段階認証(2件)	年次更新(2件)

## V 漁業補償対策

# 1 漁業共済

## (1) 漁業災害補償制度

### ア 制度の発足と改正

漁業災害補償制度は、昭和 39 年に施行された漁業災害補償法に基づき、経営基盤が脆弱な中小漁業者を対象として、沿岸・近海漁業の気象や海況の変化等によって生じる不慮の事故による損失の補償について、国が不漁対策の一環として施策に位置づけたことに始まった。その後、昭和 63 年の漁協一括加入方式の導入など数度の改正を経て、収支均衡のとれる漁業共済制度へと改善が図られてきた。

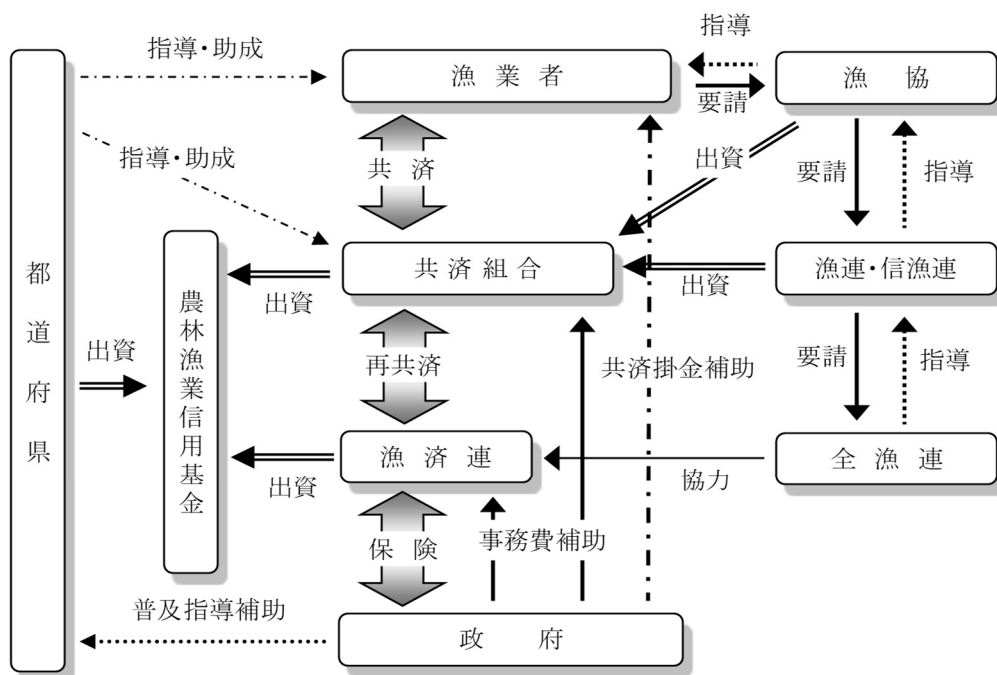
新海洋秩序下における漁業は漁獲競争の時代から協調による資源管理の時代へと移行しているが、人知を超えた資源の変動や魚価安等により漁業経営は圧迫されており、漁業共済の果たすべき役割は増大している。

このような状況下において、加入要件の緩和、共済対象の拡大等により加入促進を図るとともに、平成 23 年度からの漁業収入安定対策事業など、本制度は適宜改正され、漁業経営の安定に貢献している。

### イ 制度の目的

中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。

### ウ 制度の仕組み



エ 漁業共済の種類

漁業共済	漁獲共済	不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	1号漁業	採貝・採藻業(わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわび)
			2号漁業	漁船漁業及び定置漁業
	養殖共済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償 (物損保険方式)	貝類	かき養殖業
				1・2年貝真珠養殖業
			魚類	1～3年魚はまち養殖業
				1～3年魚たい養殖業
				ぞけ・ます養殖業
				2・3年魚ふぐ養殖業
				1～3年魚かんぱち養殖業
				ひらめ養殖業
				1～3年魚すぎ養殖業
				2・3年魚ひらまさ養殖業
				まあじ養殖業
				1～3年魚しまあじ養殖業
				2～5年魚まはた養殖業
				すぎ養殖業
まさば養殖業				
2～5年魚くろまぐる養殖業				
2～4年魚めばる養殖業				
かわはぎ養殖業				
特定養殖共済	特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	藻類	のり等養殖業	
			わかめ養殖業	
			こんぶ養殖業	
		貝類等	真珠母貝養殖業	
			ほたて貝等養殖業	
			特定かき養殖業	
			くるまえば養殖業	
			うに養殖業	
ほや養殖業				
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の損壊等による損害を補償 (物損保険方式)	養殖施設	浮流し式養殖施設	
			はえ縄式養殖施設	
			くい打ち式養殖施設	
			いかだ	
		漁具	網いけす	
			定置網	
			まき網	

## (2) 漁業共済の現況

### ア 加入区の設定

加入区は、漁業災害補償法に基づき、知事が漁業権、漁業種類等を基準として一定の水域、区域及び区分を定めるものであり、現在、都島しょ地区においては、漁協単位に次表の加入区数が設定されている。

	第 1 号 漁 業 (てんぐさ採藻業)	第 2 号 漁 業 (漁船・定置漁業)
大 島 支 庁 管 内	5	5
三 宅 支 庁 管 内	1	1
八 丈 支 庁 管 内	1	1
小 笠 原 支 庁 管 内	-	2

### イ 共済事業

#### (ア) 全国合同漁業共済組合

設 立 平成 18 年 10 月

出資金 798,980,000 円

組合員 組合及び連合会(秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、大分県、沖縄県)

東京都事務所

住 所 〒101-0047 千代田区内神田 2-15-9 the kanda 282  
(全国合同漁業共済組合本所内) TEL 03(6206)8822

組合員 組合(伊豆大島、元町、利島村、にいじま、神津島、三宅島、八丈島、小笠原島、小笠原母島)  
連合会(都漁連、都信漁連)

#### (イ) 事業の状況

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域の広域化により、経営基盤の強化、運営コストの削減、漁業者サービスの向上を図ること目的として、平成 18 年 10 月に 7 府県の漁業共済組合が合併し設立された。

東京都漁業共済組合は、平成 21 年 10 月 1 日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京都事務所として、都島しょ地区における漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している。

都島しょ地区においては、資源の減少や不漁・魚価安などにより漁獲金額が減少する傾向にあり、漁業共済制度の重要性は増大している。

令和元年度の漁獲共済の引受実績は、契約件数が 77 件、共済金額は第 1 号漁業(てんぐさ採草業)10,611 千円、第 2 号漁業(漁船漁業・定置漁業)595,057 千円、合計 605,668 千円で、前年度の 535,610 千円と比べ 13%増であった。また、支払実績は、支払件数が 40 件、支払共済金は 25,966 千円で、前年度の 13,796 千円と比べ 88%増であった。

一方、令和元年度の漁業施設共済の引受実績は 0 件で、支払もなかった。

○ 漁業共済の引受・支払実績（元年度実績）東京都分

・漁獲共済

（単位：千円）

区 分		令和元年度	平成30年度	増△減
契約件数（件）		77	76	1
共済限度額		1,029,456	1,607,530	△578,074
共済金額		605,668	535,610	70,058
掛金	純掛金	25,696	22,813	2,883
	付加掛金	5,351	4,172	1,179
	総掛金	31,047	26,985	4,062
国庫補助金		23,024	22,590	434
契約者負担額		8,022	7,513	509
支払件数（件）		40	29	11
支払共済金		25,966	13,796	12,170

・漁業施設共済

（単位：千円）

区 分		令和元年度	平成30年度	増△減
契約件数（件）		0	1	△1
共済価額		0	56,505	△56,505
共済金額		0	16,951	△16,951
掛金	純掛金	0	4,769	△4,769
	付加掛金	0	650	△650
	総掛金	0	5,419	△5,419
国庫補助金		0	867	△867
契約者負担額		0	1,061	△1,061
支払件数（件）		0	2	△2
支払共済金		0	6,331	△6,331

## 2 漁船保険

### (1) 漁船保険制度

#### ア 制度の目的

漁船損害等補償法に基づき、漁船が不慮の事故による損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組みを通じて漁業者が相互にてん補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることにより、漁業経営の安定を図ることを目的とする。

#### イ 漁船保険の種類

漁船保険	普通	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。
	保	満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	険	特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
漁船船主責任保険			漁船の運行に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。
		基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担又は自己の賠償責任に基づく賠償
		人命損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払い
		乗客損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担
漁船乗組船主保険			漁船の運行に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合(戦乱等によるものを除く。)に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険			漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。

任意保険	プレジャーボート責任保険	スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運行に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ・漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 ・漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害
	転載積荷保険	漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。



## (2) 漁船保険の現況

ア 日本漁船保険組合 東京都支所

住所 〒108-0075 港区港南4-7-8 TEL 03(3458)1433

組合員 640名 (令和年3月31日現在)

イ 事業の状況

日本漁船保険組合は、平成29年4月1日に施行された改正法に基づき、各県の漁船保険団体の新設合併により全国統一組織として設立された。普通損害保険を中心に業務を行っている。

近年は自動操舵の普及により衝突事故が多発していることに伴い、漁船船主責任保険等の保険についても普及・加入促進を図る必要性が増大している。

また、平成11年の法改正により新たな保険需要に対応するため任意保険が創設され、特にプレジャーボート責任保険の加入促進を図っている。

(ア) 漁船保険

① 普通保険

(a) 普通損害保険

令和元年度の引受実績は、加入隻数716隻、総トン数8,197トン、保険金額8,941,980千円、保険料102,928千円であった。このうち、義務加入は577隻、3,182トンであった。

保険金支払実績は、事故件数73隻、支払保険金68,644千円であった。

(b) 満期保険

本年度引受実績はなかった。

(イ) 漁船船主責任保険

① 基本損害：加入隻数707隻、保険金額193,960,000千円、保険料18,946千円  
事故件数5件、支払保険金12,220千円

② 人命損害：加入隻数45隻、保険金額348,500千円、保険料486千円  
本年度支払実績はなかった。

③ 乗客損害：加入隻数218隻、保険金額112,190,000千円、保険料6,319千円  
事故件数2件、支払保険金額2,532千円

(ウ) 漁船乗組船主保険

加入隻数48隻、保険金額139,500千円、保険料192千円

本年度支払実績はなかった。

(エ) 漁船積荷保険

本年度引受実績はなかった。

(オ) 任意保険

① プレジャーボート責任保険

加入隻数170隻、保険金額65,980,000千円、保険料3,089千円

事故件数1件、支払保険金額1,960千円

② 転載積荷保険

本年度引受実績はなかった。

○ 普通損害保険の引受・支払実績

・ 保険引受実績

(金額：千円)

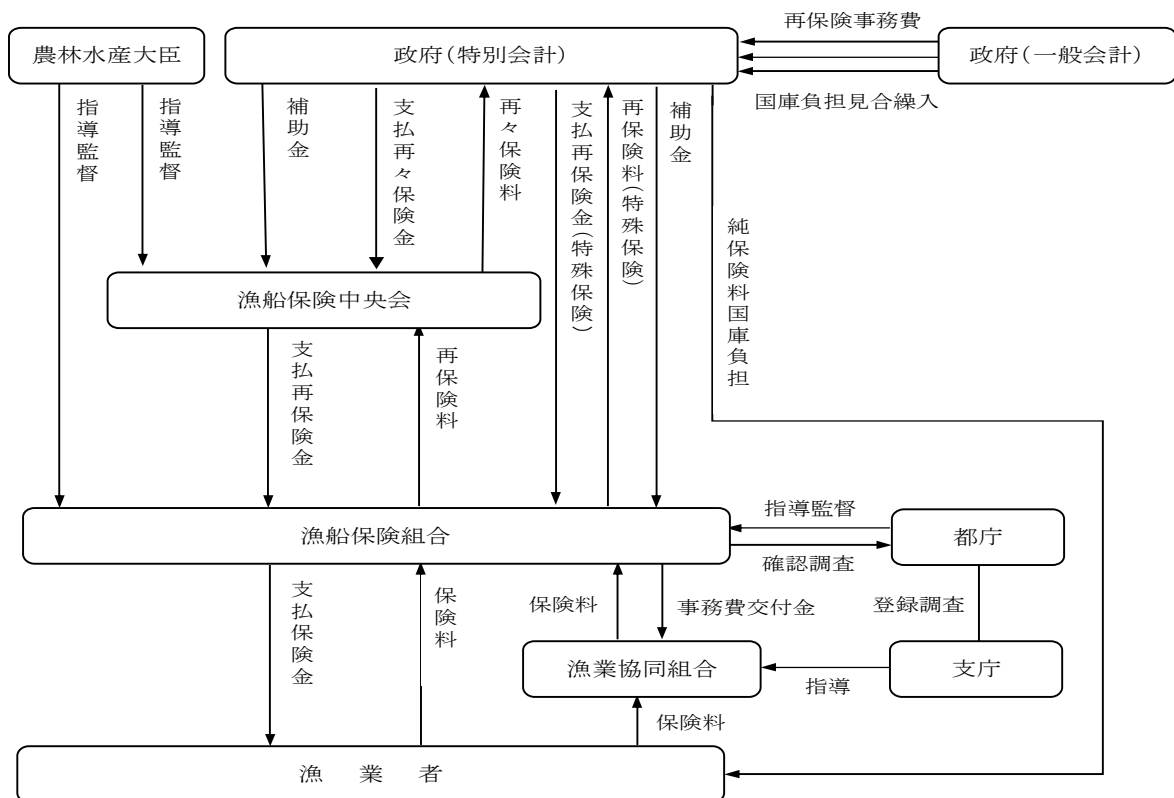
区 分	在籍漁船数	加入隻数	トン数	保険価額	保険金額	保険料
令和元年度	934	716	8,197	14,058,880	8,941,980	102,928
平成30年度	960	731	8,135	12,053,190	6,861,551	102,448
増△減	△26	△15	62	2,005,690	2,080,429	480

・ 保険金支払実績

(金額：千円)

種 別	令和元年度		平成30年度		増△減	
	隻数	隻数	隻数	金額	隻数	金額
全 損	5	26,770	1	580	4	26,190
分 損	64	41,311	54	45,915	10	△4,604
救助費	4	563	5	406	△1	157
合 計	73	68,644	60	46,901	13	21,743

○ 制度の仕組み



### 3 漁業公害

#### (1) 漁業公害の現状

昭和30年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により漁場環境は回復の兆しもみえてきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廃油ボールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廃油等による被害も減少傾向にある。

#### (2) 漁業公害対策の経緯

PCB、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和47年度からPCB汚染調査を、昭和48年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

##### ・PCBの自主規制について

昭和47年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超えるPCBが検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。

スズキは昭和51年7月、ボラは昭和60年2月、コノシロは昭和62年8月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

##### ・水銀の自主規制について

昭和48年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和50年9月に入荷の自主規制を解除した。

##### ・有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかったため、有害物環境調査は平成9年度をもって終了した。

なお、東京都内市場に流通する魚介類の汚染状況（水銀、PCB、TBT）及び東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）については、引き続き福祉保健局で調査を実施している。

##### ・漁業公害調査指導について

昭和49年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和50年10月から漁業公害調査指導を開始した。

##### ・漁場油濁被害救済制度の設立について

原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和50年3月に財団法人漁場油濁被害救済

基金を国が設立（平成23年10月に社団法人海と渚環境美化推進機構と合併、平成25年4月に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となる）。都も費用拠出している。

### （3）漁場油濁被害対策（漁場油濁被害共済基金助成）

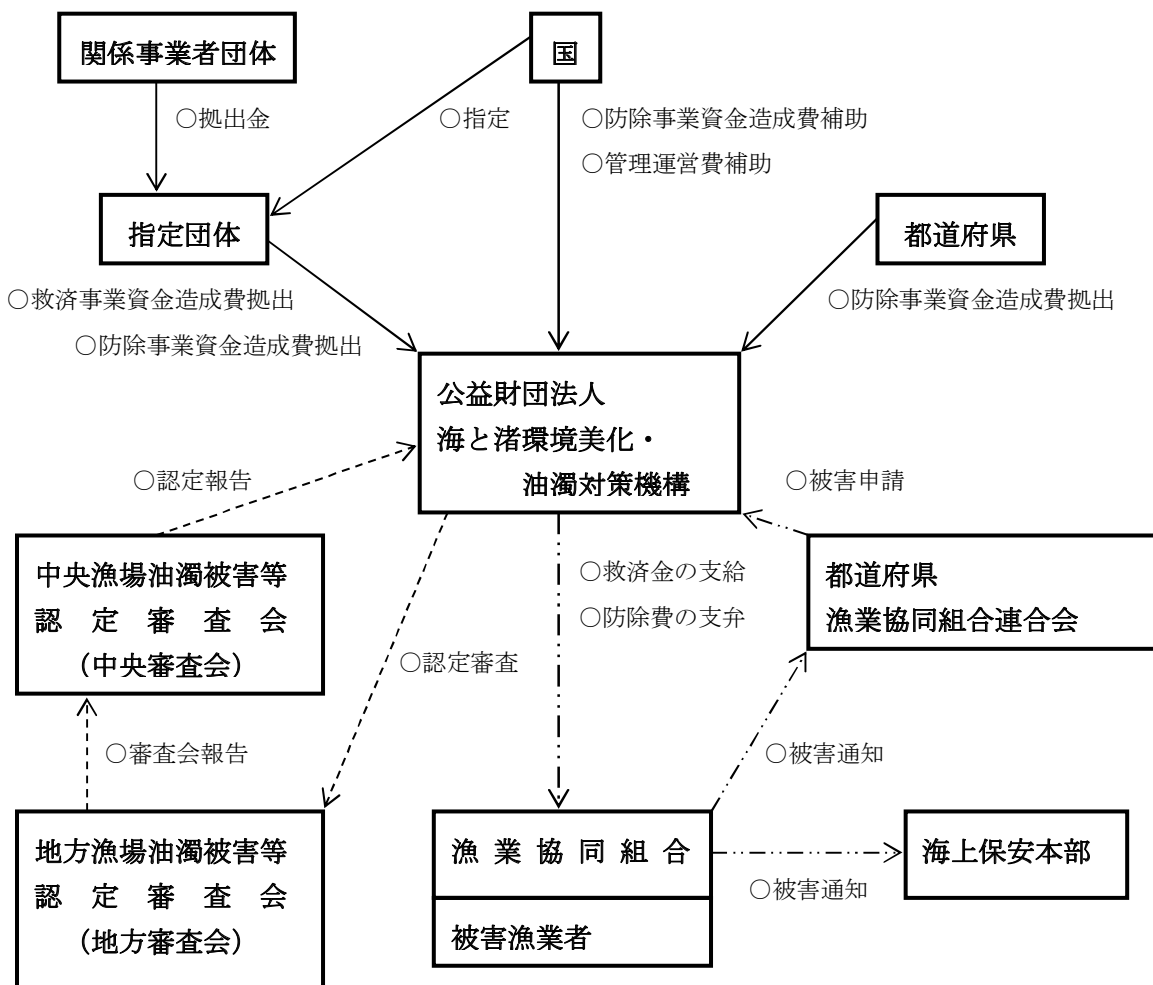
#### ア 目的

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

#### イ 内容

上記目的を達するため、事業主体として、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が設立された。基金は原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費・清掃費の助成、漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓発普及等を行い、事業に要する費用は国の補助金、関係都道府県からの拠出金、産業界からの協力をもって充てる。

### 原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



#### (4) 漁業公害調査指導

##### ア 目的

都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

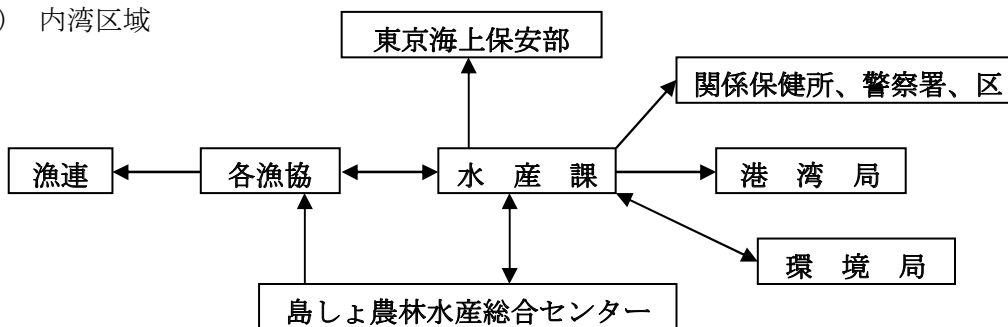
##### イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関し指導する事業であり、昭和50年10月から事業を開始した。

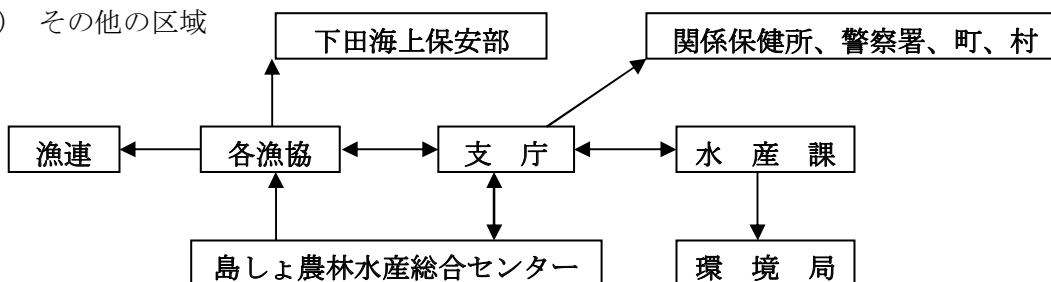
### 通報連絡体制

#### 1 沿岸

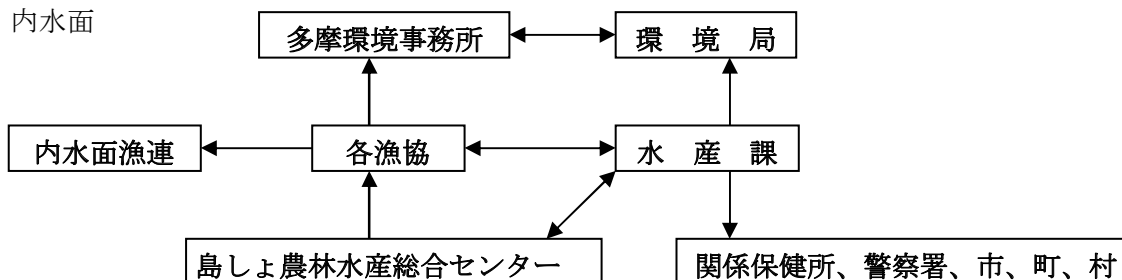
##### (1) 内湾区域



##### (2) その他の区域



#### 2 内水面



## 4 東京産水産物の放射性物質検査

### (1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は風評被害など大きな影響を受けている。

このため都は、事故直後から東京産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

### (2) 検査結果

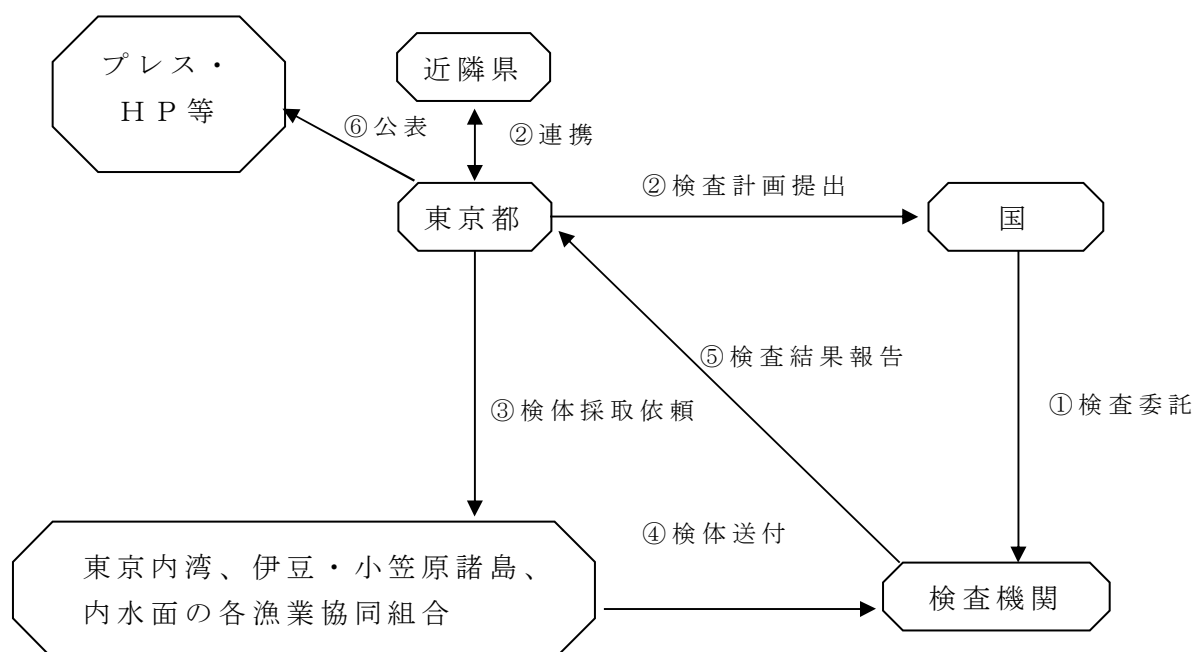
令和元年度に行った東京産水産物の検査では、54検体の全てが規制値未満であった。

※ 水産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム-134 と 137 の合計で 100Bq/kg

検体数内訳

海産対象種	6種	ムロアジ	キンメダイ	イサキ
		1	9	1
	25検体	スズキ	サザエ	イセエビ
5		5	4	
内水面对象種	3種	ヤマメ	アユ	ヤマトシジミ
	29検体	5	2	22

### (3) 東京産水産物の放射性物質検査体制



## 5 演習補償

制限水域名	内容		面積	対象漁協	備考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域		4,191.57km <sup>2</sup>	神津島	対象期間 周年 R元. 7. 18 区域変更
新島南方	自衛隊ミサイル		172km <sup>2</sup>	大島（2漁協）・利島・新島・神津島・三宅島・御蔵島	禁止期間 R元. 9. 25～11. 5
硫黄島周辺	米軍制限水域		74.01km <sup>2</sup>	小笠原（2組合）	対象期間 周年
	自衛隊 演習水域	掃海訓練	13.31km <sup>2</sup>	小笠原（2組合）	禁止期間 R元. 6. 15～6. 24
		エアクッション艇訓練	2.18km <sup>2</sup>		R元. 6. 5～6. 8、 9. 15～9. 18、 12. 8～12. 11、 R2. 2. 10～2. 13
3地域				9漁協	

## VI 行政委員会



# 1 海区漁業調整委員会

## (1) 委員会の設置根拠等

### ① 設置根拠（漁業法第136条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣が定める海区ごとに設置されている。東京都では1海区が指定されている（注1）。

### ② 委員会の構成（漁業法第138条）

委員会は、15名の委員をもって組織し、知事が議会の同意を得て任命された漁業者代表委員9名、学識経験委員4名及び中立委員2名で構成されている（注2）。

### ③ 委員会の目的

水産資源の持続的な利用の確保並びに水面の総合的な利用を図ることにより、漁業生産力を発展させるという漁業法の目的を達成するために、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

### ④ 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注1：平成16年の漁業法の改正に伴い、平成16年8月5日に東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の3海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

注2：平成30年12月の漁業法改正に伴い、漁業者代表委員の公選制が廃止された。

(2) 委員会開催実績 (平成31 (令和元) 年度)

① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
委員会 (第116回)	元. 5. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 小笠原海域における造礁さんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 伊豆諸島海域における中型まき網漁業の許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第117回)	元. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について (知事諮問)</li> <li>○ 小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第118回)	元. 7. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和元年における底立てはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について</li> </ul>
委員会 (第119回)	元. 9. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について</li> <li>○ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について</li> </ul>
委員会 (第120回)	元. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第121回)	元. 12. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について (知事諮問)</li> <li>○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について</li> <li>○ 島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第122回)	2. 1. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第123回)	2. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可の有効期間について (知事諮問)</li> <li>○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について (知事諮問)</li> <li>○ 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について</li> </ul>
地区協議会 (大島地区)	元. 11. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年漁期はまとびうお数量目標について</li> <li>○ 各地区の懸案事項について</li> </ul>
地区協議会 (小笠原地区母島)	2. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小笠原地区の懸案事項等について</li> </ul>
地区協議会 (小笠原地区父島)	2. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小笠原地区の懸案事項等について</li> </ul>

② 海面利用小委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
小委員会 (第1回)	元. 6. 13	○ 小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限に係る委員会指示について
小委員会 (第2回)	元. 10. 30	○ 東京海区におけるいきえさを使用した釣漁法の制限に係る委員会指示について ○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限に係る委員会指示について

③ 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
千葉・東京 連合海区	元. 9. 9	○ 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の調整方式について ○ 東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	元. 9. 10	○ 令和2年漁期における火光利用さば漁業の調整について ○ 令和2年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について

(3) 東京海区漁業調整委員会委員名簿

令和2年11月現在

委員区分	氏名	経歴及び役職等
公選	○ 田中國治	八丈島漁業協同組合代表理事組合長
	菊池勝貴	小笠原島漁業協同組合代表理事組合長
	浜川祝男	神津島漁業協同組合代表理事組合長
	平賀秀明	前小笠原母島漁業協同組合代表理事組合長
	小島一則	東京東部漁業協同組合相談役
	橋本竹男	元町漁業協同組合代表監事
	関 恒美	三宅島漁業協同組合代表理事組合長
	大沼清志	にいじま漁業協同組合副組合長理事
	丸 裕二	芝漁業協同組合代表監事
学識経験	馬場 治	東京海洋大学教授
	岩田光正	元東京都水産試験場長
	井上 潔	前(一社)全国水産技術者協会理事長
	◎ 有元貴文	東京海洋大学名誉教授
公益代表	前田福夫	利島村長
	山下奉也	八丈町長

◎ 会長  
○ 会長代理

任期 { 公選委員 平成28年8月 5日～令和3年3月31日  
学識経験・公益代表委員 平成28年8月25日～令和3年3月31日

(4) 海面利用小委員会

遊漁者等を対象とした委員会指示の発出に際して、遊漁と漁業との円滑な調整、調和ある漁場利用等のため、遊漁等海洋性レクリエーションの知見を持った専門委員から意見を聴取する。

専門委員

氏名	経歴及び役職等
飯島正宏	東京湾遊漁船業協同組合理事長
浜川一清	神津島遊漁船組合組合長
若林 務	NPO法人ジャパングームフィッシュ協会 (JGFA) 理事
奥山政夫	(株)水中造形センター取締役副社長
羽根正尋	(一社)東京諸島観光連盟専務理事

## 2 内水面漁場管理委員会

### (1) 委員会の設置根拠等

#### ① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第 130 条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、地方自治法第 180 条の 5 の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会となっている。

#### ② 委員会の構成

委員会は、漁業法第 131 条に基づき、漁業を営む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員をもって構成されており、都道府県知事が選任する。

#### ③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

#### ④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。

その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績 (令和元年度)

<第20期 東京都内水面漁場管理委員会>

会議名	開催年月日	開催場所	議 題	出席委員数
全内漁管連総会	元. 5. 31	都道府県 会館	① 平成30年度事業報告・収支決算について ② 令和元年度事業計画・収支予算について ③ 令和元年度提案書案について	2人
委員会 (第1回)	元. 5. 21	東京都庁	① 江戸川遡上稚アユ釣り対策について ② 東京都内水面漁連江戸前あゆ供給事業について	8人
委員会 (第2回)	元. 7. 29	東京都庁	① 多摩川のしじみ漁業権の行使状況等 ② 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限に係る委員会指示について (委員会指示)	8人
委員会 (第3回)	元. 9. 30	東京都庁	① 令和2年度中央省庁に対する提案項目及びアンケートについて ③ 令和2年度全内漁管連東日本ブロック協議会の開催(案)について	5人
東日本 ブロック 協議会	元. 10. 31 ~11. 1	札幌市	① 令和2年度提案項目(案)について ② ブロック内照会・協議事項について	2人
委員会 (第4回)	元. 11. 25	東京都庁	① 東京都カワウ被害対策協議会について ② 令和元年度しらすうなぎ特別採捕許可方針について ③ 内共1号遊漁規則の変更認可について	8人
委員会 (第5回)	2. 2. 17	東京都庁	① 東京都におけるコイの放流及び持ち出し等の制限について(委員会指示) ② 令和2年度多摩川遡上あゆ特別採捕許可方針について ③ 令和2年度増殖計画の策定について (委員会指示)	8人

(3) 第20期東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (平成28年12月1日~令和2年11月30日)

委員区分	氏名	経 歴 及 び 現 職 等	
漁業者代表	◎ 安永 勝昭	秋川漁業協同組合代表理事組合長	◎会長
	○ 須賀 一雄	多摩川漁業協同組合副組合長理事	○会長代理
	大久保 芳木	奥多摩漁業協同組合代表理事組合長	
	小島 智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長	
遊漁者代表	小林 得志雄	日本友釣会連盟理事事務局長	
	塚本 哲也	日本友釣同好会理事事務局次長	
学識経験者	丸山 隆	元東京海洋大学 助教	
	村井 衛	東京都内湾漁業環境整備協会常務理事	

## VII 島しょ農林水産総合センター

## 1 島しょ農林水産総合センターの概要

島しょ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）と2センター（小笠原：総務局主管）、奥多摩さかな養殖センター（農林水産振興財団）の組織体制で、東京都の水産業と島しょ農林畜産業振興の一翼を担っている。

組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域とコイ等の生息する温水域並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、復興事業が続く三宅島に三宅事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帯海域に小笠原水産センター、亜熱帯農業センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応するとともに、島しょ海域の広域的・高度専門的課題には振興企画室が中心となった組織的対応を行っている。

### ◎施設の位置と概要

組織名	住 所	土 地 (m <sup>2</sup> )	建 物 (m <sup>2</sup> )	漁業調査指導船等
本所	港区海岸 2-7-104		(1,276)	
奥多摩さかな養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹波 720	22,138	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港 18 (令和2年9月より仮設庁舎(波浮港17))	5,875	1,383	「みやこ」189t 1,492 kW 「やしお」117t 1,471 kW 「かもめ」4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水 273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田 4357	129,655	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根 4222	6,183	990	「たくなん」44t 1,203 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷 4341-11	40,551	2,377	
小笠原水産センター	小笠原村父島字清瀬	6,223	1,909	「興洋」87t 1,030 kW 「ウェントル」2t 95 kW
亜熱帯農業センター	小笠原村父島字小曲	187,814	3,922	



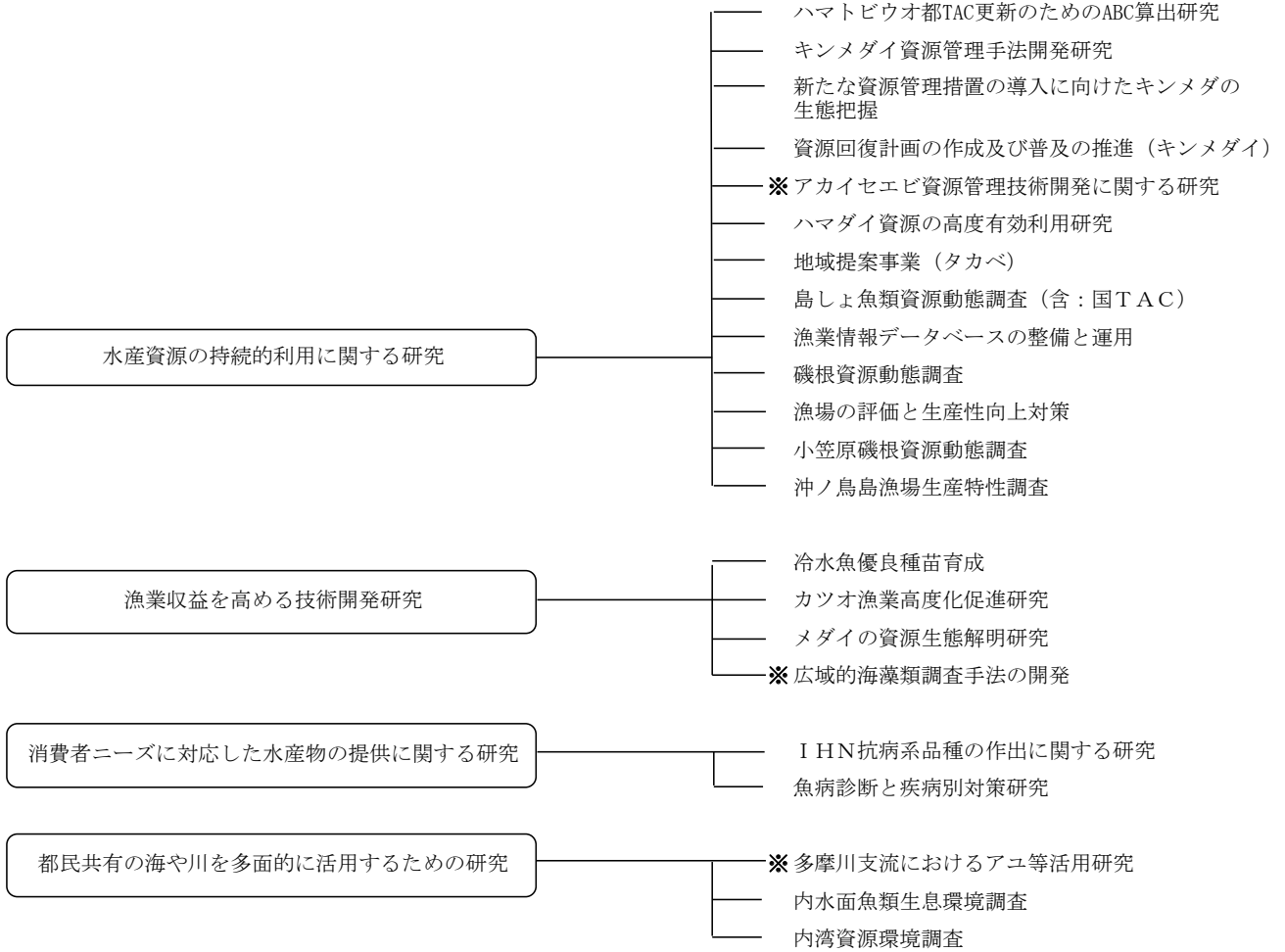
令和2年度 島しょ農林水産総合センター 事業体系

研究テーマ(予算課題)

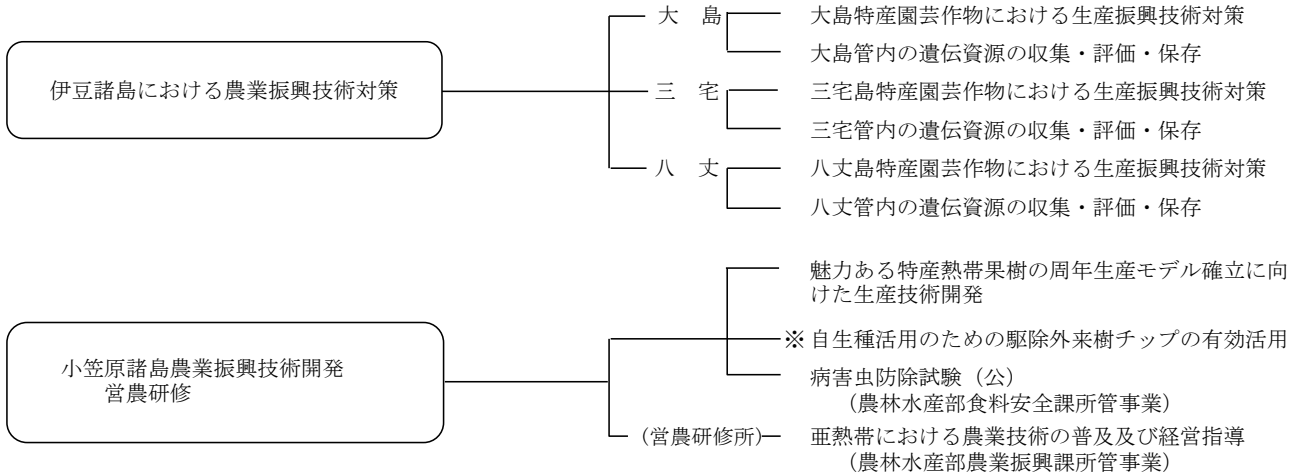
個別課題

※令和2年度新規事業

<水産関係>



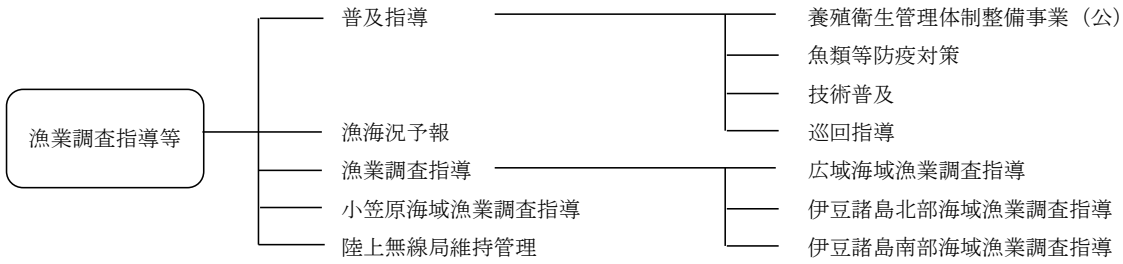
<農業関係>



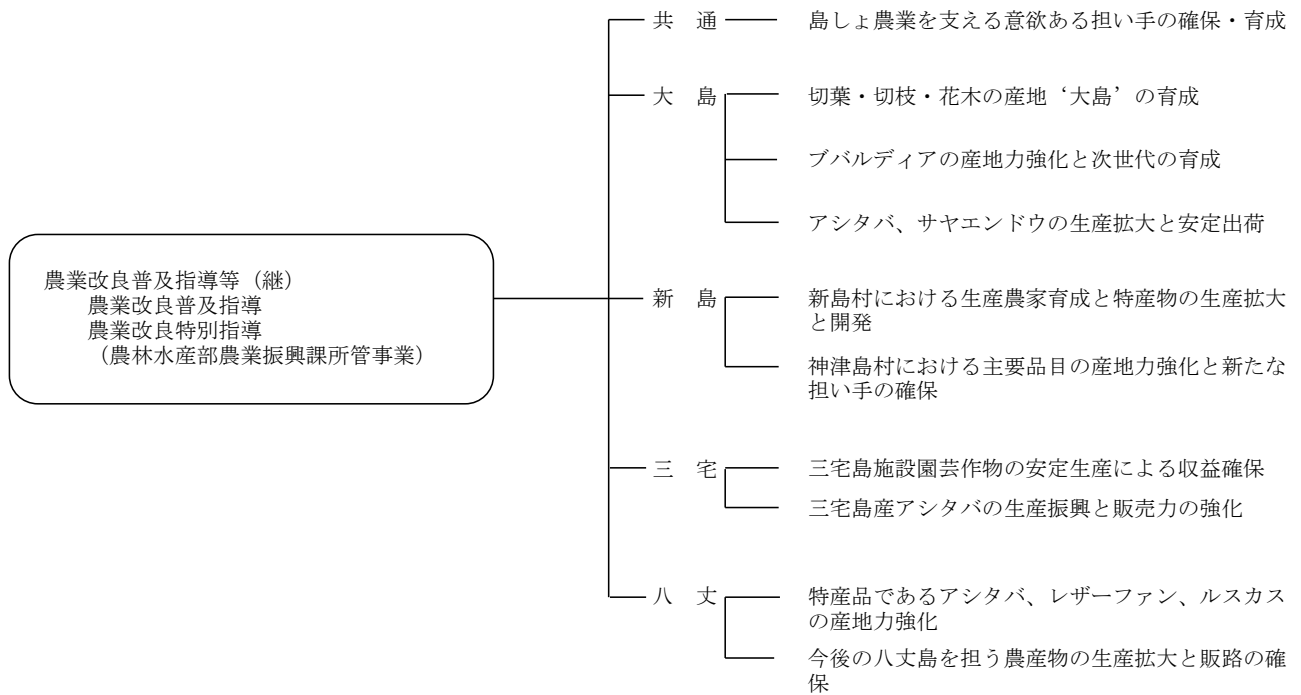
**普及指導テーマ(予算課題)**

**個別課題**

<水産関係>



<農業関係>



◎事業概要【水産分野】

課 題 名	事 業 概 要
<p>1. ハマトビウオ都TAC更新のためのABC算出研究</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p><b>【目 的】</b> ハマトビウオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC(生物学的許容漁獲量)を算出するとともに、資源解析の精度向上を図る。また、ハマトビウオの回遊経路など、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>①漁業情報の収集と統計解析 ②生物学的特性の解明:年齢、成熟、回遊経路等の解明 ③ABCの算出 ④資源評価票の作成・更新 ⑤都TAC関連会議出席</p>
<p>2. キンメダイ資源管理手法開発研究</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>水産資源の持続的利用に関する研究</p>	<p><b>【目 的】</b>伊豆諸島におけるキンメダイの漁業実態、資源生物特性等を把握して資源管理手法の開発に取り組むとともに、資源回復計画、TAE(許容努力量制度)等による新たな広域的資源管理の展開に必要な科学的根拠を得る。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握 ②漁場別魚体組成の把握 ③卵稚仔と幼魚の分布様式把握 ④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握 ⑤主要漁場の音響調査 ⑥夜キンメ漁の影響調査 ⑦資源量推定 ⑧資源評価票の作成と更新 ⑨キンメダイ資源管理関連会議に出席して研究成果の報告と情報提供 ⑩研修会等への参加による新たな知見の収集 ⑪先端機器・新技術の活用によるキンメダイ生態の解明促進研究</p>
<p>3. 新たな資源管理措置の導入に向けたキンメダイの生態把握(令和元年度～3年度)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p><b>【目 的】</b>若齢魚の保護を目的とする新たな資源管理措置を導入するため、漁場におけるキンメダイの資源動態を明らかにする。これまでの調査で浅場漁場に、若齢魚が多く分布することが判明していることから、島しょ域の浅場漁場を中心に魚群動態を精査し、シミュレーションによる効果的な資源管理措置の検討を行う。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>①バイオロギングによるキンメダイの行動解析 ②漁場における魚群特性の把握 ③漁場環境が魚群動態に及ぼす影響調査 ④新たな資源管理措置の検討とシミュレーションによる効果予測</p>
<p>4. 資源回復計画の作成及び普及の推進(キンメダイ)(公)(平成19年度～)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p><b>【目 的】</b>管内のキンメダイ一本釣り漁業に関し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理計画の作成及び普及に資する。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>①管内主要漁場における操業実態の把握 ②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集 ③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握</p>

課題名	事業概要
<p>5. 地域提案事業(タカベ)(公)</p> <p>(平成15年度～)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所</p>	<p>【目的】伊豆諸島海域におけるタカベの資源管理型漁業推進に必要な科学的知見を得るための調査を実施し、行政施策に反映する。</p> <p>【内容】</p> <p>①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と漁獲量の把握 ②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握 ③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握 ④成果のとりまとめ及び関連会議への出席と報告</p>
<p>6. 島しょ魚類資源動態調査 (含:国TAC)</p> <p>(継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとするとともに、持続的漁業生産活動に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集:タカベ・イサキ・アオダイ・ハマダイ・クサヤモロ等 ②漁獲物の生物特性の把握:尾又長・体重・年齢組成等 ③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握 ④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種(イワシ・アジ・サバ)の卵稚仔分布調査を行い、国に情報提供</p>
<p>7. 漁業情報データベースの整備と運用</p> <p>(継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室</p>	<p>【目的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためのシステムの維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備 ②システムの維持管理と高度化</p>
<p>8. 磯根資源動態調査</p> <p>(継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】テングサ、トサカノリなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、資源動態をモニタリングし、得られた成果を取りまとめ、関係機関に情報提供する。</p> <p>【内容】</p> <p>①テングサ、トサカノリ、アントクメの生育状況の把握 ②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握 ③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握 ④漁場環境の変動把握(大島被災漁場復興における代替漁場を含む)</p>

水産資源の持続的利用に関する研究

課 題 名	事 業 概 要
<p>9. 漁場の評価と生産性向上対策</p> <p>(平成23年度～)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】造成された築いそ漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①磯根漁場環境(物理、化学、生物環境)の把握:大島、三宅島、八丈島 ②漁場造成技術の開発:八丈島 ③漁場環境データの管理:大島</p>
<p>10. アカイセエビ資源管理技術開発に関する研究</p> <p>(令和2～6年度)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原諸島海域におけるアカイセエビについて、生活史を把握するとともに、体長測定や標識放流によって資源特性値を推定する。それらを踏まえ、資源管理手法を開発し、地元で展開されている資源管理の取り組みに対し、科学的立場からの提言を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①資源調査 水揚げ情報の収集、標識放流、資源診断、資源管理手法の提言 ②生活史の解明 ネット調査、餌生物調査、稚エビ採集・飼育試験</p>
<p>11. ハマダイ資源の高度有効利用研究</p> <p>(平成30～令和4年度)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域におけるハマダイについて、水揚げ情報による資源量指数(CPUE)の把握、魚体測定や標識放流を行い、資源評価に必要な生態的基礎情報を収集する。また、付加価値向上のため、鮮度保持手法の開発、海域や季節など脂肪量の特性を把握する。それらをふまえ、効果的な漁獲から出荷にいたる形態について科学的立場から資源の有効利用について提言を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①水揚げ状況の把握 ②資源評価手法の開発 ③付加価値向上、鮮度保持技術の開発 ④資源有効利用手法の提言 ⑤資源関連会議への出席</p>
<p>12. 小笠原磯根資源動態調査</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しサンゴ礁の保全に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①イセエビ類の生態調査・生物測定を行い、資源管理に必要な基礎的知見の蓄積を図る。 ②平成15年に造礁サンゴの白化現象が発生した海域のその後の状況を把握するとともに造礁サンゴに関する基礎的知見を収集する。</p>
<p>13. 沖ノ鳥島漁場生産特性調査</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 小笠原水産センター 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】沖ノ鳥島周辺海域における漁業の可能性、沖ノ鳥島から伊豆諸島に至る都の海域の水産資源から見た連続性などを把握するための各種調査を実施する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①漁場開拓と漁業資源動態把握 ②漁業資源の地域連続性確認 ③漁場環境把握</p>

水産資源の持続的利用に関する研究

課題名	事業概要																																																																															
<p>1. 冷水魚優良種苗育成 (継続) &lt;担当部署&gt; 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p>	<p>【目的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。</p> <p>【内容】 ①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流:ニジマス・イワナ・ヤマメ ②管内養殖業者に対する養殖技術指導:年60件程度 ③優良種苗の育成試験:ヤマメの遺伝的劣化防止試験、IHN抗病性判定試験、「奥多摩やまめ」の定着化</p> <p>令和2年度種苗の生産・配付・放流計画</p> <table border="1" data-bbox="512 504 1409 904"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種苗の種類</th> <th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th> <th rowspan="2">配付数 (歳入対象種苗)</th> <th colspan="2">(配付数内訳)</th> <th rowspan="2">その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚検捕・試験等</th> </tr> <tr> <th>放流用 (河川漁協)</th> <th>養殖用 (養殖漁協)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ニジマス</td> <td>発眼卵</td> <td>864</td> <td>210</td> <td>140</td> <td>70</td> <td>654(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>345</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>295(歩減・秋稚魚・試験)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>6(歩減・親魚)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヤマメ</td> <td>発眼卵</td> <td>1,665</td> <td>1,000</td> <td>240</td> <td>760</td> <td>665(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>430</td> <td>200</td> <td>155</td> <td>45</td> <td>230(歩減・秋稚魚・試験等)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>59</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>-</td> <td>14(歩減・親魚・試験)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">奥多摩やまめ</td> <td>発眼卵</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>60(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td>成魚</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イワナ</td> <td>発眼卵</td> <td>181</td> <td>101</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>80(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1(歩減・親魚・試験)</td> </tr> </tbody> </table>	種苗の種類		発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚検捕・試験等	放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)	ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)	ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)	奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)	イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)
種苗の種類						発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)		(配付数内訳)			その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚検捕・試験等																																																																				
		放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)																																																																													
ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)																																																																										
	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)																																																																										
ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)																																																																										
	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)																																																																										
奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)																																																																										
	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)																																																																										
イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)																																																																										
<p>2. カツオ漁業高度化促進研究 (令和元～5年度) &lt;担当部署&gt; 八丈事業所</p>	<p>【目的】近年、日本近海へのカツオ来遊量が減少傾向にあり、八丈島ではCPUEが最盛期の1/3～1/10程度まで減少している。漁獲量が減少する中で、漁業者からは制度の高い漁場予測の発信が望まれている。前事業ではカツオにアーカイバルタグを装着し、そのデータを元に水温と流速から漁場予測モデル(HSIモデル)を作成したが、実用化には至っていない。そこで、装着個体が海山周辺においてエネルギー摂取量が高かったことに着目し、行動把握データに加えて好餌料環境の物理データを活用する。精度を向上させた漁場予測モデルの公開とモデルに使用した海況情報を配信することで、漁場探索の効率化による所要経費の削減および漁家経営の安定化を支援する。</p> <p>【内容】 ①漁業・魚体情報調査 ②行動生態調査 ③餌料環境調査 ④漁場予測モデルの検討と検証</p>																																																																															
<p>3. メダイの資源生態解明研究 (平成30～令和2年度) &lt;担当部署&gt; 八丈事業所</p>	<p>【目的】伊豆諸島におけるメダイの有効利用・収益増大を目的とし、メダイの漁業生物学的研究、漁場形成要因の解明、食材特性の把握を実施する。</p> <p>【内容】 ①漁業生物学的研究 ②漁場形成要因の解明 ③食材特性の把握</p>																																																																															
<p>4. 広域的海藻類調査手法の開発 (令和2～4年度) &lt;担当部署&gt; 大島事業所</p>	<p>【目的】広域的海藻類調査手法を開発することで、既存の手法の弱点を補い、目的に応じて複数の調査手法が選択できるようにする。また、既存の手法と観測データを組み合わせる解析手法を開発することで、資源状況の推定精度の向上を図る。</p> <p>【内容】 ①植生探査ソナーによる海藻類調査 ②ハイパースペクトルセンサー搭載ドローンとの組み合わせの検討</p>																																																																															

課 題 名	事 業 概 要
<p>消費者ニーズに対応した水産物の提供に関する研究</p> <p>1. IHN抗病系品種の作出に関する研究 (継 続) &lt;担当部署&gt; 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p> <p>2. 魚病診断と疾病別対策研究 (継 続) &lt;担当部署&gt; 振興企画室 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p>	<p>【目 的】IHN(伝染性造血器壊死症)に罹りにくい「抗病系品種(ニジマス)」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。</p> <p>【内 容】 選抜育種による抗病性の高い品種の作出</p> <p>【目 的】魚病診断により養殖魚等の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業等の生産体制確立に寄与する。</p> <p>【内 容】 ①天然河川におけるアユ等の疾病発生防除 ②重要疾病の診断・対策 ③原因不明疾病の診断 ④関連会議に出席し、魚病に関する情報収集</p>
<p>都民共有の海や川を多面的に活用するための研究</p> <p>1. 多摩川支流におけるアユ等活用研究 (令和2～4年度) &lt;担当部署&gt; 振興企画室</p> <p>2. 内水面魚類生息環境調査 (継 続) &lt;担当部署&gt; 振興企画室</p> <p>3. 内湾資源環境 (継 続) &lt;担当部署&gt; 振興企画室</p>	<p>【目 的】環境DNAを用いて、江戸前アユでは定置網の入網状況および河口域での分布状況を、多摩川流域の魚類については直接採集による魚種組成との関係を把握する。また、多摩川支流域についてはマス類等の内水面生息魚類の生息状況を網羅的に把握することで、内水面漁業の振興や河川の有効利用のための基礎資料とする。</p> <p>【内 容】 ① アユ遡上量調査: 定置網によるアユ遡上調査、入網数と環境DNAとの関係把握、河口域での分布状況及び定置網調査終了後の遡上状況の把握 ② 支流魚類相調査 魚類相の比較(直接採集法と環境DNAメタバーコーディング)、在来マス類、外来魚用の魚類相把握(支流を主体とした多摩川流域)</p> <p>【目 的】【目 的】都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。</p> <p>【内 容】 ①内水面生息主要魚種(外来魚、シジミを含む)の生息状況把握 ②定点のモニタリング調査による生物相の把握</p> <p>【目 的】東京都内湾における魚介類の生息状況と水質・底質等の環境を定期的にモニタリング調査し、生物の動向と環境との関係を的確に把握する。</p> <p>【内 容】 ①内湾における仔稚魚の発生状況把握 ②内湾における水質環境の把握 ③内湾における底質・マクロベントスの把握</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>1. 普及指導 (継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。</p> <p>【内 容】</p> <p>①巡回指導による技術指導:飼育・蓄養管理などの指導 ②技術開発・普及:未利用水産資源の利活用・漁具漁法の導入指導、サメ等被害対応等 ③啓発・普及:ヤマメ発眼卵放流指導・ヤマメ里親教室の指導・海浜教室・体験学習・研究成果報告会の開催・食育の推進支援等 ④連絡調整会議の開催:連絡調整会議(振興企画室と水産課)、地域連絡会(事業所と支庁)</p>
<p>2. 養殖衛生管理体制整備事業(公) (継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室</p>	<p>【目 的】養殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①全国養殖衛生管理推進会議等への参加による総合推進対策 ②巡回指導等による養殖衛生管理指導 ③養殖場の調査・監視 ④疾病監視などによる疾病対策、特定疾病蔓延防止措置</p>
<p>3. 魚類等防疫対策 (平成24年度～)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 水産課</p> <p>漁業調査指導等</p>	<p>【目 的】持続的養殖生産確保法に基づいて蔓延防止に取り組む「特定疾病」及び国際的に防疫対策に取り組むべきとされる「OIEリスト疾病」等、国への報告義務がある疾病のまん延防止に努める。</p> <p>【内 容】</p> <p>①まん延防止対策 ②対策協議会の開催(必要に応じて)</p>
<p>4. 漁海況予報事業(公・単) (継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所 八丈事業所 振興企画室</p>	<p>【目 的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①漁海況情報収集:調査船定線調査、地先定点観測、漁船等からの情報収集 ②漁海況情報提供:伊豆諸島海域漁海況情報(週報)等 ③漁海況情報分析 ④情報の提供:関東・東海海況速報・八丈海洋ニュース等</p>
<p>5. 広域海域漁業調査指導(みやこ) (継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所</p>	<p>【目 的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】</p> <p>年間運航日数 200日</p> <p>①資源変動把握調査:回遊性魚類調査(カツオ・ハマトビウオ30日)、底生性魚類調査(23日) ②漁場環境変動把握調査:沖合定線調査(36日)、沿岸水温観測(14日) ③資源管理型漁業推進事業:キンメダイ初期生態調査(31日)、キンメダイ計量魚採・試験操業(28日)、漁場環境調査(海底地形:11日) ④沖ノ鳥島調査(上記①～③調査のうち10日) ⑤漁業取締(11日) ⑥指導船整備他(16日)</p>



課 題 名	事 業 概 要
<p>6. 伊豆諸島北部海域 漁業調査指導(やしお)</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査:回遊性魚類調査(10日)、底生性魚類調査(10日)、タカベ・イサキ調査(7日) ②漁場環境変動把握調査:海洋観測(50日) ③資源管理型漁業推進事業:人工魚礁・海底地形調査(22日) ④漁業取締(42日) ⑤巡回指導(4日) ⑥三宅島漁場監視(8日) ⑦指導船整備他(17日)</p>
<p>7. 伊豆諸島南部海域 漁業調査(たくなん)</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島南部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査:回遊性魚類調査(6日)、底生性魚類調査(19日) ②漁場環境変動把握調査:定線調査(36日) ③資源管理型漁業推進事業:キンメダイ(25日)、人工魚礁・浮漁礁(6日) ④漁業取締(24日) ⑤都TAC関連調査(12日) ⑥カツオ資源調査(25日) ⑦漁業被害調査(7日) ⑧指導船整備他(10日)</p>
<p>8. 小笠原海域漁業調 査指導(興洋)</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域、沖ノ鳥島海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 180日 ①海洋観測(33日) ②資源調査:ネット調査(21日)、海底地形調査(21日)、底魚資源調査(28日)、たて縄調査(27日) ③沖ノ鳥島調査(31日) ④漁業取締(11日) ⑤指導船整備他(8日)</p>
<p>9. 東京都漁業用 海岸局</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】 ①通信時間:24時間 ②設備内容:SSB50W 2台 SSB25W 4台 DSB10W 4台 DSB1W 17台 全波受信機 5台 遭難緊急警報自動受信器 5台 ③対 象:官庁船4隻 地元漁船等 ④業務内容:・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信 ・通信施設の点検整備</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>10. 父島漁業用 海岸局</p> <p>(継 続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p> <p>漁業調査指導等</p>	<p>【目 的】小笠原近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>①通信時間:08:00~17:15 (但し、興洋またはみやこが泊まり航海の際は06:00~21:00)</p> <p>②設備内容:SSB50W 2台 SSB25W 2台 簡易無線機 2台 多重無線機 2台</p> <p>③対 象:官庁船2隻 地元漁船等</p> <p>④業務内容: <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業指導に関する通信</li> <li>・漁業気象及び航行警報に関する通信</li> <li>・遭難緊急安全に関する通信</li> <li>・通信施設の点検整備</li> </ul> </p>

## 2 漁業調査指導船

船名	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣工	平成24年 2月29日	平成31年 2月18日	昭和57年 10月28日	平成16年 3月3日	平成19年 2月28日
最大速力(ノット)	14.8	16.0	18.2	14.0	14.2
航海速力(ノット)	13.0	15.0	15.0	13.0	13.0
航続距離(海里)	5,000	2,000		807	2,000
定員	船員16名 調査員8名	船員7名 調査員5名	船員1名 調査員6名	船員8名 調査員2名	船員9名 調査員5名
1 船体					
船質	鋼	鋼	FRP	FRP	鋼
全長(m)	42.93	44.69	13.55	25.50	33.07
登録長(m)	35.60	37.60	9.80	20.18	28.40
幅(m)	7.40	6.60	2.30	5.58	6.00
深さ(m)	3.30	3.20	0.76	2.16	2.90
トン数(t)	189	117	3.87	44	87
2 機関					
主機関(kW)	1,492 1基 ハウススター	1,471 1基 ハウススター	353 1基	1,203 1基	1,030 1基 ハウススター

### 〔漁業調査指導船の海域分担〕

東京都の海は広大なため、黒潮をはさんで、伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。この他「かもめ」(大島)、「ウェントル」(小笠原)は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

### 3 島しょ農林水産総合センター分掌事務

島しょ農林水産総合センター

庶務課	庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>センター所属職員の人事及び給与に関すること。</li> <li>センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>土地、建物及び工作物等の維持管理に関すること。</li> <li>センター内の取締りに関すること。</li> <li>センター内の他の室、事業所及び課長代理に属さないこと。</li> </ol>
	経理担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>センターの予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>土地、建物及び工作物の維持管理に関すること。</li> </ol>
振興企画室	企画調整担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>水産に関する試験、研究及び調査の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。</li> <li>水産資源及び水生生物に係る試験、研究及び調査の実施に関すること。</li> <li>水生生物の病害に係る試験、研究及び調査に関すること。</li> <li>漁業技術等の普及指導に関すること。</li> <li>冷水魚の種苗生産に関すること。</li> </ol>
	主任研究員	
	農業技術調整担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>島しょ区域における農業、畜産及び林業に関する試験及び研究の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。</li> <li>島しょ区域における農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という)第七条第一項、第八条及び第十二条第二項に規定する協同農業普及事業等に関する総合調整に関すること。</li> </ol>
大島事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(八丈事業所に属するものを除く。)</li> <li>水産の普及指導に関すること。</li> <li>漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。(八丈事業所に属するものを除く。)</li> <li>漁業調査指導船の運航に関すること。</li> </ol>
	主任研究員	
	園芸振興担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>大島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。</li> <li>法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。</li> <li>普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。</li> <li>農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。</li> <li>新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。</li> </ol>
	主任普及指導員 [新島分室を含む]	
八丈事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>八丈島近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(主任研究員に属するものを除く。)</li> <li>水産の普及指導に関すること。</li> <li>漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。(課長代理(無線通信担当)に属するものを除く。)</li> <li>漁業調査指導船の運航に関すること。</li> <li>漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。</li> </ol>
	主任研究員	
	無線通信担当	
	園芸振興担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>八丈島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。</li> <li>法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。</li> <li>普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。</li> <li>農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。</li> <li>新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。</li> </ol>
	主任普及指導員	

三宅事業所	主任普及指導員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 三宅島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関する事。</li> <li>2 牛、豚及び家きん等の改良繁殖、育成及び飼育管理に関する試験、研究、調査及び指導に関する事。</li> <li>3 牧野及び飼料作物に関する試験、研究、調査及び指導に関する事。</li> <li>4 家畜の人工授精に関する事。</li> <li>5 種畜及び種鶏の配布に関する事。</li> <li>6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関する事。</li> <li>7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行う事。</li> <li>8 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。</li> <li>9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行う事。</li> </ol>
小笠原水産センター (総務局所管)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関する事。</li> <li>2 小笠原近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関する事。</li> <li>3 小笠原近海の水産資源の調査及び研究に関する事。</li> <li>4 漁業者への漁業技術指導に関する事。</li> <li>5 漁業指導無線に関する事。</li> <li>6 漁業調査指導船の運航に関する事。</li> </ol>
小笠原亜熱帯農業センター [営農研修所を含む] (総務局所管)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農畜産業に関する試験研究及び調査に関する事。</li> <li>2 果樹、園芸作物の品種改良及び栽培に関する試験研究及び調査に関する事。</li> <li>3 農業に関する専門的技術及び知識の普及指導に関する事。</li> <li>4 植物の病虫害防除に関する試験研究及び調査に関する事。</li> </ol>

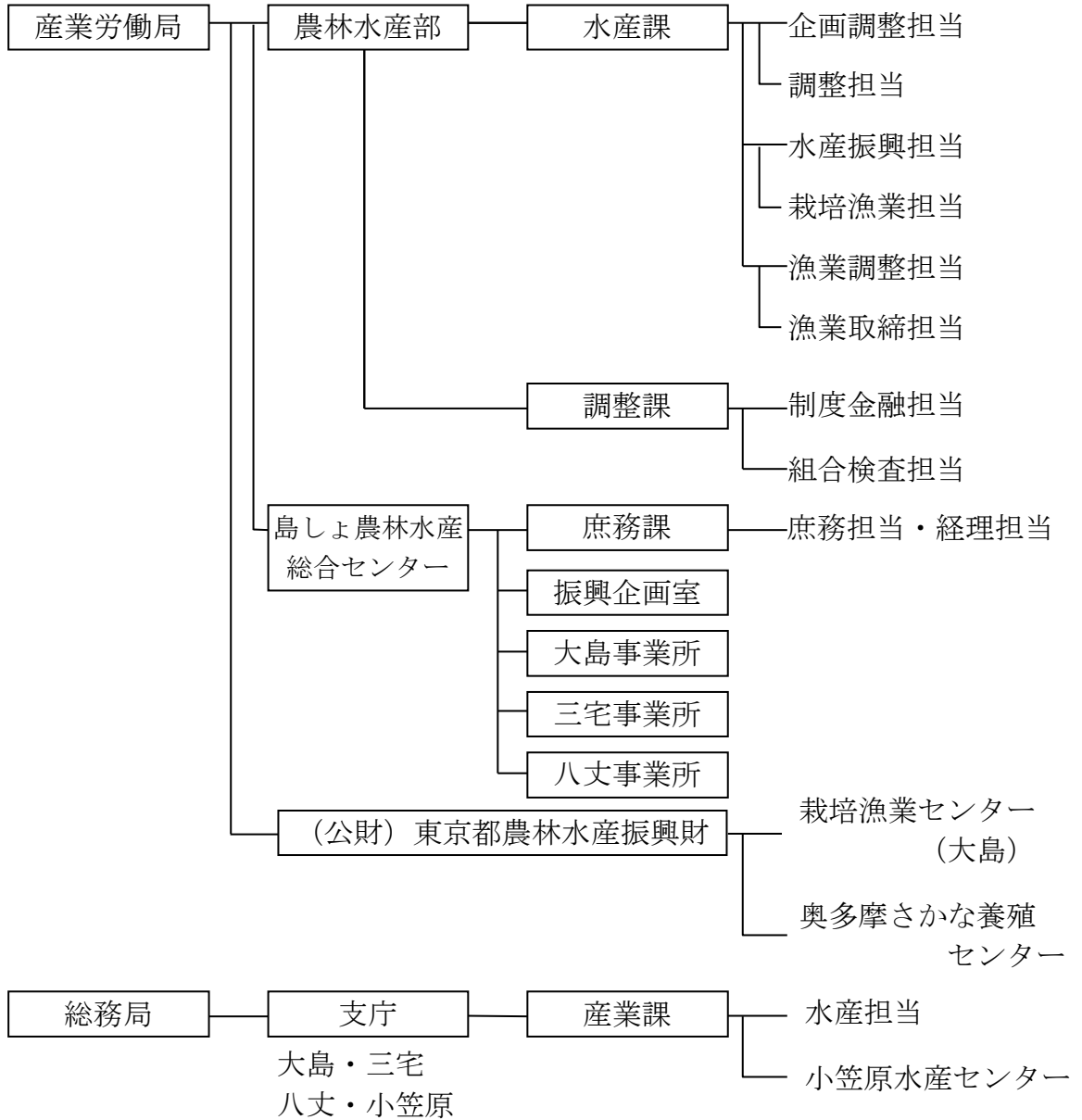
◎ 東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」（年報）	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果をとりまとめたもの	年一回
「事業成果速報」	各年内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果の速報	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡って継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するもの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ <a href="http://www.ifarc.metro.tokyo.jp">http://www.ifarc.metro.tokyo.jp</a>	毎日更新
「大島事業所トピック」	大島事業所の広報誌	不定期
「八丈事業所トピックス」	八丈事業所の広報誌	不定期
「海洋島」	小笠原水産センターの広報誌	不定期
「伊豆諸島海域漁況情報」	伊豆諸島の漁獲物情報をまとめた週報	毎週
「関東・東海漁海況速報」	当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山、漁業情報サービスセンターが共同で発行する漁海況速報（海の天気図）	毎日
「八丈海洋ニュース」	八丈事業所が発行する海況情報誌	ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果	月一回
「沿岸定線観測結果」	大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果	月一回
「海洋観測速報」	八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果	月一回
「おがさわら海の情報」	小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果	月一回
「定地観測水温表」	大島事業所が発行する月別各島定地水温	月一回
「漁業気象」	東京都漁業無線局が発行する天気現況と予想	毎日二回

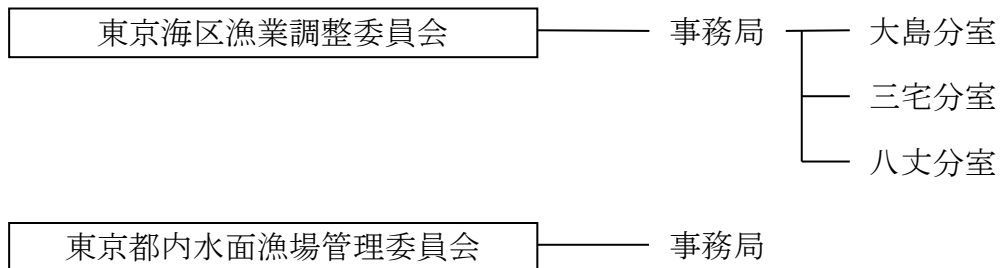
## VIII 水産行政

# 1 水産行政組織（令和2年4月1日現在）

## 【知事部局】



## 【行政委員会】





## 2 水産課係別分掌事務（行政委員会を含む）

### 企画調整担当

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業の総合振興対策事業に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の係及び担当係長に属しないこと

### 水産振興担当

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

### 栽培漁業担当

- ・栽培漁業に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

### 漁業調整担当

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・内水面漁場管理委員会に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること
- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報管理システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること

- ・遊漁船業の登録に関する事
- ・その他漁業調整に関する事

#### 漁業取締担当

- ・漁業取締に関する事
- ・漁業補償に係る調査及び連絡に関する事

#### 東京海区漁業調整委員会事務局

- ・東京海区漁業調整委員会に関する事

#### 東京都内水面漁場管理委員会事務局

- ・内水面漁場管理委員会に関する事

## IX 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産額
- 3 漁船
- 4 漁業制度と都の漁業

# 1 経営体・就業者

## 漁業経営体数の推移

単位：経営体

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
個人	1,013	784	654	591	503
団体	24	20	15	13	9
合計	1,037	804	669	604	512

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

## 漁業就業者数の推移

単位：人

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
区 部	497	387	494	261	299
島 しょ 部	982	769	749	711	597
大 島	579	476	428	406	320
大島	220	173	141	133	98
利島～神津島	359	303	287	273	222
三宅・御蔵島	145	19	61	66	49
八丈島・青ヶ島	198	196	190	164	151
小 笠 原	60	78	70	75	77
合 計	1,479	1,156	1,243	972	896

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

## 漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

	平成15年		平成20年		平成25年		平成30年	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
男 性	1,077	93.2	1,161	93.4	938	96.5	871	97.2
15～24歳	37	3.2	21	1.7	24	2.5	47	5.2
25～39歳	155	13.4	148	11.9	145	14.9	144	16.1
40～59歳	445	38.5	543	43.7	355	36.5	304	33.9
60～64歳	129	11.2	158	12.7	131	13.5	127	14.2
65歳以上	311	26.9	291	23.4	283	29.1	249	27.8
女 性	79	6.8	82	6.6	34	3.5	25	2.8
合 計	1,156	100.0	1,243	100.0	972	100.0	896	100.0

資料：漁業センサス（2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

## 2 生産量・生産額

漁業種類・海区別生産量（平成31年1月～令和元年12月）

（単位：トン）

海区別 漁業別	海区別						計
	大島	利島 新島 神津島	三宅 御蔵島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	
とびうお流しまき網							
その他のまき網							
さんま棒受網							
あじ・さば棒受網				67			67
いさき寄網							
たかべ寄網							
建切網							
とびうお流し刺網			1	107			108
いせえび刺網	9	9					18
たかべ刺網		23					23
いか釣		51	1		34		86
ひき縄釣	9	37	154	102	5		307
底魚一本釣	15	739	122	466	132		1,474
その他の釣	17			9		18	44
はえ縄		18	9		218		245
その他のはえ縄						2	2
小型定置網							
その他の刺網						100	100
採貝	8	6				55	69
採藻	105	34	1				140
突棒		10					10
潜水器							
その他の漁業	1	3	8	1	16	16	45
計	164	930	296	752	405	191	2,738

魚種・海区别生産量(平成31年1月～令和元年12月)

(単位：kg)

魚種名	海 区					三宅	八丈	小笠原	内湾	合計	
	大島	利島	新島	神津島	大島計						
魚類	さば	239		5	1,283	1,527	276	86		5	1,894
	とびうお	5			2,760	2,765	1,634	107,192			111,591
	むろあじ	111				111	60	63,122	108		63,401
	まあじ				222	222				187	409
	しまあじ	440		1,010	206	1,656	404	56	33		2,149
	たかべ	930	1,715	22,064	18	24,727	610				25,337
	いさき	15,597		741	207	16,545	67	1	45		16,658
	かつお類	6,265	506	8,162	5,001	19,934	38,345	37,563	240		96,082
	まぐろ類	2,698	359	6,577	24,379	34,013	113,770	56,773	44,706		249,262
	かじき類	163		45	13,849	14,057	7,547	2,643	169,257		193,504
	きんめだい	859		23,556	589,054	613,469	104,872	380,175	13		1,098,529
	ひめだい	208		128	499	835	81	957	13,525		15,398
	はまだい	10			157	167	5	5,913	71,863		77,948
	あおだい			2	9,470	9,472	620	13,793	58		23,943
	めだい	2,578		1,449	55,251	59,278	7,138	44,426	648		111,490
	あこうだい	1,101		846	767	2,714	543	72			3,329
	むつ類	544		11,120	25,228	36,892	2,766	1,843	8,688		50,189
	maidai	72		70	150	292	29	61			382
	その他のたい類	1				1	1		2,048	1,687	3,737
	ひらまさ	73	35	5	148	261	397	1,066	44		1,768
	かんぱち	1,280	70	1,389	2,561	5,300	4,873	6,994	9,159		26,326
	さわら	30			60	90	890	4,715	6,607	694	12,996
	めじな	519		5	2	526	467	160			1,153
	いすずみ	6				6	7	685			698
	さめ類	13			976	989	6		252	25	1,272
	さんま										
	ぶり類	66		9	181	256	1			156	413
	ひらめ	8		11	10	29	8	1		6	44
	かれい類									22,846	22,846
	ぼら類										
	すずき	6				6				74,061	74,067
	あなご									5,252	5,252
このしろ									2,296	2,296	
はぜ											
その他	8,437	56	643	17,272	26,408	6,793	23,228	28,030	28,320	112,779	
計	42,259	2,741	77,837	749,711	872,548	292,210	751,525	355,324	135,535	2,407,142	
水産物の	いか		1,941	25,073	23,876	50,890	1,108		34,023		86,021
	いせえび	8,574	4,004	2,139	2,948	17,665	938	1,878			20,574
動植物の	その他のえび類							1	4		5
	かめ								13,457		13,457
貝類	さんご								154		154
	その他	7	6	133		146	123	309	292	350	1,220
藻類	計	8,581	5,951	27,345	26,824	68,701	2,169	403	49,808	350	121,431
	さざえ	2,120	5,340	39		7,499	36				7,535
魚類	あわび	393	16		6	415					415
	とこぶし	3,708	9	22	50	3,789	367				4,156
魚類	ひろせかい										
	くぼがい	1,545	536			2,081	16				2,097
魚類	あさり類								47,985		47,985
	その他	223				223	148			7,337	7,708
藻類	計	7,989	5,901	61	56	14,007	567			55,322	69,896
	てんぐさ	104,926		8,193	7,320	120,439	1,312				121,751
藻類	とさかのり		8,309		9,296	17,605					17,605
	いわのり						46				46
藻類	その他		327			327	124	10		80	541
	計	104,926	8,636	8,193	16,616	138,371	1,482	10		80	139,943
合計		163,755	23,229	113,436	793,207	1,093,627	296,428	751,938	405,132	191,287	2,738,412

魚種・海別生産金額(平成31年1月～令和元年12月)

(単位:千円)

魚種名	大島					三宅	八丈	小笠原	内湾	合計	
	大島	利島	新島	神津島	大島計						
魚類	さば	112		4	273	389	91	27		1	508
	とびうお	4			633	637	800	57,257			58,694
	むろあじ	63				63	17	21,680	42		21,802
	まあじ				83	83				53	136
	しまあじ	1,265		2,464	315	4,044	1,361	116	55		5,576
	たかべ	1,367	3,558	41,241	40	46,206	1,000				47,206
	いさき	10,686		607	67	11,360	66	1	23		11,450
	かつお類	5,314	667	9,505	3,264	18,750	24,292	24,122	165		67,329
	まぐろ類	2,951	258	7,610	53,254	64,073	118,465	74,352	48,536		305,426
	かじき類	169		25	13,579	13,773	7,126	2,357	192,837		216,093
	きんめだい	1,530		36,045	762,363	799,938	151,164	620,155	10		1,571,267
	ひめだい	318		152	528	998	83	1,124	11,828		14,033
	はまだい	22			374	396	15	11,603	93,322		105,336
	あおだい	2		4	9,306	9,312	812	19,303	68		29,495
	めだい	2,970		1,288	38,942	43,200	5,378	33,702	487		82,767
	あこうだい	3,203		2,016	1,103	6,322	1,272	112			7,706
	むつ類	1,609		24,252	51,125	76,986	6,121	3,660	6,916		93,683
	まだい	81		76	52	209	25	56			290
	その他のたい類	1				1	1		1,355	1,039	2,396
	ひらまさ	65	45	6	76	192	276	670	30		1,168
	かんばち	1,915	97	2,282	2,640	6,934	5,924	7,776	6,257		26,891
	さわら	20			18	38	347	1,455	2,823	282	4,945
	めじな	371		5		376	343	169			888
	いすずみ	5				5	2	304			311
	さめ類	3			202	205	1		50	3	259
	さんま										
ぶり類	35		4	38	77	1			38	116	
ひらめ	18		12	12	42	17	2		9	70	
かれい類									37,193	37,193	
ぼら類											
すずき	9				9				91,465	91,474	
あなご									11,413	11,413	
このしろ									1,713	1,713	
はぜ											
その他	10,454	90	1,057	10,834	22,435	7,572	16,587	40,884	22,824	110,302	
計	44,562	4,715	128,655	949,121	1,127,053	332,572	896,590	405,688	166,033	2,927,936	
水産物の他	いか		2,739	47,221	37,333	87,293	2,023		26,007		115,323
	いせえび	29,751	11,017	9,470	11,745	61,983	5,467	484	5,343		73,277
	その他のえび類							8	13		21
	かめ								4,788		4,788
貝類	さんご							188,315			188,315
	その他	13	4	93		110	204	401	408	427	1,550
	計	29,764	13,760	56,784	49,078	149,386	7,694	893	224,874	427	383,274
藻類	さざえ	2,291	5,901	56		8,248	43				8,291
	あわび	1,668	166	6	47	1,887					1,887
	とこぶし	8,199	29	79	158	8,465	1,356	137			9,958
	ひろせかい										
	くぼがい	1,608	1,051			2,659	22				2,681
	あさり類									15,643	15,643
	その他	226				226	247			8,239	8,712
計	13,992	7,147	141	205	21,485	1,668	137	0	23,882	47,172	
藻類	てんぐさ	75,169		8,248	7,813	91,230	1,220				92,450
	とさかのり		5,045		6,205	11,250					11,250
	いわのり						96				96
	その他		1,148			1,148	666	11		34	1,859
計	75,169	6,193	8,248	14,018	103,628	1,982	11	0	34	105,655	
合計	163,487	31,815	193,828	1,012,422	1,401,552	343,916	897,631	630,562	190,376	3,464,037	

魚種・漁協別生産量 (平成31年1月～令和元年12月)

(単位: kg)

魚種名	大島漁区(利島～神津島を含む)				三宅漁区			八丈漁区			小笠原漁区			内湾	合計			
	伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島	御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島			八丈島計	小笠原島	小笠原母島
水	239		239		5	1,283	1,288	1,527	276		276	86		86			1,894	
ほろあじ	5		5			2,760	2,760	2,765	1,634		1,634	105,808	1,384	107,192			111,591	
ましまあじ	111		111					111	60		60	63,122		63,122	108		63,401	
いたいさ	424	16	440		1,010	206	222	1,656	190	214	404	56		56	33		2,149	
いさ	930		930	1,715	22,064	18	23,797	16,545	5	605	610	1		1	45		16,658	
かつお	14,043	1,554	15,597	741	207	948	13,669	19,934	37,018	1,327	38,345	37,563		37,563	192	48	96,082	
まぐろ	5,128	1,137	6,265	506	8,162	5,001	31,315	34,013	97,763	16,005	113,770	52,073	4,700	56,773	40,361	4,345	249,262	
かじき	698	2,000	2,698	359	6,577	23,379	13,894	14,057	7,306	241	7,547	2,643		2,643	134,710	34,547	193,504	
きんめだい	102	61	163		45	13,849	13,894	14,057	7,306	241	7,547	2,643		2,643	134,710	34,547	193,504	
ひらめ	859		859		23,556	589,054	612,610	613,469	104,872	10	104,872	379,815	360	380,175	13		1,098,529	
はまだ	195	13	208		128	499	627	835	71	10	81	957		957	3,877		15,398	
あおだ	10		10		157	157	157	167	5	5	5	5,913		5,913	59,962	11,901	71,863	
あお	1,147	431	2,578		2	9,470	9,472	9,472	600	20	620	12,153	1,640	13,793	50	8	23,943	
あこう	1,101		1,101		1,449	55,251	56,700	59,278	7,138		7,138	42,486	1,940	44,426	617	31	111,490	
まづ	544		544		846	767	1,613	2,714	543		543	72		72			3,329	
その他のたい	66	6	72		11,120	25,228	36,348	36,892	2,766	9	2,766	1,843		1,843	7,596	1,092	8,688	
ほら	48	25	73	35	5	148	188	281	304	1	305	1,066		1,066	1,801	247	2,048	
はん	665	615	1,280	70	1,389	2,361	4,020	5,300	3,377	1,496	4,873	6,774	220	6,994	2,186	16	1,768	
めじ	30		30			60	60	90	676	214	890	4,715		4,715	3,422	3,185	6,607	
いすずみ	519		519		5	2	7	526	464	3	467	160		160			1,153	
さん	13		13			976	976	989	6	6	6	65		65	252		698	
ぶら	63	3	66		9	181	190	256	1		1						2,272	
ひらめ	2	6	8		11	10	21	29	4	4	8	1		1			413	
はら																	6	
すず	6		6					6									44	
あな																	22,846	
そのし																	74,061	
その魚	8,312	125	8,437	56	643	17,272	17,971	26,408	6,394	399	6,793	22,848	380	23,228	20,523	7,507	112,779	
計	36,262	5,997	42,259	2,741	77,837	749,711	830,289	872,548	271,562	20,648	292,210	740,281	11,244	751,525	286,334	68,990	355,324	
いせ	6,533	2,041	8,574	1,941	25,073	23,876	50,890	50,890	1,103	5	1,108			1,108	23,030	10,993	34,023	
そのえび				4,004	2,139	2,948	9,091	17,665	803	135	938	93		93	1,735	143	1,878	
そのえび																	20,574	
さん																	5	
その他																	13,457	
物																	154	
計	6,533	2,048	8,581	5,951	27,345	26,824	60,120	68,701	2,026	143	123	309		309	280	12	1,220	
さわ	1,534	586	2,120	5,340	39	5,379	5,379	7,499	36	36	36	403		403	30,643	19,165	49,808	
わ	354	39	393	16		6	22	415			367			367			7,535	
こ	2,976	732	3,708	9	22	50	81	3,789	367		367			367			415	
せ																	4,156	
かい	1,360	185	1,545	556			536	2,081	8	8	16			16			2,097	
が																	47,985	
り	223		223				223	223	141	7	148			148			7,708	
その他	6,447	1,542	7,989	5,901	61	56	6,018	14,007	552	15	567			567			7,337	
計	101,870	3,056	104,926	8,309	8,193	7,320	15,513	120,439	1,312	1,312	1,312			1,312			69,896	
さん							17,605	17,605										55,322
ぐ																		121,751
さ																		17,605
のり																		46
のり																		80
その他	101,870	3,056	104,926	8,309	8,193	16,616	33,445	138,371	1,404	78	1,482			1,482			139,943	
計	151,112	12,643	163,755	23,229	113,436	793,207	929,872	1,093,627	275,544	20,884	296,428	740,694	11,244	751,938	316,977	88,155	405,132	
合計																		2,738,412



魚種・漁協別生産額(平成31年1月～令和元年12月)

(単位:千円)

魚種名	大島海区(利島～神津島を含む)										三宅海区			八丈海区			小笠原海区			内湾	合計
	伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島	御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計				
さびうお	112	4	112		4	273	277	389	91	91	91	27	356	27			27	1	508		
むろあおじ	63		63			633	633	637	800	800	800	56,901	356	57,257	42		42		58,694		
しまあべ	1,173	92	1,265	3,558	2,464	83	83	83	385	976	1,361	116		116	55		55	53	1,366		
かつお	850	850	1,686	3,558	607	67	674	46,206	7	993	1,000	1		1	23		23		11,450		
まぐろ	4,318	996	5,314	667	9,505	3,264	13,436	18,750	22,989	1,303	24,292	24,122		24,122	130	35	165		67,329		
きんめだい	1,530	66	1,596	258	7,610	53,254	61,122	64,073	107,407	11,058	118,465	71,884	2,468	74,352	49,385	6,151	48,536		305,426		
ひめだい	298	20	318		152	528	680	998	75	8	83	1,124		688	620,155	10	10		1,571,267		
あおだい	22	22	44		374	374	374	396	15	15	15	11,603		11,603	77,737	15,585	93,322		105,336		
めだだい	2	2	4		4	9,306	9,310	9,312	788	24	812	17,019	2,284	19,303	77,737	10	68		29,495		
あこうだい	2,480	490	2,970		1,288	38,942	40,230	43,200	5,378	5,378	5,378	32,203	1,499	33,702	460	27	487		82,767		
むつ	3,203		3,203		2,016	1,103	3,119	6,322	1,272	1,272	1,272	112		112					7,706		
まただい	1,609	8	1,617		24,252	51,125	75,377	76,986	6,121	6,121	6,121	3,660		3,660	5,972	944	6,916		93,683		
その他のたい	73		73		76	52	128	209	16	9	25	56		56	1,190	165	1,355		290		
ひらま	47	18	65	45	6	76	127	192	207	60	276	670		670	19	11	30		1,168		
かんぱら	1,037	878	1,915	97	2,282	2,640	5,019	6,934	4,534	1,390	5,924	7,540	236	7,776	4,934	1,323	6,257		26,891		
さわら	20	20	40		18	18	38	268	341	2	347	1,455		1,455	1,631	1,192	2,823		4,945		
めいすずみ	371		371		5	376	5	376	341	2	343	169		169	169		169		888		
さめ	5		5		5	5	5	5	5	2	2	36		36	268		304		311		
さんま	3		3			202	202	205	1	1	1				50		50		259		
ぶり	32	3	35		4	38	42	77	1	1	1	2		2					116		
ひらめ	5	13	18		12	12	24	42	5	12	17			17					70		
かれい																			37,193		
ほら																			91,474		
すずき	9		9					9											11,413		
あなご																			1,713		
このしろ																			1,713		
その他の魚類	10,230	224	10,454	90	1,057	10,834	11,981	22,435	7,092	480	7,572	16,005	522	16,587	19,304	21,580	40,884		110,302		
計	38,657	5,905	44,562	4,715	128,655	949,121	1,082,491	1,127,053	315,974	16,598	332,572	888,269	8,321	896,590	316,334	89,354	405,688		2,927,936		
いせえび	20,616	9,135	29,751	2,739	47,221	37,333	87,293	2,009	14	2,023	484	484		484	4,931	412	5,343		73,277		
その他のえび類												8		8	13		13		21		
かめ															3,356	1,432	4,788		4,788		
さんご																			188,315		
その他		13	13	4	93		97	110	200	4	204	401		401	389	19	408		1,550		
計	20,616	9,148	29,764	13,760	56,784	49,078	119,622	149,386	7,324	370	7,694	893		893	25,496	199,378	224,874		383,274		
えさ	1,618	673	2,291	5,901	56	6	5,957	8,248	43	43	43								8,291		
あわび	1,431	237	1,668	166	6	47	219	1,887											1,887		
とこぶし	6,067	2,132	8,199	29	79	168	266	8,465	1,356		1,356	137		137					9,958		
くせが	1,397	211	1,608	1,051			1,051	2,659	14	8	22								2,681		
あさり																			15,643		
その他																			8,239		
計	10,739	3,253	13,992	7,147	141	205	7,493	21,485	1,653	15	1,668	137		137					8,712		
てんぐさ	72,216	2,953	75,169	5,045	8,248	7,813	16,061	91,250	1,220	1,220	1,220								23,882		
とさかのり																			11,250		
いわのり																			11,250		
その他																			96		
計	72,216	2,953	75,169	6,193	8,248	14,018	28,459	103,628	1,844	138	1,982	11		11					34		
合計	142,228	21,259	163,487	31,815	193,828	1,012,422	1,238,065	1,401,582	326,795	17,121	343,916	889,310	8,321	897,631	341,830	288,732	630,562		190,376		
																			3,464,037		

令和元年 魚種・月・海區別生産量 (大島・利島・新島・式根島・神津島)

(単位: kg)

魚種名		月												計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
魚	さば	6	775	474	59		9	160	14			6	24	1,527
	とびうお				95	2,665				5				2,765
	むろあじ		26	3			9	24			33	14	2	111
	まあじ									10	45	31	136	222
	しまあじ	16	43	46	b	55	437	378	171	50	189	118	134	1,637
	たかべ				2,664	3,390	5,571	6,436	3,872	2,790		4		24,727
	いさき	276	408	546	949	1,643	4,024	2,387	2,492	1,550	1,320	755	195	16,545
	かつお類	215	108	4,537	2,273	846	882	1,073	726	2,701	2,911	667	2,995	19,934
	まぐろ類	2,719	1,909	2,692	4,058	4,806	3,011	2,461	104	309	2,040	3,957	5,947	34,013
	かじき類	56	1,111	4,029	694	158		1,255	4,098	890	904	710	152	14,057
	きんめだい	34,231	64,860	54,517	61,468	54,803	38,182	50,943	61,279	43,987	38,452	48,911	61,836	613,469
	ひめだい		59	6	5	4	189	421	34		82		35	835
	はまだい	4		4	25	7		3		63	31	18	12	167
	あおだい		14	128	8	149	3,663	1,802	699	386	1,515	888	220	9,472
	めだい	2,064	4,504	5,237	5,286	5,122	3,553	6,940	11,330	7,024	734	2,547	4,937	59,278
	あこうだい	194	560	268	184	176	178	15	199	376	189	226	149	2,714
	むつ類	947	354	530	8,215	8,572	2,233	4,659	4,609	3,734	266	2,015	758	36,892
	まだい	10	1	24	14	7	130	49	29	4	20	4		292
	その他のたい							1						1
	ひらまさ	17			9	102	11	13	22	28		35	24	261
	かんばち	13	13	4	11	802	1,098	733	1,133	570	609	225	89	5,300
	さわら				18	24	11	7	5	25				90
	めじな	15	58	102	41	48	67	37	42	25	28	30	33	526
	いすずみ											5	1	6
	さめ類	11		123		13				127	90	500	125	989
	さんま													
	ぶり類					9	117	20	23	28	19	14	26	256
	ひらめ	8			7	8		6						29
	かれい類													
	ぼら類													
すずき		6											6	
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	1,442	1,172	960	3,491	2,305	2,480	2,817	3,240	2,472	1,702	1,979	2,348	26,408	
計	42,244	75,981	74,230	89,593	85,714	65,855	82,640	94,121	67,154	51,179	63,659	80,178	872,548	
水産物の	いか類				15,587	28,266	6,882	155						50,890
	いせえび	2,852	1,500	1,080	1,912	2,866				1,849	2,316	3,290	17,665	
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他	101	45											146
計	2,953	1,545	1,080	17,499	31,132	6,882	155			1,849	2,316	3,290	68,701	
貝類	さざえ	899	1,192	1,330	1,086	758	681			495	571	192	295	7,499
	あわび類	57	57	62	31	34	56	38	19	21	40			415
	とこぶし	244	275	453	305	389	290	599	227			455	552	3,789
	ひろせかい													
	くぼがい	59	100	199	260	206	349	303	186	247	65	37	70	2,081
	あさり類													
	その他	11	19	23	23	4	38		23	62	13	5	2	223
計	1,270	1,643	2,067	1,705	1,391	1,414	940	455	825	689	689	919	14,007	
藻類	てんぐさ						52,895	5,433				60,224	1,887	120,439
	とさかのり					7,920	8,635	1,050						17,605
	いわのり													
	その他	111	214	2										327
計	111	214	2		7,920	61,530	6,483				60,224	1,887	138,371	
合計	46,578	79,383	77,379	108,797	126,157	135,681	90,218	94,576	67,979	53,717	126,888	86,274	1,093,627	

令和元年 魚種・月・海區別生産量 (大島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば	6	112					87	14			6	14	239	
	とびうお									5				5	
	むろあじ		26	3			9	24			33	14	2	111	
	まあじ														
	しまあじ		43	7	14	42	40	109	24	28	7	51	75	440	
	たかべ				4	57	401	392	72			4		930	
	いさき	252	406	516	929	1,620	3,906	2,049	2,186	1,477	1,311	754	191	15,597	
	かつお類		6	414	98	306	210	164	284	2,214	2,511	58		6,265	
	まぐろ類	66	54	106	262	595	164	537	39	204	46		625	2,698	
	かじき類		53	61		49								163	
	きんめだい	110	289	49	265	8	72			5	7	12	17	25	859
	ひめだい		16	5				10	176	1					208
	はまだい	1			6				3						10
	あおだい														
	めだい	213	609	367	420	78	69	495	99	14	3	130	81	2,578	
	あこうだい	75	173	156	66	127	95	2	64	127	46	118	52	1,101	
	むつ類	97	7	12	62	1	17	53	151	39	16	28	61	544	
	まだい	2	1	15	13	3	2	10	9		13	4		72	
	その他のたい								1						1
	ひらまさ					32			3		5		20	13	73
	かんばち	1	7	4	5	83	40	68	173	303	366	177	53	1,280	
	さわら									5	25				30
	めじな	15	58	100	41	48	67	34	41	24	28	30	33	519	
	いすずみ												5	1	6
	さめ類					13									13
	さんま														
	ぶり類								18	3	10		9	26	66
	ひらめ	6							2						8
	かれい類														
	ぼら類														
すずき		6												6	
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	788	353	355	1,880	703	628	520	609	563	744	797	497	8,437		
計	1,632	2,219	2,170	4,065	3,765	5,730	4,747	3,779	5,045	5,136	2,222	1,749	42,259		
水産物の	いか類														
	いせえび	1,365	412	300	994	1,812					867	1,011	1,813	8,574	
	その他のえび類														
動他の	かめ														
	さんご														
	その他	7												7	
計	1,372	412	300	994	1,812					867	1,011	1,813	8,581		
貝類	さざえ	44	63	174	171	113	201			427	501	173	253	2,120	
	あわび類	50	52	59	31	32	56	38	19	21	35			393	
	とこぶし	244	275	452	277	339	290	597	227			455	552	3,708	
	ひろせかい														
	くぼがい	48	100	157	197	206	255		163	247	65	37	70	1,545	
	あさり類														
	その他	11	19	23	23	4	38		23	62	13	5	2	223	
計	397	509	865	699	694	840	635	432	757	614	670	877	7,989		
藻類	てんぐさ						51,005					53,921		104,926	
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計						51,005					53,921		104,926		
合計	3,401	3,140	3,335	5,758	6,271	57,575	5,382	4,211	5,802	6,617	57,824	4,439	163,755		

令和元年 魚種・月・海區別生産量 (利島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば														
	とびうお														
	むろあじ														
	まあじ														
	しまあじ														
	たかべ								556	924	235				1,715
	いさき														
	かつお類				11	72	73	34	50	77	61	51	77		506
	まぐろ類					145	58							156	359
	かじき類														
	きんめだい														
	ひめだい														
	はまだい														
	あおだい														
	めだい														
	あこうだい														
	むつ類														
	まだい														
	その他のたい														
	ひらまさ				9								15	11	35
	かんばち	2					1	27	30	2	5		3		70
	さわら														
	めじな														
	いすずみ														
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類														
	ひらめ														
	かれい類														
	ぼら類														
	すずき														
	あなご														
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	4	3	3	10	7					3	8	14	4	56	
計	6	3	3	30	225	158	620	976	320	69	83	248		2,741	
水産物の	いか類				360	1,581								1,941	
	いせえび	814	743	379	918	461					322	174	193	4,004	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他	6												6	
計	820	743	379	1,278	2,042	0	0	0	0	322	174	193		5,951	
貝類	さざえ	855	1,129	1,156	876	645	480			68	70	19	42	5,340	
	あわび類	7	5	3		1								16	
	とこぶし			1	6			2						9	
	ひろせかい														
	くぼがい	11		42	63		94	303	23					536	
	あさり類														
その他															
計	873	1,134	1,202	945	646	574	305	23	68	70	19	42		5,901	
藻類	てんぐさ														
	とさかのり					279	6,980	1,050						8,309	
	いわのり														
	その他	111	214	2										327	
計	111	214	2	0	279	6,980	1,050	0	0	0	0	0		8,636	
合計	1,810	2,094	1,586	2,253	3,192	7,712	1,975	999	388	461	276	483		23,229	

令和元年 魚種・月・海区别生産量（新島・式根島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば		4		1									5
	とびうお													
	むろあじ													
	まあじ													
	しまあじ			39		4	389	263	144	1	72	39	59	1,010
	たかべ				2,660	3,333	5,170	5,470	2,876	2,555				22,064
	いさき	12		30	20	11	16	261	305	73	9		4	741
	かつお類	203	57	2,170	878	203	231	531	134	178	265	558	2,754	8,162
	まぐろ類	762	1,350	1,431	892	211	391	1,010	7				523	6,577
	かじき類		45											45
	きんめだい	2,181	3,145	3,468	1,791	82	1,022	1,125	3,887	3,305	1,007	1,165	1,378	23,556
	ひめだい							93						35
	はまだい													
	あおだい							2						2
	めだい	18	31	160	346	612	183	65	6		3		25	1,449
	あこうだい	98	197	32	21	18	59	13	85	80	119	71	53	846
	むつ類	5		3	4,968	5,565	390	102	30	7	1	16	33	11,120
	まだい			9	1			31	20	4	5			70
	その他のたい													
	ひらまさ						4	1						5
	かんばち					154	121	309	530	55	186	23	11	1,389
	さわら													
	めじな			2				1	1	1				5
	いすずみ													
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類								7		2			9
	ひらめ				7			4						11
	かれい類													
	ぼら類													
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	60	53	17	29	81	111	31	25	8	26	83	119	643	
計	3,339	4,882	7,361	11,614	10,274	8,087	9,312	8,057	6,267	1,695	1,955	4,994	77,837	
水産物の	いか類				8,725	12,848	3,458	42						25,073
	いせえび	248		62		593				118	266	852	2,139	
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他	88	45											133
計	336	45	62	8,725	13,441	3,458	42	0	0	118	266	852	27,345	
貝類	さざえ				39									39
	あわび類													
	とこぶし				22									22
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
その他														
計	0	0	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0	61	
藻類	てんぐさ						1,890					6,303		8,193
	とさかのり													
	いわのり													
	その他													
計	0	0	0	0	0	1,890	0	0	0	0	6,303	0	8,193	
合計	3,675	4,927	7,423	20,400	23,715	13,435	9,354	8,057	6,267	1,813	8,524	5,846	113,436	

令和元年 魚種・月・海區別生産量 (神津島)

(単位：kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚種名														
魚類	さば		659	474	58		9	73					10	1,283
	とびうお				95	2,665								2,760
	むろあじ													
	まあじ									10	45	31	136	222
	しまあじ	16			5	9	8	6	3	21	110	28		206
	たかべ							18						18
	いさき	12	2			12	102	77	1			1		207
	かつお類	12	45	1,953	1,286	265	368	344	258	232	74		164	5,001
	まぐろ類	1,891	505	1,155	2,904	3,855	2,398	914	58	105	1,994	3,957	4,643	24,379
	かじき類	56	1,013	3,968	694	109		1,255	4,098	890	904	710	152	13,849
	きんめだい	31,940	61,426	51,000	59,412	54,713	37,088	49,818	57,387	40,675	37,433	47,729	60,433	589,054
	ひめだい		43	1	5	4	179	152	33		82			499
	はまだい	3		4	19	7					63	31	18	157
	あおだい		14	128	8	149	3,663	1,800	699	386	1,515	888	220	9,470
	めだい	1,833	3,864	4,710	4,520	4,432	3,301	6,380	11,225	7,010	728	2,417	4,831	55,251
	あこうだい	21	190	80	97	31	24		50	169	24	37	44	767
	むつ類	845	347	515	3,185	3,006	1,826	4,504	4,428	3,688	249	1,971	664	25,228
	まだい	8				4	128	8			2			150
	その他のたい													
	ひらまさ	17				70	7	9	22	23				148
	かんばち	10	6		6	564	910	326	428	207	57	22	25	2,561
	さわら				18	24	11	7						60
	めじな							2						2
	いすずみ													
	さめ類	11		123							127	90	500	976
	さんま													
	ぶり類					9	117	2	13	18	17	5		181
	ひらめ	2				8								10
	かれい類													
	ほら類													
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	590	763	585	1,572	1,514	1,741	2,266	2,606	1,898	924	1,085	1,728	17,272	
計	37,267	68,877	64,696	73,884	71,450	51,880	67,961	81,309	55,522	44,279	59,399	73,187	749,711	
水産物の他	いか類				6,502	13,837	3,424	113						23,876
	いせえび	425	345	339							542	865	432	2,948
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他													
計	425	345	339	6,502	13,837	3,424	113	0	0	542	865	432	26,824	
貝類	さざえ													
	あわび類					1					5			6
	とこぶし					50								50
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
その他														
計	0	0	0	0	51	0	0	0	0	5	0	0	56	
藻類	てんぐさ							5,433					1,887	7,320
	とさかのり					7,641	1,655							9,296
	いわのり													
	その他													
計	0	0	0	0	7,641	1,655	5,433	0	0	0	0	1,887	16,616	
合計	37,692	69,222	65,035	80,386	92,979	56,959	73,507	81,309	55,522	44,826	60,264	75,506	793,207	

令和元年 魚種・月・海区別生産量（三宅島・御蔵島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚種名														
魚類	さば		149	49	12					40			26	276
	とびうお			24	1,441	169								1,634
	むろあじ							2		22	17	14	5	60
	しまあじ	29	7		1	18		164	19	20	35	95	16	404
	たかべ	5					1		530	74				610
	いさき	1		3		5	12	1	1		12	19	13	67
	かつお類	69	589	2,667	4,491	6,931	7,826	6,777	3,027	1,670	1,775	910	1,613	38,345
	まぐろ類	8,859	18,778	18,437	17,893	21,299	12,587	7,825	278	353	682	1,571	5,208	113,770
	かじき類	460	1,195	5,121	283	126	27	112				43	180	7,547
	きんめだい	3,443	6,575	5,280	8,704	10,715	9,507	14,136	11,085	12,057	7,801	7,686	7,883	104,872
	ひめだい	1	1		2		21	10	9	2		7	28	81
	はまだい									2		3		5
	あおだい		11		5	8	288	132	127	34		15		620
	めだい	224	849	405	783	1,006	29	512	179	994	789	825	543	7,138
	あこうだい	99	31	37	29	26	26	66	44	53	21	42	69	543
	むつ類	125	19	6	247	364	51	211	55	104	590	775	219	2,766
	まだい					16			9	4				29
	その他のたい								1					1
	ひらまさ				21	32	7		12	72	144	67	42	397
	かんばち	36	59	54	93	191	287	124	837	1,903	530	630	129	4,873
	さわら	202		6	7	212	39	83	6	20	37	129	149	890
	めじな	38	79	255	40	7						7	41	467
	いすずみ				7									7
	さめ類										6			6
	さんま													
	ぶり類							1						1
	ひらめ					4	4							8
	かれい類													
	ぼら類													
	すずき													
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	272	207	267	327	814	777	621	666	698	642	777	725	6,793	
計	13,863	28,549	32,611	34,386	41,943	31,490	30,776	16,887	18,120	13,084	13,612	16,889	292,210	
水産物の	いか類				1,076	32								1,108
	いせえび		26	38	64	120				5	82	603	938	
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他	4	2	8	24	2	2				80	1		123
計	4	28	46	1,164	154	2				85	83	603	2,169	
貝類	さざえ									36				36
	あわび類													
	とこぶし							172	195					367
	ひろせかい													
	くぼがい				8	8								16
	あさり類													
その他				24	3				4	117			148	
計				32	11		172	195	40	117			567	
藻類	てんぐさ									1,312				1,312
	とさかのり													
	いわのり		14		32									46
	その他		70		54									124
計		84		86					1,312				1,482	
合計	13,867	28,661	32,657	35,668	42,108	31,492	30,948	17,082	19,472	13,286	13,695	17,492	296,428	

令和元年 魚種・月・海区別生産量（八丈島・青ヶ島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば	32		21	12	21								86	
	とびうお			24,304	66,187	16,701								107,192	
	むろあじ	12		1			10	1	6,185	5,605	23,416	16,151	11,741	63,122	
	まあじ														
	しまあじ	14	6	6		6	10	2		4	8			56	
	たかべ														
	いさき											1			1
	かつお類	697	5,251	11,501	8,582	3,958	802	1,808	3,004	1,226	310	309	115		37,563
	まぐろ類	3,639	7,298	12,733	10,392	9,182	1,721	606	545	2,503	1,586	1,592	4,976		56,773
	かじき類	282	810	569	504				33			185	40	220	2,643
	きんめだい	5,488	28,733	33,918	33,721	56,885	39,682	48,387	46,543	29,855	14,957	25,374	16,632		380,175
	ひめだい	21	21		10	200	57	188	229	48	117	60	6		957
	はまだい	28	131	133	599	2,078	682	224	484	12	90	1,388	64		5,913
	あおだい	323	186	8	30	779	2,442	3,113	1,987	1,983	1,109	918	915		13,793
	めだい	839	4,219	2,443	4,176	6,465	3,947	7,066	5,658	3,286	2,112	1,597	2,618		44,426
	あこうだい	2	6	6	9	10	10	12	4	1	7	4	1		72
	むつ類	132	175	120	104	236	226	171	179	98	184	85	133		1,843
	まだい	22	3			11	9					5	2	9	61
	その他のたい														
	ひらまさ			37	302	358	85	47	45	110	55	27			1,066
	かんぼち	28	107	75	222	658	658	763	790	1,116	821	1,099	657		6,994
	さわら	52	367	309	428	242	115	57	37	679	1,075	734	620		4,715
	めじな	32		57		6	10	18	6	11	5	7	8		160
	いすずみ					285	43	350						7	685
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類														
	ひらめ						1								1
	かれい類														
	ぼら類														
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	468	1,757	973	1,759	3,584	2,187	2,196	2,816	2,062	1,788	2,215	1,423		23,228	
計	12,111	49,070	87,214	127,037	101,666	52,696	65,042	68,512	48,599	47,831	51,602	40,145		751,525	
水産物の	いか類														
	いせえび				4						15	59	15	93	
	その他のえび類				1									1	
	かめ														
	さんご														
	その他	98	68	27	34		4		1	7	7	43	20	309	
計	98	68	27	39		4		1	7	22	102	35	403		
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし														
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
	その他														
計															
藻類	てんぐさ														
	とさかのり														
	いわのり														
	その他					10								10	
計					10								10		
合計	12,209	49,138	87,241	127,076	101,676	52,700	65,042	68,513	48,606	47,853	51,704	40,180		751,938	



令和元年 魚種・月・海区別生産量 (小笠原父島・母島)

(単位：kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば														
	とびうお														
	むろあじ				2	2				42	32	25	5	108	
	まあじ														
	しまあじ		9	11	6	7								33	
	たかべ														
	いさき		3		3	5	12	2	11	8				1	45
	かつお類		12	13	5	6	37	58	35	19			30	25	240
	まぐろ類	3,045	2,394	2,113	1,590	1,478	2,694	2,327	2,658	5,812	4,544	11,950	4,101	44,706	
	かじき類	1,361	2,198	2,919	13,627	14,962	53,774	31,126	9,711	18,261	8,719	7,542	5,057	169,257	
	きんめだい						3						10		13
	ひめだい	774	1,809	667	2,192	1,330	1,271	987	874	904	856	1,006	855	13,525	
	はまだい	2,142	5,938	2,419	14,200	8,658	9,208	6,557	4,477	4,158	2,850	5,845	5,411	71,863	
	あおだい	12			7	4	9	5	2	18				1	58
	めだい		15	30	13	50	235	68	102	55			59	21	648
	あこうだい														
	むつ類	264	742	296	1,514	1,344	1,627	791	625	557	158	400	370		8,688
	まだい														
	その他のたい	62	139	77	332	169	214	154	178	365	88	94	176		2,048
	ひらまさ				8	10		20							44
	かんぼち	403	737	588	1,076	1,067	1,035	1,109	671	672	395	752	654		9,159
	さわら	581	320	1,327	1,207	306	37	11	39	405	732	752	890		6,607
	めじな														
	いすずみ														
	さめ類			43		24	52		31				102		252
	さんま														
	ぶり類														
ひらめ															
かれい類															
ぼら類															
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	602	2,682	1,795	3,467	2,462	3,994	2,701	1,610	2,683	1,753	2,280	2,001		28,030	
計	9,246	16,998	12,298	39,249	31,884	74,202	45,916	21,024	33,959	20,127	30,847	19,574		355,324	
水産物の	いか類	4,942	5,629	6,591	1,600	132				404	3,575	4,230	6,920	34,023	
	いせえび					94				49	54	1,681		1,878	
	その他のえび類											4		4	
	かめ			3,058	8,623	1,256	520							13,457	
	さんご		55			17		16		35			31	154	
	その他	117			3				160				12	292	
計	5,059	5,684	9,649	10,226	1,499	520	16	160	488	3,629	5,927	6,951	49,808		
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし														
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計															
藻類	てんぐさ														
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計															
合計	14,305	22,682	21,947	49,475	33,383	74,722	45,932	21,184	34,447	23,756	36,774	26,525		405,132	

## 内湾域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分		年				
		27年	28年	29年	30年	元年 (31年)
魚類	生産量	262	214	204	227	136
	生産額	268	276	253	276	166
その他の 水産動物	生産量	0	1	1	1	1
	生産額	0	1	1	1	1
貝類	生産量	67	66	60	60	55
	生産額	27	26	23	26	24
合計	生産量	329	281	265	288	192
	生産額	295	303	277	303	191

## 島しょ地域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分		年				
		27年	28年	29年	30年	元年 (31年)
魚類	生産量	2,561	2,730	2,496	2,663	2,272
	生産額	2,951	2,912	2,999	3,069	2,762
その他の 水産動物	生産量	97	149	96	174	121
	生産額	438	488	406	493	383
貝類	生産量	27	36	42	24	14
	生産額	38	24	57	35	23
藻類	生産量	175	205	171	143	140
	生産額	103	128	131	106	106
合計	生産量	2,860	3,120	2,805	3,004	2,547
	生産額	3,530	3,552	3,593	3,703	3,274

## 主要魚種別生産量の推移

単位：トン

年 魚種	27年	28年	29年	30年	元年 (31年)
さば類	12	12	10	6	2
とびうお	145	201	102	149	112
あじ類	188	147	80	87	66
かつお類	31	129	53	96	96
まぐろ・かじき類	424	405	392	465	443
きんめだい	1,020	1,092	1,237	1,253	1,099
めだい	271	241	198	211	111
たかべ	51	78	55	47	25
あなご	11	13	8	10	5
えび・いか類	80	132	84	161	107
貝類	94	102	103	84	70
てんぐさ等の藻類	156	205	171	143	140
その他の魚類	706	643	577	581	463
合計	3,189	3,400	3,070	3,293	2,739

## 内水面養殖生産量

単位：kg

年 魚種	27年	28年	29年	30年	元年 (31年)
あゆ	3,300	2,717	3,470	3,750	1,755
にじます	34,234	32,678	25,136	33,538	23,860
その他のます類	28,881	27,286	21,428	23,989	22,013
その他	0	0	0	0	0
計	66,415	62,681	50,034	61,277	47,628

資料：水産課調べ

## 金魚類養殖生産量

単位：尾

年 種類	27年	28年	29年	30年	元年 (31年)
琉金	76,189	72,337	70,744	81,685	63,139
出目金	32,472	30,522	74,440	46,404	29,414
朱文金	49,352	52,123	71,890	49,481	52,371
和金	25,024	22,994	16,368	13,319	17,577
コメット	127,338	137,980	109,579	80,484	62,588
色鯉	4,995	2,325	12,935	1,471	2,907
ひめだか	55,877	61,274	100,104	257,142	206,029
その他	502,988	532,372	430,228	500,528	432,138
計	874,235	911,927	886,288	1,030,514	866,163

資料：東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ

令和元年 魚種・地区別単価表

(単位：円/kg)

地区名		大島	利島	新島	神津島	三宅島	八丈島	小笠原	内湾	平均*
魚種名										
魚類	さば	470		778	213	331	320		200	269
	とびうお	864			229	490	534			526
	むろあじ	568				292	343	391		344
	まあじ				376				283	333
	しまあじ	2,874		2,439	1,527	3,367	2,065	1,665		2,594
	たかべ	1,470	2,075	1,869	2,201	1,639				1,863
	いさき	685		819	322	982	756	518		687
	かつお類	848	1,319	1,165	653	634	642	689		701
	まぐろ類	1,094	718	1,157	2,184	1,041	1,310	1,086		1,225
	かじき類	1,037		550	981	944	892	1,139		1,117
	きんめだい	1,782		1,530	1,294	1,441	1,631	773		1,430
	ひめだい	1,526		1,186	1,057	1,018	1,174	875		911
	はまだい	2,218			2,383	2,931	1,962	1,299		1,351
	あおだい			2,042	983	1,309	1,399	1,174		1,232
	めだい	1,152		889	705	753	759	751		742
	あこうだい	2,909		2,383	1,438	2,343	1,561			2,315
	むつ類	2,958		2,181	2,027	2,213	1,986	796		1,867
	まだい	1,123		1,085	349	863	913			759
	その他のたい	955				1,000		662	616	641
	ひらまさ	882	1,274	1,270	515	694	628	689		660
	かんばち	1,496	1,389	1,643	1,031	1,216	1,112	683		1,021
	さわら	656			303	390	309	427	406	381
	めじな	714		961	216	734	1,055			770
	いすずみ	757				300	444			445
	さめ類	219			207	200		200	120	204
	さんま									
	ぶり類	533		476	211	540			244	281
	ひらめ	2,260		1,083	1,228	2,117	1,966		1,500	1,595
	かれい類								1,628	1,628
	ぼら類									
	すずき	1,568							1,235	1,235
	あなご								2,173	2,173
	このしろ								746	746
はぜ										
その他の魚類	1,239	1,608	1,643	627	1,115	714	1,459	806	978	
水産動物	いか類		1,411	1,883	1,564	1,826		764		1,341
	いせえび	3,470	2,752	4,427	3,984	5,829	5,206	2,845		3,562
	その他のえび類						7,776	3,150		4,075
	かめ							356		356
	さんご							1,222,824		1,222,824
その他水産動物	1,828	672	700		1,661	1,298	1,398	1,220	1,271	
貝類	さざえ	1,081	1,105	1,434		1,200				1,100
	あわび類	4,244	10,387		7,755					4,546
	とこぶし	2,211	3,239	3,602	3,163	3,695				2,396
	ひろせかい									
	くぼがい	1,040	1,961			1,400				1,278
	あさり類								326	326
その他の貝類	1,015				1,671			1,123	1,130	
藻類	てんぐさ	716		1,007	1,067	930				759
	とさかのり		607		667					639
	いわのり					2,099				2,099
	その他の藻類		3,510			5,368	1,080		425	3,435

\*平均は、生産量及び生産金額の合計値から算出

### 3 漁船

#### (1) 漁船の推移

(令和元年12月末現在)

年度等	項目	内		湾		島		し		よ		会社・官庁・その他		計	
		隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数
平成26	動力船	210	564.11	13,698	814	3,735.56	91,920	40	31,289.38	47,405	1,064	35,589.05	153,023		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27	動力船	208	551.74	13,742	790	3,660.70	92,074	41	37,115.38	50,943	1,039	41,327.82	156,759		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28	動力船	208	551.30	14,115	774	3,626.52	91,619	43	38,600.38	56,199	1,025	42,778.20	161,933		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成29	動力船	198	526.42	13,676	741	3,550.78	94,694	40	38,206.47	55,549	979	42,283.67	163,919		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30	動力船	188	495.95	13,792	729	3,505.19	99,001	43	47,914.87	68,557	960	51,916.01	181,350		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元	動力船	187	490.23	14,056	705	3,360.52	98,198	42	45,964.87	62,638	934	49,815.62	174,892		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 漁船登録事務取扱い件数

(平成31年4月～令和2年3月)

項目	船級	総数	1 級		2 級		3 級	4・5 級	6 級	7 級
			15 t 以上	15 t 未満						
総数		514	82	134	278	0	0	0	0	
新規登録	建造	3	1	1	1	0	0	0	0	
	転用	17	0	1	16	0	0	0	0	
	その他	34	0	11	23	0	0	0	0	
	計	54	1	13	40	0	0	0	0	
変更登録		60	6	14	36	0	0	0	0	
再交付		6	0	3	3	0	0	0	0	
謄本交付		135	65	15	43	0	0	0	0	
抹消登録	失効	86	4	31	49	0	0	0	0	
	取消	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	86	4	31	49	0	0	0	0	
	合格	173	6	58	107	0	0	0	0	
検認	不合格	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	173	6	58	107	0	0	0	0	

(3) 建造・改造・転用許可（漁船）

(平成31年4月～令和2年3月)

許可の種類	隻数	総トン数	馬力数	摘要
建造	0	0.00	0	
	1	8.50	423	
計	1	8.50	423	
改造	0	0.00	0	
	3	25.64	1,105	
計	3	25.64	1,105	
転用	1	4.90	255	
	1	6.30	120	
計	2	11.20	375	

(4) 等級別登録漁船状況（令和元年12月末現在）

等級	隻数	総トン数	馬力数					
				TK 6	TK 3	TK 2	TK 1	総計
TK 6	0	0.00	0					
TK 3	178	114.02	7,925					
	298	493.16	17,595					
	140	586.80	15,762					
TK 2	190	1,481.99	43,351					
	63	756.89	17,106					
	27	461.06	10,965					
	0	0.00	0					
	1	44.00	1,167					
	1	87.00	1,030					
TK 1	4	632.00	3,903					
	32	45,158.70	56,088					
総計	934	49,815.62	174,892					

(TK 6 と TK 3 兼用船は、TK 3 に含める)

## (5) 島しょ組合別登録漁船（官公庁船除く）

令和元年12月末現在

区分 漁協名	動									力									漁									船		
	20トン以上			20トン未満 10トン以上			10トン未満 5トン以上			5トン未満 3トン以上			3トン未満 1トン以上			1トン未満			計											
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数						
岡田				1	7.30	330				12	48.83	1,461	14	21.22	833	15	9.94	960	42	87.29	3,584									
	泉津								1	3.36	70	9	13.06	740	7	5.10	385	17	21.52	1,195										
伊豆大島	野増								5	20.50	758	3	6.48	268	10	6.60	450	18	33.58	1,476										
	差木地			1	12.00	120			8	33.36	580	14	23.99	695	5	2.50	180	29	79.75	1,665										
波浮港				2	14.10	190			3	13.64	240	3	3.91	90	8	4.50	287	16	36.15	807										
元町				2	16.40	210			2	9.53	338	8	13.05	425	13	9.30	690	26	65.28	2,302										
利島村				2	13.79	160			5	21.50	856	11	21.10	795	1	0.60	60	19	56.99	1,871										
新島				6	45.44	1,682			7	28.26	937	9	18.41	781	2	1.70	60	29	163.17	5,421										
	にいじま			3	22.03	260			6	25.47	440	3	3.98	100				16	106.48	2,300										
若郷				7	50.54	1,153			6	25.20	831	21	35.25	1,339	7	6.00	420	43	150.36	4,365										
	式根島			43	328.96	9,852			8	31.09	776	35	73.07	1,911	1	0.60	25	127	958.44	27,066										
神津島				20	161.86	3,106			16	69.36	1,677	37	57.24	2,045	29	19.40	973	114	468.43	11,029										
三宅島												21	26.60	1,314	10	7.80	517	31	34.40	1,831										
御蔵島村																														
八丈島	三根			31	236.45	7,064			1	4.00	70	2	2.30	80	16	7.33	640	58	370.25	9,724										
	八丈島			21	167.12	3,052			6	26.19	420	1	2.21	17	17	7.61	730	52	289.58	5,709										
青ヶ島村								5	18.7	469	3	7.4	190				8	26.10	659											
小笠原島				26	217.71	10,034			9	39.62	1,305	1	1.70	77	1	0.81	30	38	270.65	11,566										
小笠原母島				14	111.53	4,734			6	27.50	784	1	2.67	50	1	0.40	60	22	142.10	5,628										
計	0	0.00	0	81	1,089.45	26,052	179	1,401.13	41,917	106	446.11	12,012	196	333.64	11,750	143	90.19	6,467	705	3,360.52	98,198									



## 4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。(令和2年4月1日現在)

### ○ 漁業の制度

#### § 1 大臣許可漁業等

##### (1) 指定漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当と認められる漁業について、漁業法第 52 条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

- ① 沖合底びき網漁業      ② 以西底びき網漁業      ③ 遠洋底びき網漁業      ④ 大中型まき網漁
- ⑤ 大型捕鯨業            ⑥ 小型捕鯨業            ⑦ 母船式捕鯨業        ⑧ 遠洋かつお・まぐろ漁業
- ⑨ 近海かつお・まぐろ漁業      ⑩ 中型さけ・ます流し網漁業      ⑪ 北太平洋さんま漁業
- ⑫ 日本海べにずわいがに漁業      ⑬ いか釣り漁業

##### (2) 特定大臣許可漁業

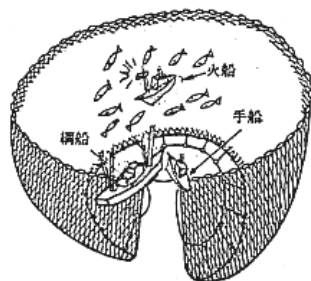
漁業法第 65 条及び水産資源保護法第 4 条の規定に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 2 項で定められた漁業である。

- ① ずわいがに漁業            ② 東シナ海等かじき等流し網漁業      ③ かじき等流し網
- ④ 東シナ海はえ縄漁業      ⑤ 大西洋はえ縄等漁業                  ⑥ 太平洋底刺し網等漁業

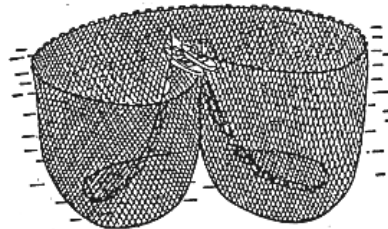
##### (3) 届出漁業

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 3 項で定められた漁業である。

- ① 沿岸まぐろはえ縄漁業      ② 小型するめいか釣り漁業      ③ 暫定措置水域沿岸漁業等

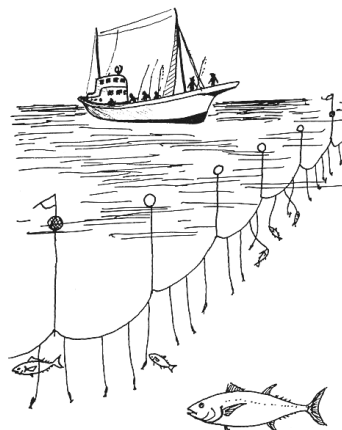


1 せうまき網



2 せうまき網

指定漁業 (大中型まき網漁業)



指定漁業 (遠洋かつお・まぐろ漁業)

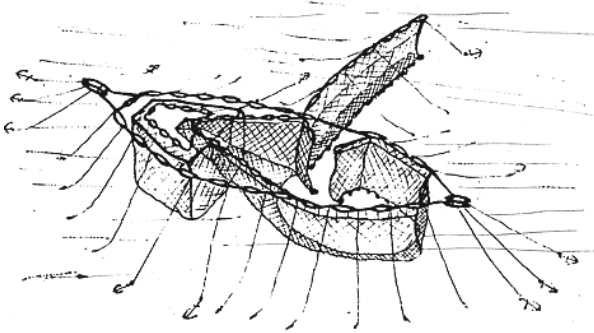
## § 2 知事免許漁業

漁業法第 10 条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の 3 種類の漁業権が規定されている。

### (1) 定置漁業権

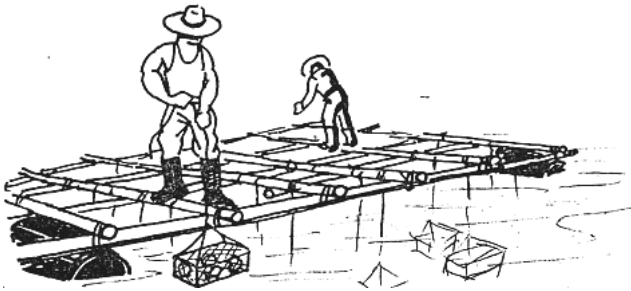
一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深 27m 以深に漁具を設置する漁業である。



定置漁業（落とし網）

### (2) 区画漁業権（第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業）

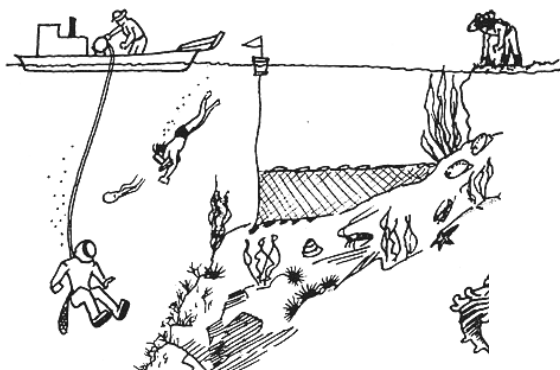
一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって 4 種類に区分されている。



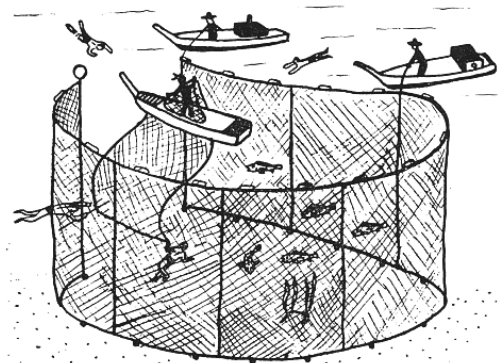
第一種区画漁業（貝類養殖業）

### (3) 共同漁業権（第一種～第五種共同漁業）

一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者に自ら漁場を管理させるために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。共同漁業権は、その形態等によって 5 種類に区分されている。



第一種共同漁業（採貝藻漁業）



第二種共同漁業（建切網漁業）

### § 3 法定知事許可漁業

都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要がある漁業として、漁業法第 66 条に規定されている漁業である。

#### (1) 法定知事許可漁業

- ① 中型まき網漁業 ② 小型機船底びき網漁業 ③ 瀬戸内海機船船びき網漁業
- ④ 小型さけ・ます流し網漁業

#### (2) 都における法定知事許可漁業

- 中型まき網漁業（総トン数 5 トン以上 40 トン未満）

### § 4 知事許可漁業

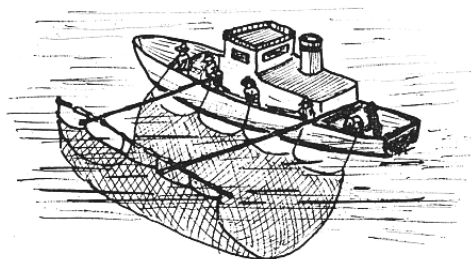
都道府県知事は、漁業法第 65 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県毎の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都における知事許可漁業は、海面においては東京都漁業調整規則第 7 条に、内水面においては東京都内水面漁業調整規則第 6 条にそれぞれ規定されている。

#### (1) 海面の許可漁業

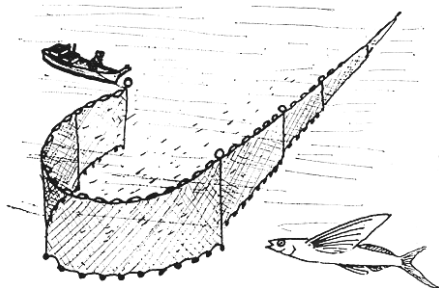
- ① さんご ② かめ（あおうみがめ対象） ③ 棒受け網漁業（総トン数 5 トン以上）
- ④ 火光利用さば漁業（総トン数 5 トン以上） ⑤ 小型まき網漁業（総トン数 5 トン未満）
- ⑥ 機船船びき網漁業 ⑦ とびうお流し刺し網漁業 ⑧ とびうお流しまき網漁業
- ⑨ 刺し網漁業（内湾を除く。） ⑩ 潜水器漁業 ⑪ いそ魚寄せ網漁業
- ⑫ 建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。）
- ⑬ 固定式刺し網漁業（三枚網及び重ね網を含み、内湾を除く。） ⑭ 四そう張り網漁業
- ⑮ 地びき網漁業 ⑯ 小型定置漁業（小笠原に限る） ⑰ 底はえ縄漁業 ⑱ 底魚一本釣り漁業
- ⑲ ひき縄漁業 ⑳ まぐろはえ縄漁業 ㉑ かつお・まぐろ釣り漁業 ㉒ 底立てはえ縄漁業
- （⑱～㉒は総トン数 5 トン以上、小笠原に限る）

#### (2) 内水面の許可漁業

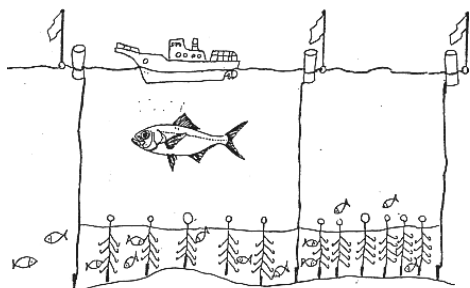
- ① さし網 ② 建干網 ③ 四手網（方言あじ網を含む。）
- ④ ふくろ網 ⑤ 地びき網 ⑥ あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）



知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ縄漁業）

## § 5 海区漁業調整委員会の指示

海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるときは、漁業法第 67 条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

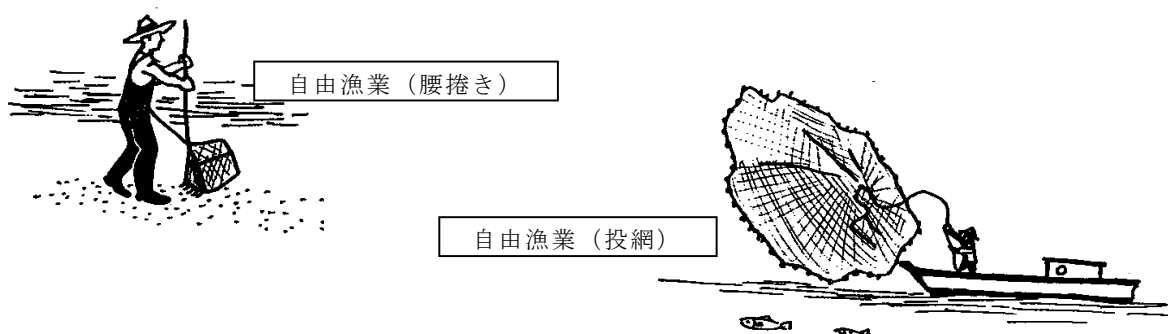
- ①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業⑤いか釣り漁業  
⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業の制限（八丈海域）  
⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）  
⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止  
⑫遊漁者のひき縄釣による採捕の制限 \*②、⑨～⑫は遊漁者にも適用される。

また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるときは、漁業法第 68 条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

太平洋広域漁業調整委員会指示 ①沿岸くろまぐろ漁業

## § 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記 § 1～§ 5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



## § 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

### (1) 東京都の禁止漁業

①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業（小笠原村地先海面に限る。）

### (2) 東京都の禁止漁具・漁法

#### ア 海面

①はぜびき網（方言だぼ網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚燈を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4月1日～12月31日の期間で銭洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業（たも網又は敷網を使用してとびうおを採捕する。）を除く。）

#### イ 内水面

①やな ②張切網 ③なで網 ④押網 ⑤三枚網 ⑥びんど又はこれに類似する漁具  
⑦かい堀 ⑧瀬干 ⑨火光を利用する漁具又は漁法 ⑩水中に電流を通じてする漁具又は漁法 ⑪水中銃その他弾力を利用して発射する漁具 ⑫がちゃ網（4月1日～6月30日の期間）

### (3) その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

## § 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

- ①竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。） ②たも網及びさ手網  
③投網（船を使用しないものに限る。） ④やす及びは具（貝まきを除く。） ⑤徒手採捕  
⑥ひき縄釣（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。

東京都の水産  
(令和2年版)

令和3年度  
登録番号(104)

令和3年9月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課  
(所在地) 新宿区西新宿2-8-1  
(電話) 03(5321)1111  
(内線) 37-421

印刷 会社名 シンソー印刷株式会社  
(所在地) 新宿区西新宿1-6-8  
(電話) 03(3950)7221(代表)



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。